

レジャー・レクリエーション研究

第 55 号

第 35 回 学 会 大 会 発 表 論 文 集

日本レジャー・レクリエーション学会第35回学会大会

平成17年12月9日(金)・10日(土)・11日(日)

於：国際基督教大学(ICU)

日本レジャー・レクリエーション学会

2005年12月

1. 印刷・製本

発表論文は、提出された原稿をそのまま縮写し、論文一題につきB5版見開き2ページまたは4ページにオフセット印刷され、「レジャー・レクリエーション研究（大会発表論文集）」として製本される。

2. 原稿用紙

提出原稿は、指定の原稿用紙（A4版）4枚以内に限る。なお、予備を含め合計6枚の原稿用紙が同封されている。

3. 文字

本文文字は、邦文タイプ（4号活字）またはワードプロセッサ（12ポイント・24ドット以上）を用いて、横書き印字したものに限る。

4. 演題・氏名等

①演題は、原稿用紙上部第1行と2行を用い、副題がある場合には行を改めて記載する。

②演題には、本文より大きな活字または倍角文字を用いること。

③氏名は、演者と共同研究者について行を改めて区別し、演者には氏名のすぐ前に○印をつけること。

④所属機関名は、氏名に続いて（ ）付で記入する。また、複数の共同研究者が同一の機関に所属する場合には、まとめて（ ）付で記載すること。

5. 本文

①本文は、目的、方法、結果、考察など、できるだけ分かりやすくまとめ、研究論文として完結していること。

②本文各段は、最初の一字分をあけて書き始めること。

③原稿用紙の字数は、40字×40行の1600字となっている。

④図表などを使用する場合にも、必ず本文枠内に収めること。

6. 送付要領

①同封の厚紙にはさみ、原稿とそのコピー2部を同封のこと。

②同封の提出用封筒を使用し、書留郵便（簡易書留可）で郵送のこと。

③提出要領が守られていない場合には、原稿を受け付けない場合がある。

7. 締切期日

2005年9月30日（金） 当日消印有効

8. 送付先

〒354-8510 埼玉県入間郡三芳町藤久保1150-1
淑徳大学 国際コミュニケーション学部
西田俊夫研究室内
日本レジャー・レクリエーション学会編集委員会
電話・FAX 0492-74-1511

目 次

日本レジャー・レクリエーション学会 第35回学会大会の開催にあたって 日本レジャー・レクリエーション学会会長 油井正昭 …… 1	②環境・景観・造園分野 企画責任者 東京農業大学 麻生 恵 ……19
日本レジャー・レクリエーション学会 第35回学会大会開催要項 …… 2	日本レジャー・レクリエーション学会 第35回学会大会発表演題 ……21
日本レジャー・レクリエーション学会 第35回学会大会組織委員会 …… 4	A-01 知的障害児(者)の余暇活動と生活の質(QOL)に関する研究 ～スポーツ・レクリエーション活動の活動群と非活動群 の比較～ ……26
日本レジャー・レクリエーション学会 第35回学会大会実行委員会 …… 5	A-02 知的障害者の余暇活動についての事例報告 ～A地区の知的障害者学級を事例として～ ……30
参加者へのご案内 …… 6	A-03 湯治の実態と湯治に対する意識について ……32
(発表者へのお願いとお知らせ) …… 7	A-04 内的余暇動機スケールと余暇退屈度スケールの解釈シ ートの実践開発 ……36
(座長へのお願いとお知らせ) …… 7	A-05 ゆとりの構造化に向けて(3) 「くつろぎ」感と「日常生活経験」 ……40
(討論者・質問者へのお願い) …… 7	A-06 世界各国における野外レクリエーションに係る保護地 域の発展とその特徴 ……44
第35回学会大会開催地略図 …… 8	A-07 伝統芸能継承団体の再生過程に関する実践報告 ～伊勢神楽十二神祇の場合～ ……48
日本レジャー・レクリエーション学会 第35回学会大会基調講演・シンポジウム・研究分科会 ……11	A-08 特別養護老人ホームにおけるレクリエーション・プロ グラムの課題 ～その支援方法の確立に向けて～ ……50
基調講演「レジャー・レクリエーション見聞記」 学習院女子大学特別専任教授 元NHK解説委員 平野 次郎 ……12	A-09 要介護予防運動の本質的理解 ～その外延と内包～ ……54
シンポジウム 「ダウンサイジングな時代に即応するレジャー・レクリエーション」 コーディネーター 東海大学 西野 仁 ……13	A-10 要介護予防運動スペシャリストの活動現況 ～全有資格者への調査から～ ……58
パネリスト ○青少年育成分野から 慶應義塾大学保健管理センター助教授 徳村 光昭 ……13	
○高齢者分野から 東京都老人総合研究所副所長 鈴木 隆雄 ……14	
○公園・緑地環境分野から 国土交通省都市・地域整備局公園緑地課緑地環境推進室長 西川 嘉輝 ……15	
研究分科会 ①セラピューティックレクリエーション専門分科会 企画責任者および話題提供者 関東学院大学 鈴木 秀雄 ……16	

B-01	総合型地域スポーツクラブの設立に向けた2年間の取り組み ～神奈川県育成指定クラブを事例として～……………60	P-5	尾瀬ヶ原を事例としたレクリエーション空間と利用者属性からみた利用計画のあり方について—ROS (レクリエーション利用区分プログラム) の概念を用いて— ……………95
B-02	中山間地域における体験型観光推進協議会の設立について ～広島県北部の取り組みに着目して～……………64	P-6	富士箱根伊豆国立公園箱根地域における展望施設の実態と評価 ……………95
B-03	レクリエーション資格の取得意識に関する調査研究 ……68	P-7	二次草原における環境保全ボランティアの参加意識において—阿蘇野焼き支援ボランティアを対象として— ……………96
B-04	レクリエーション資格に関するイメージ分析 ……………72	P-8	市民参加・NPOによる自然環境の保全管理の課題に関する調査研究 ……………96
B-05	老人医療・福祉施設におけるレクリエーションワークおよびレクリエーション専門職の役割に関する研究(2) ……………76	P-9	利根川上流域における「武尊100散歩トレイル」の市民による整備・運営計画について ……………97
B-06	オランダ社会の近代化とヨハン・ホイジンガの遊戯文化論 ……80	P-10	山形県金山町における周辺環境や住民の属性の違いと景観認識に関する調査研究 ……………97
B-07	2000～2004年“ワールド・レジャー・ジャーナル”における投稿研究論文の動向 ……………82	P-11	自然公園の利用計画から見た乗鞍山麓五色ヶ原の利用システムについて ……………98
B-08	吉野林業地域における文化的景観の保全……………84	P-12	サガルマータ(エベレスト)登山がベースキャンプに及ぼす環境影響についてのシミュレーションの試み ……………99
B-09	国民休暇村における眺望景観の形成とその特徴…………88	P-13	町田市きつねくぼ緑地における市民参加型管理運営活動と参加者の意識 ……………99
第35回日本レジャー・レクリエーション学会大会 ポスター発表演題 ……………92		P-14	小笠原国立公園における適正な利用ルールの導入に向けた現状と課題 ……………100
P-1	楽しむって何? セラピューティックレクリエーション ……………93		会則及び諸規程他 ……………102
P-2	興望館学童キャンプに集う学生ボランティアへの研修の効果 ……………93		役員選出細則設置の趣旨 ……………106
P-3	三鷹市「緑のボランティア講座」活動報告 ……………94		投稿規程・原稿作成要領・投稿票 ……………112
P-4	環境学習のための富良野研修ツアー報告 ……………94		学会大会号編集企画 ……………119

日本レジャー・レクリエーション学会

第35回学会大会の開催にあたって

日本レジャー・レクリエーション学会
会長 油井正昭

今年は日本で国際的な大きなイベントが開催された。「自然の叡智」をテーマに開催された2005年日本国際博覧会「愛・地球博」である。3月25日から9月25日までの開催期間中に2,200万人を超える入場者があり、中には毎日のように入場した人もいたというから魅力の大きなイベントであった。この国際博覧会の会場を決める頃から、会場整備に係る環境影響評価と開期中の開催地と周辺地域の環境保全について約10年近く関わった。国際博覧会の開催期間は、半年間であったから準備期間がはるかに長かった。

どんなイベントでも、会期に対して準備期間の方が長いのが普通だが、学会大会の開催も同様である。平成17年度第35回学会大会を、国際基督教大学で開催させて頂くことが決まってから、1年余りの準備を経て大会当日を迎えることができた。

国際基督教大学には、武蔵野の雰囲気が残る環境の良いキャンパスで、学会開催の便宜を与えていただき、心から御礼を申し上げます。

この1年余りの間、国際基督教大学に在職されている高橋伸理事を実行委員長として、常任理事全員が実質的な実行委員会を組織して大会の準備を進めてきた。実行委員会には、総務部会、研究部会、発表部会、広報部会、渉外部会を設け、それぞれの部会で検討した内容は、実行委員会で検討を深めて内容の充実を図り、さらに常任理事会でも討議を重ねるなど、学会の最も重要な行事として大会準備に努力した。

今年度は実行委員の連絡をE-mailで行うことになり、高橋伸理事の手でメーリングリストが作られ、委員間の交信と準備の進捗状況が他の方々にも確認できる方法が取り入れられ、大会テーマの設定、大会のプログラムづくり、地域研究の計画などで委員相互の意見交換がmail交信によって行われた。この方法は大会準備に対する新しい試みだった。また、この第35回学会大会から新たにポスター発表が加えられることになり、研究発表形式の多様化で学会大会の充実が期待される。

こうした長い準備経過を経て開催される大会であるから、大会期間の3日間を是非大勢の学会員にご参加いただき、稔りのある大会になることを願っている。

日本レジャー・レクリエーション学会 第35回学会大会開催要項

大会テーマ「ダウンサイジングな時代に即応するレジャー・レクリエーション」

1. 主催：日本レジャー・レクリエーション学会
2. 主管：日本レジャー・レクリエーション学会第34回学会大会実行委員会
3. 期日：平成17年12月9日(金)、10日(土)、11日(日)
4. 会場：国際基督教大学（ICU）

〒181-8585 東京都三鷹市大沢3-10-2

5. 日程

第1日目 12月9日(金)

10:45~11:00 受付（JR中央線、武蔵境駅南口）

11:00~11:10 開会挨拶 坂口正治（学会副会長）

11:10~15:30 地域研究 テーマ『歴史文化探訪』

1、地域の歴史文化探訪（調布市、深大寺）

2、日本の歴史文化探訪（ICU内、湯浅八郎記念館）

3、世界の歴史文化探訪（ICU隣接、中近東文化センター）

第2日目 12月10日(土)

11:00~12:00 理事会（ディッフエンドルファー記念館2階252会議室）

12:00~ 受付（ディッフエンドルファー記念館東棟）

13:00~13:15 会長挨拶 油井正昭（学会会長）

挨拶 鈴木典比古（国際基督教大学学長）

13:15~14:15 基調講演（ディッフエンドルファー記念館東棟、オーディトリウム）

「レジャー・レクリエーション見聞記」

平野次郎（学習院女子大学特別専任教授、元NHK解説委員）

- 14 : 30~15 : 50 シンポジウム
「ダウンサイジングな時代に即応するレジャー・レクリエーション」
パネリスト
- 青少年育成分野から
徳村光昭（慶應義塾大学保健管理センター助教授）
 - 高齢者分野から
鈴木隆雄（東京都老人総合研究所副所長）
 - 公園・緑地環境分野から
西川嘉輝（国土交通省公園緑地課緑地環境推進室長）
- コーディネーター：西野 仁（東海大学）
- 16 : 00~17 : 15 研究分科会
- ① セラピューティックレクリエーション専門分科会
企画責任者及び話題提供者 鈴木秀雄（関東学院大学）
（ディッフェンドルファー記念館西棟1階、多目的ホール）
 - ② 景観・造園・環境分野
企画責任者 麻生 恵（東京農業大学）
（ディッフェンドルファー記念館西棟2階、252会議室）
- 17 : 30~19 : 00 懇親会（アラムナイハウス）

第3日目 12月11日（日）

- 8 : 30~ 受付開始（本館1階正面入り口）
- 9 : 00~9 : 40 研究発表 A会場（本館1階、116教室）2題
B会場（本館2階、213教室）2題
- 9 : 50~10 : 50 研究発表 A会場（本館1階、116教室）3題
B会場（本館2階、213教室）3題
- 11 : 00~11 : 40 研究発表 A会場（本館1階、116教室）2題
B会場（本館2階、213教室）2題
- 11 : 00~15 : 00 ポスター発表会場オープン（本館2階、202教室）
- 11 : 40~12 : 30 ポスター指定発表時間
- 11 : 40~13 : 00 昼 食
- 13 : 00~14 : 00 総 会（本館2階、262教室）
- 14 : 00~15 : 00 研究発表 A会場（本館1階、116教室）3題
B会場（本館2階、213教室）2題
- 14 : 00~14 : 40 B会場（本館2階、213教室）2題

日本レジャー・レクリエーション学会 第35回学会大会組織委員会

大会名誉会長	鈴木典比古〔国際基督教大学学長〕
大会会長	油井 正昭〔学会会長 桐蔭横浜大学〕
大会副会長	坂口 正治〔学会副会長 東洋大学〕
	鈴木 秀雄〔学会副会長 関東学院大学〕
	松浦三代子〔学会副会長 前東京女子体育大学〕
監 事	大谷 善博〔学会監事 福岡大学〕
	寺島 善一〔学会監事 明治大学〕
大会委員長	西田 俊夫〔学会理事長 淑徳大学〕
委 員	麻生 恵〔学会常任理事 東京農業大学〕
	小椋 一也〔学会常任理事 国際医療福祉大学大学院〕
	片桐 義晴〔学会常任理事 (社福)新宿区障害者福祉協会〕
	嵯峨 寿〔学会常任理事 筑波大学〕
	下村 彰男〔学会常任理事 東京大学大学院〕
	田中 伸彦〔学会常任理事 (独法)森林総合研究所〕
	西野 仁〔学会常任理事 東海大学〕
	沼澤 秀雄〔学会常任理事 立教大学〕
	松尾 哲矢〔学会常任理事 立教大学〕
	山崎 律子〔学会常任理事 (株)余暇問題研究所〕
	横内 靖典〔学会常任理事 城西大学〕
	荒井 啓子〔学会理事 学習院女子大学〕
	小田切毅一〔学会理事 奈良女子大学〕
	小野寺浩三〔学会理事 東北福祉大学〕
	上村都貴絵〔学会理事 (株)コーソル〕
	古城 建一〔学会理事 大分大学〕
	鈴木 重志〔学会理事〕
	高橋 伸〔学会理事 国際基督教大学〕
	田中 祥子〔学会理事〕
	茅野 宏明〔学会理事 武庫川女子大学〕
	千葉 和夫〔学会理事 日本社会事業大学〕
	野村 一路〔学会理事 日本体育大学〕
	師岡 文男〔学会理事 上智大学〕

日本レジャー・レクリエーション学会 第35回学会大会実行委員会

大会実行委員長 ◎高橋 伸〔国際基督教大学〕
監 事 ※大谷 善博〔福岡大学〕
※寺島 善一〔明治大学〕
事務局 長 ◎西田 俊夫〔淑徳大学〕
大会幹事 ◎山崎 律子〔株式会社余暇問題研究所〕
寺田 佳代〔国際基督教大学〕
五十嵐美奈〔(社福)興望館〕

実行委員 ◎麻生 恵〔東京農業大学〕
◎小椋 一也〔国際医療福祉大学大学院〕
◎片桐 義晴〔(社福)新宿区障害者福祉協会〕
◎嵯峨 寿〔筑波大学〕
◎下村 彰男〔東京大学大学院〕
◎田中 伸彦〔(独法)森林総合研究所〕
◎西野 仁〔東海大学〕
◎沼澤 秀雄〔立教大学〕
◎横内 靖典〔城西大学〕
○荒井 啓子〔学習院女子大学〕
○小田切毅一〔奈良女子大学〕
○小野寺浩三〔東北福祉大学〕
○上村都貴絵〔株式会社コーソル〕
○古城 建一〔大分大学〕
○鈴木 重志
○田中 祥子〔東京都福祉レクリエーション研究会〕
○茅野 宏明〔武庫川女子大学〕
○千葉 和夫〔日本社会事業大学〕
○野村 一路〔日本体育大学〕
○師岡 文男〔上智大学〕

◎学会常任理事、○学会理事、※学会監事

参加者へのご案内

1. 受付

12月9日（金）10:45-11:00 JR中央線、武蔵境駅南口

12月10日（土）12:00より 国際基督教大学ディッフェンドルファー記念館東棟

12月11日（日）8:30より 国際基督教大学本館1階正面入り口

2. 参加費

正会員・特別会員 4000円

その他の一般の方 2000円（一日につき）

ただし、基調講演、シンポジウムについては公開のため参加費無料

3. 大会本部

国際基督教大学

12月10日（土）ディッフェンドルファー記念館西棟2階251会議室

12月11日（日）本館1階172教室

4. 食事について

大学食堂をご利用頂けます。12月10・11日8:00～16:00

お弁当を予約されている方は、12月11日（日）11:30～12:30に本館1階170教室にてお渡ししますのでお越し下さい。

5. 駐車について

お車でのご来場はご遠慮ください。

6. 喫煙について

学内は禁煙です。指定喫煙場所にてお願い致します。

(発表者へのお願いとお知らせ)

1. 発表受付

各発表会場の入口で受付を行います。各自の発表時刻の30分前までに受付をすませ、「次演者席」におつきください。

2. 発表資料

研究発表および実践報告補足資料等については、100部を発表受付時に提出してください。資料には、必ず演題番号(例・A-1, A-2)、演題、演者氏名を明記してください。

3. スライド

スライド映写を希望される方は、発表受付にあるホルダーに、各自で順序正しく正像に写るように挿入して、発表受付にご提出ください。スライドの大きさは35ミリフィルム用の標準マウント(50×50ミリ)に限ります。

4. パワーポイント

フロッピー等を持参いただければ対応できるものと思われませんが、ノートパソコン等を持参いただければより確実だと思われれます。使用希望の方は受付時にお申し出ください。

5. OHP

OHPを用いての発表を希望される方は受付時にお申し出ください。

6. 発表時間

各発表演題につき、発表15分です。(13分ーベル1回、15分ーベル2回)。
なお、質疑討論は一演題につき5分とし、各発表セッション毎にまとめて行います。

(座長へのお願いとお知らせ)

座長受けを各発表会場の入口で行います。座長時間の30分前までに必ず受付を済ませていただき、開始20分前までに「次座長席」にお座りください。

時間を厳守して進行させるようにご協力ください。

質疑討論は、各セッション毎にまとめて該当時間でとり行うようお願いいたします。発表取り消しなどで空き時間ができた場合は、討論や休憩にあてられるなど、自由にご裁量下さい。

(討論者・質問者へのお願い)

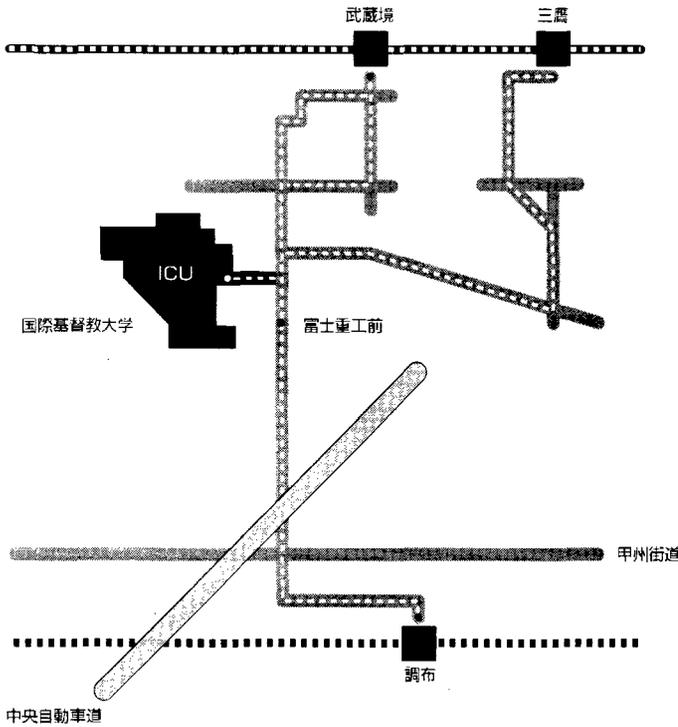
挙手のあと、座長の合図を待って、所属、氏名を告げたのち、参加者にわかるように発言してください。

■第35回学会大会開催地略図

■会 場 国際基督教大学 (ICU)

〒181-8585 東京都三鷹市大沢3-10-2

国際基督教大学キャンパス位置図



▶最寄り駅からICUまで◀

JR中央線武蔵境駅（南口）

■小田急バス

「国際基督教大学」行き乗車、終点下車
(乗車時間約12分、大学構内まで入ります)

■小田急バス

「狛江営業所」「狛江駅北口」「吉祥寺駅」行き乗車、
「富士重工前」下車 (乗車時間約10分)、徒歩10分

JR中央線三鷹駅（南口）

■小田急バス

「国際基督教大学」行き乗車、終点下車
(乗車時間約20分、大学構内まで入ります)

■小田急バス

「武蔵小金井駅」「西野御塔坂下經由調布駅」行き乗車
「富士重工前」下車 (乗車時間約20分)、徒歩10分

京王線調布駅（北口）

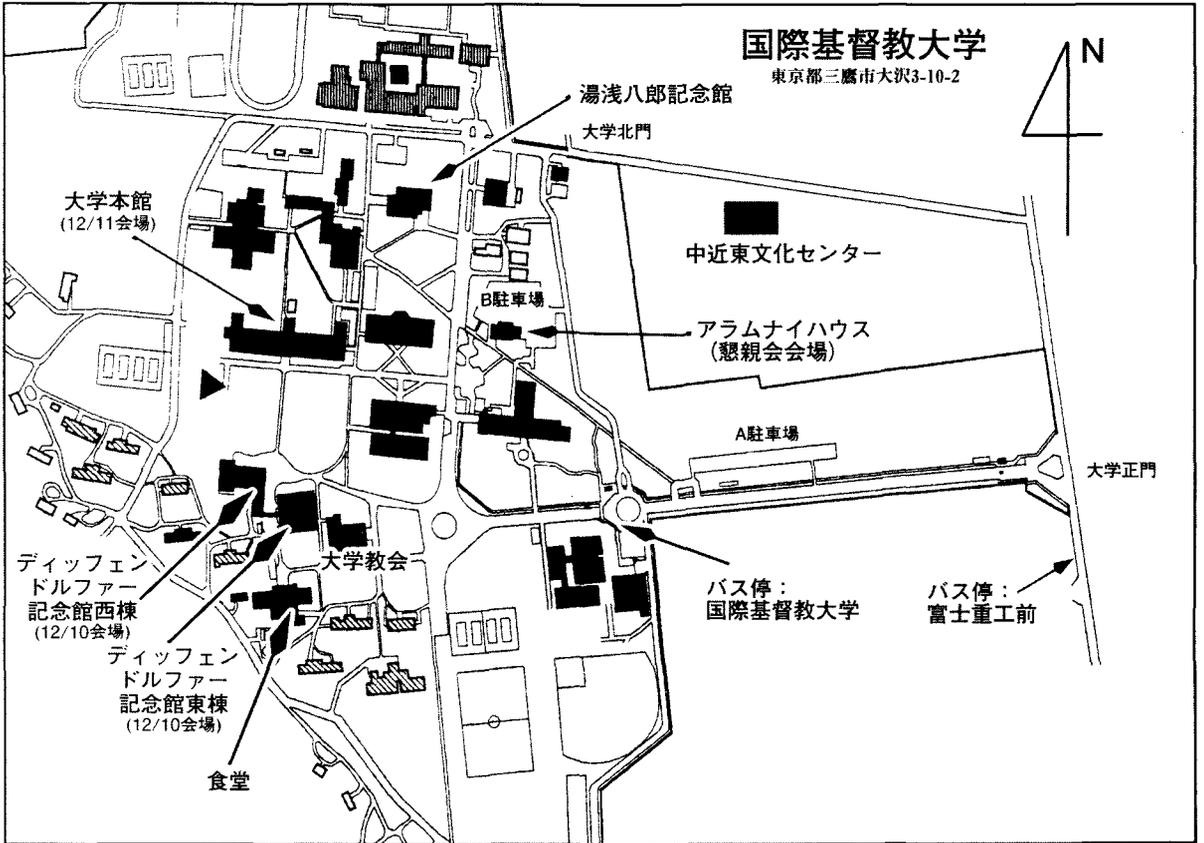
■小田急バス

「武蔵境駅南口」「西野御塔坂下經由三鷹駅」行き乗車
「富士重工前」下車 (乗車時間約20分)、徒歩10分

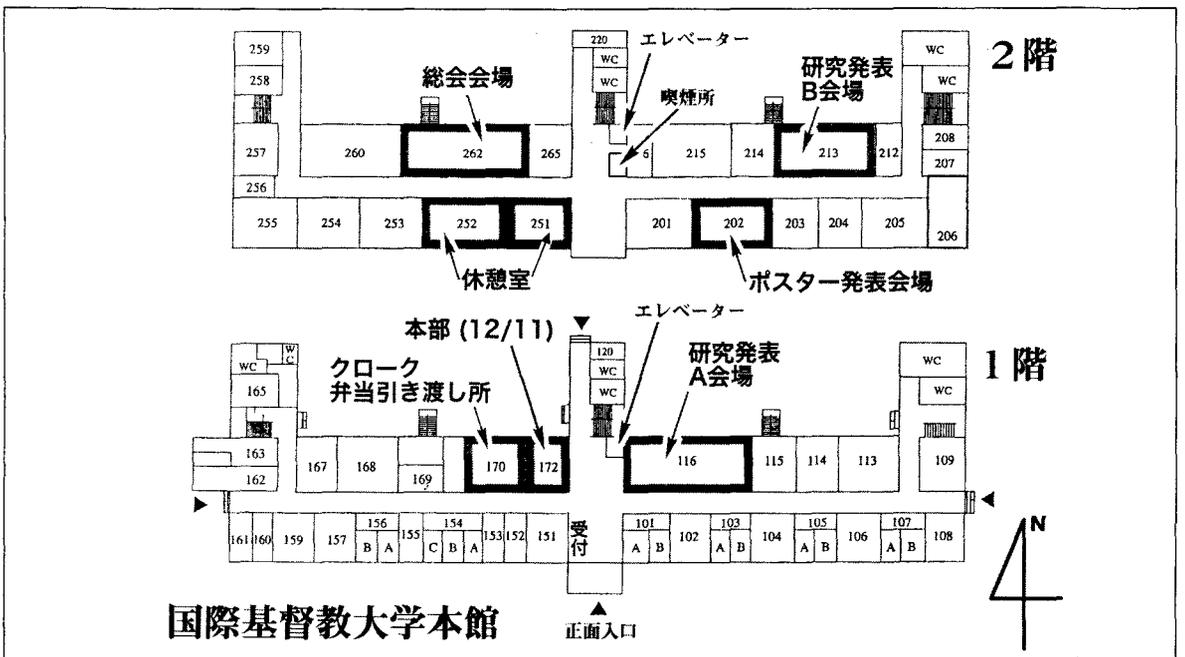
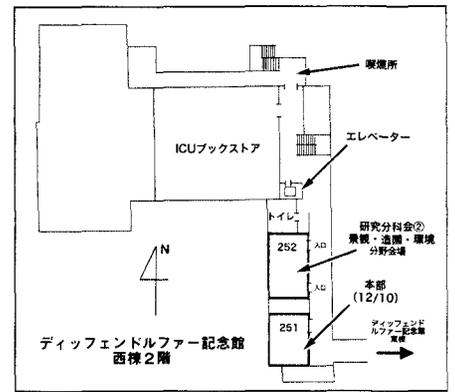
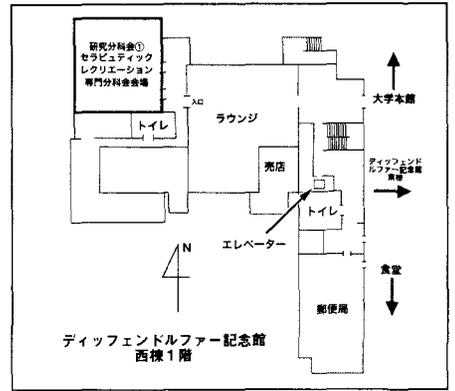
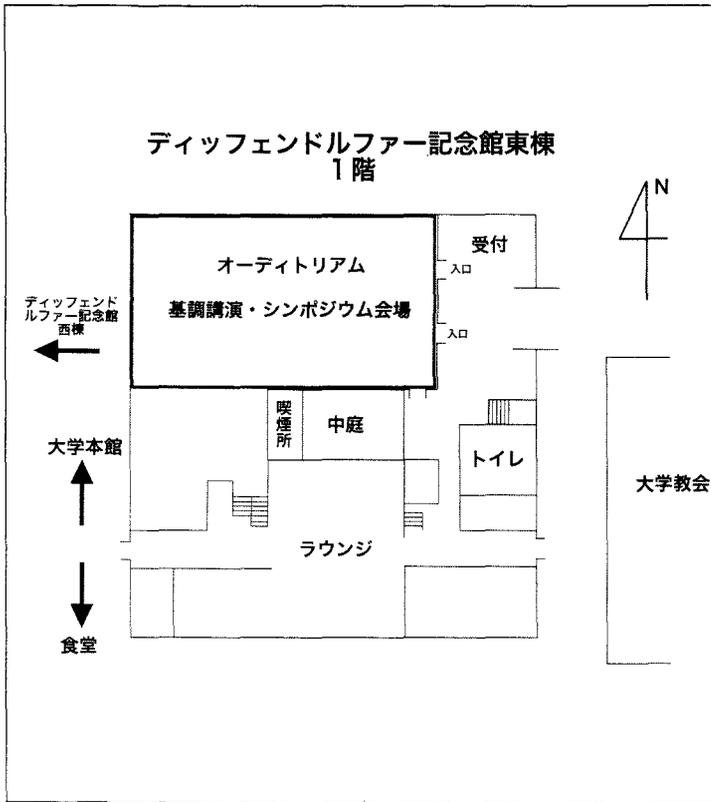
※JR中央線特別快速は武蔵境駅には停車しませんのでご注意ください。

※最寄りの3駅からはバスまたはタクシーをご利用ください。

国際基督教大学キャンパス案内図



※駐車スペースはございません。
公共交通機関の御利用をお願いします。



理事会 平成17年12月10日(土) 11:00~12:00 会場 ディッフェンドルファー記念館西棟2階252会議室

総会 平成17年12月11日(日) 13:10~14:10 会場 本館2階 262教室

日本レジャー・レクリエーション学会

第 35 回学会大会

基調講演

シンポジウム

研究分科会

レジャー・レクリエーション見聞記

学習院女子大学特別専任教授 元NHK解説委員

平野 次郎氏

講師のご紹介と講演までの経緯

第35回大会実行委員（企画担当） 西野 仁

今大会の基調講演を、学習院女子大学特別専任教授、元NHK解説委員の平野次郎氏にお願いした。平野先生は、アメリカワシントン支局特派員、スイスジュネーブ支局特派員兼支局長、ロンドン支局長などを歴任した国際経験豊かなジャーナリストである。会員の多くのみなさんは、「海外ウイークリー」、「NHKニュースワイド」、「ワールドニュース」、「NHKニュースTODAY」などの番組でブラウン管を通して、お会いしているはずである。

先生に基調講演をお願いしたのは、もちろん、大会テーマ「ダウンサイジングの時代に即応したレジャー・レクリエーション研究」を大いに意識してのことである。大会テーマの底流には、何もかも右肩上がり成長拡大してきた社会はいつの間にかそのシステムが巨大化し過ぎ、環境変化に即応できなくなりつつあり、今後*Downsizing*（小型化）が重要なコンセプトになるという認識がある。こうした大きなうねりにも似た変化の中で、これからのレジャー・レクリエーション研究はどう対応していくべきかを論じ合おうという主旨で設定された。大きなテーマであるだけに基調講演をどうするかは議論百出であったが、レジャー・レクリエーションを世界共通の重要な生活文化と広く捉え、海外での実情を理解し、日本での特徴や問題点を鮮明にしようということで意見の一致をみた。具体的な講師の選定は、荒井啓子理事のおかげでスムーズに進み、平野次郎氏に決定した。10月に、学習院女子大学の研究室をお訪ねし、大会テーマや基調講演への期待などを直接お話した。後日、先生から演題を「レジャー・レクリエーション見聞記」としたいとの連絡をいただき、常任理事会で報告した。その後、学会大会号に掲載する講演要旨の執筆をお願いしたが、ジャーナリストとしての長年の習慣から講演の直前まで内容を吟味したいとのお返事をいただき、役目柄、西野がこの拙文をまとめた次第である。

平野 次郎（ひらの じろう）氏略歴

1940年、東京都生まれ。1963年に国際基督教大学（ICU）を卒業。アメリカコーネル大学大学院に留学。帰国後、1965年にNHKに入局、NHK横浜放送局、東京政治部、アメリカワシントン支局特派員を経て1980年4月より海外ウイークリーを幸田シャーマンとともに担当。1983年よりNHKニュースワイド外信キャスター。1984年より3年間スイスジュネーブ支局特派員兼支局長。帰国後ワールドニュース担当を経て1988年4月にスタートしたNHKニュースTODAYのアンカーマンに就任。1990年同番組終了後ロンドン支局長、帰国後NHK解説委員に就任。国際問題を専門に担当。解説委員退任後は、学習院女子大学特別専任教授他、シンポジウムコーディネーターとして活躍中。

主な著作 「英語はお経!？」TBSブリタニカ 1985年、「テレビニュース」主婦の友社 1989年、「ネコバンが一番～ジロさんの早口巷段～」角川書店、「1990年 ままならぬ人生だからこそ」1995年

出典：フリー百科事典『ウィキペディア（Wikipedia）』

ダウンサイジングな時代に即応するレジャー・レクリエーション

パネリスト 徳村光昭（慶應義塾大学保健管理センター）

鈴木隆雄（東京都老人総合研究所）

西川嘉輝（国土交通省公園緑地課）

コーディネーター：西野 仁（東海大学）

大会テーマ「ダウンサイジングな時代に即応するレジャー・レクリエーション」のもとに開催される本シンポジウムは、社会がこれまでの「増加」「成長」「拡大」「開発」などのキーワードがもてはやされてきた社会から一転し、「減少」「安定」「縮小」「保全」などが多用される社会へと大きく変化する中で、レジャー・レクリエーション研究はどう対応していくべきかを考える手がかりを得たいという願いから、それぞれの研究分野でご活躍中のパネリスト三氏をお招きして実施される。

慶應義塾大学保健管理センター助教授の徳村光昭氏には、「子どもの体力や生活習慣病をめぐって」お話いただく。東京都老人総合研究所副所長の鈴木隆雄氏は、「現在の日本の高齢者の健康や生活機能の実態について」科学的データから言及し、健康長寿や介護予防のポイントについても概説していただく。国土交通省都市・地域整備局公園緑地課緑地環境推進室の西川嘉輝氏には、「環境教育をはじめとする様々な市民活動の場としての公園緑地」というテーマでご提案いただく。

これらのご意見やそれを受けての活発な討論を通して、ご自分の研究が「これからの社会的ニーズにどのようにかわる研究なのか」、「研究全体を俯瞰してどの領域のどの辺りに位置するのか」などを再確認したり、「新たな研究」への着想が湧ききっかけとなるなど、シンポジウムに参加されたみなさまの今後の研究活動に何らかの寄与ができれば幸いである。

大会を前に、パネリストのみなさまから次のような発表要旨をいただいた。

子どもの体力や生活習慣病をめぐって

慶應義塾大学保健管理センター助教授 徳村光昭

1. 生活習慣病とは

わが国では、以前「成人病」と呼ばれていた高血圧、高脂血症、糖尿病などのいわゆる「生活習慣病」が増えている。生活習慣病を防ぐためには、子どもの頃から健康的な生活習慣を心がけ、高血圧、高脂血症、糖尿病などの背景となる小児肥満を予防することが必要。

2. 子供の生活習慣病

肥満児の頻度は増加し、中学生の血中コレステロールの平均値も上昇傾向にあり、高脂血症（血中コレステロール値 200mg/dl 以上）の子どもは、20 年間で約 3 倍に増加している。

3. 子どもの生活習慣変化

子どもたちは運動不足、睡眠不足、食習慣の乱れなどが認められる。動脈硬化による虚血性心疾患や脳血管疾患の予防には、中高年になってから慌てて生活習慣に気をつけるのでは遅く、すでに3歳時から生活習慣を見直していく必要がある。そのためには子どもの生活習慣の特徴をよく知ったうえで対応策を考えることが必要。

4. 子どもの生活習慣の特徴

①子どもの生活習慣には遺伝的素因が大きく関与する。

②親子の生活習慣には密接な関係がある。

③子どもたちの生活習慣は社会環境に大きく影響される。

大きな問題を抱える現代の子どもたちの生活習慣の見直しには、子ども本来の生活リズムを取り戻し、子ども固有の文化を復活、活性化させる手段を、社会全体で考えていくことが必要。

(この発表要旨は、徳村氏から送られたA4版4ページの抄録をもとに、西野が作成した)

現在の日本の高齢者の健康や生活機能の実態について

東京都老人総合研究所 副所長 鈴木 隆雄

わが国の平均寿命は80.9歳、健康寿命は74.5歳で、いずれも世界一の長寿大国である。世界保健機関(WHO)では、「健康とは、肉体的、精神的および社会的に完全に良い状態にあることであり、単に疾病や虚弱でないということではない」と定義しており、健康寿命とは、平均寿命から病気や痴呆、衰弱などで要介護状態となった期間を差し引いた寿命のことを意味している。

また、WHOでは老年期の健康指標として、①死亡率、②罹患率、③生活機能の3つを挙げており、③の生活機能については、身体的自立と手段的自立の2つの要素が満たされれば健康だと考えられている。身体的自立とは、一般に入浴、食事、排泄、移動、衣服の着脱などの身づくろいが自分でできる状態のことであり、また、手段的自立とは、電話、買い物、食事の支度、家事、洗濯、公共交通を利用しての外出、医薬品の服用、金銭出納、そしてレジャー・アクティビティなどが自らの意思と行動能力によってできる状態を指している。このことは高齢期においては、疾病の有無に関係なく、いかに自立した生活機能を維持し、生活の質を満足できるかが重要であることを意味している。

私どもでは、長年にわたる老化の縦断研究を実施し、高齢者の生活機能の実態に関する調査を行っているが、男性は平均寿命が短い反面、健康寿命が長く、女性は平均寿命が長い反面、健康寿命が短いという特徴があることや、男女ともにこの10年間の健康度や生活機能に関する平均値が高くなっており、寿命の延伸と高齢化が決して虚弱高齢者を生み出すわけではないことを明らかにしてきた。今回の講演では、現在の日本の高齢者の健康や生活機能の実態について、科学的データから言及し、健康長寿や介護予防のポイントについても概説する。

環境教育をはじめとする様々な市民活動の場としての公園緑地

国土交通省都市・地域整備局公園緑地課

緑地環境推進室長 西川嘉輝

公園緑地は、景観形成機能、防災機能、野生生物生息機能、人と自然とのふれあいや多様なレクリエーションの場の形成等様々な機能を有し、快適で安全な国民生活を実現する上で必要不可欠な社会資本である。特に近年、環境の世紀といわれるほど地球規模の環境変化が大きな社会問題になっており、緑が環境問題に果たす役割は大きく期待も大きい。

○環境教育等の場としての公園緑地

全国の都市公園や特別緑地保全地区、市民緑地等の緑地では多様な主体の参画を得て創意工夫にあふれた様々な環境保全活動、環境教育活動が展開されており、これらの活動が円滑に進むための施設整備、情報提供、管理運営等が進められている。

また、今年4月に策定された「京都議定書目標達成計画」において、国民が地球温暖化問題の重要性を認識・理解し、地球温暖化防止のための行動が習慣となるための啓発活動や環境保全活動、環境教育を推進するべく位置づけられたところであり、国民に身近な存在である都市公園や緑地は、これらの活動の場として大きく期待されている。

○さまざまな活動の可能性

このような環境問題に関連する活動のほかにも、例えば高齢者のための健康を維持回復する場として、あるいは楽しみながら防災知識等を身に付ける防災教育の場として、さらには、近年のペットブームに対応して飼い主のマナー教育の場としてなど、公園緑地は、良好な自然環境を背景に、多様な主体のさまざまな活動の受け皿となる公共空間でもある。このため、これらの社会的要請を的確に把握して、様々な使われ方を想定しながら利用する側の視点に立った施設整備や維持保全あるいは運営管理を行うことが、一層、重要となってくる。

(文責 コーディネーター 東海大学 西野 仁)

セラピューティックレクリエーション専門分科会

企画責任者および話題提供者

学会副会長 鈴木秀雄

(関東学院大学人間環境学部人間発達学科教授)

テーマ：日本におけるレジャー・レクリエーションの一般的概念から
セラピューティックレクリエーションの啓発を俯瞰する
～中高齢者に対する身体的能力の維持・向上、すなわち
要介護予防運動 (Therapeutic Exercise[®])
セラピューティックエクササイズ[®])の支援も視野に入れて～

米国で1956年に資格化されたセラピューティックレクリエーションも、日本に導入されて早四半世紀を超えている。草創期の1983年1月22日(土)に東京YMCA本館201号室において開催されたシンポジウムでは、「セラピューティックレクリエーション運動の展開によせて」が主題であり、パネリストやアドバイザーは以下(所属等は当時)のとおりであった。

パネリスト：

大堀孝雄 (東海大学助教授)

～病院(通院・入院患者)におけるセラピューティックレクリエーションの立場から～

常藤恒良 (東京YMCA・日本キャンプ協会常任理事)

～障害者に対する野外活動指導の立場から～

石井 允 (立教大学助教授)

～教育機関でのセラピューティックレクリエーション指導の立場から～

飯沼和三 (海老名厚生病院小児科医長)

～医学的指導の立場から～

アドバイザー

小野 喬 (国立競技場理事)

～スポーツクラブ等におけるセラピューティックレクリエーション指導の立場から～

川本信正 (スポーツ評論家)

～Leisure and Recreation for All の立場から～

コーディネーター

鈴木秀雄 (関東学院大学助教授、マスターセラピューティックレクリエーションスペシャリスト＝MTR S、Ph.D.)

このシンポジウムは、(財)日本スポーツクラブ協会、日本スペシャルオリンピック委員会、(財)日本余暇文化振興会、日本キャンプ協会、社会福祉法人日本肢体不自由児協会、東京YMCA、(財)日本レクリエーション協会の後援を受けての開催であった。

日本の社会にセラピューティックレクリエーション運動を展開する視点から、多くの団体と斯界の専門家による発題を得たものであった。しかし大きな課題として見えたものは、まさにレジャー・レクリエーションそのものの概念の曖昧さと矮小化・歪曲化されたイメージの固着であった。

日本におけるセラピューティックレクリエーションの啓発には、日本における文化、日本におけるレジャー・レクリエーションそのものの文化を理解しながら、レジャー・レクリエーションの現行の概念やイメージの再考が急務である。戦後の経済復興や経済発展の申し子あるいは落とし子のように、レジャー・レクリエーション全体の“正にほんの一部が抽出”され、円グラフで描けば、360度に占める数%に当たる領域が表面上にレジャー・レクリエーションとして現れ、その部分のみであたかも全体のレジャー・レクリエーションとして捉えられ理解されてきたが、その形態や機能が今も少なからず残存している。

学会の共通言語であるレジャー・レクリエーションの本質的な理解をすすめることなくして、「セラピューティックレクリエーション」の概念を正しく日本の社会に組み込むことは至難の業でもあろう。逆説的言え、**「セラピューティックレクリエーション」**そのものの正しい理解と普及啓発を進める中で、振り返るようにして、また我に返るように、レジャー・レクリエーションの全体を、実際はそうなのかと閃きにも似た理解に誘い、正しい考え方や視点を持ち得る手法をとる運動展開も一つの方法であろう。

セラピューティックレクリエーションの啓発に寄せて、レジャー・レクリエーションのあり方を問うことも重要な課題である。本学会ニュースNO. 81の巻頭言で述べた「本学会の共通言語としての“レジャー・レクリエーション”再考」を是非このような視点から読んでいただきたい。

その中で現代社会が抱える諸課題の一つに高齢社会についても記したが、介護保険法の改正に伴う新予防給付では、要介護予防運動が大きな位置づけとなっている。

要介護予防運動が一部の人にも必要なのではなく、中高老年期に至る過程で決して避けて通ることができない万人の課題である。「**“要介護予防運動における Therapeutic Exercise セラピューティックエクササイズ”**」の商標登録を特許庁に申請し、その商標登録の認証（平成17年11月14日、商標登録出願人：鈴木秀雄）を得たが、この一連の動きも、“認識のぶれ”や**“新しい概念（本質）を歪める”**ことなく、正しい運動に導く術としての手続きである。

国のスポーツ振興基本計画（平成12年9月告示）における総合型スポーツクラブの育成においても、スポーツ実施率（成人が一週間に一回の実施）を現行の37.2%から平成22年までには50%にする具体的目標値もさることながら、スポーツ活動の目的的活動と手段的活動の両極面を意図するとき、おもしろさや楽しさを包含したプログラム展開を視野におけば、セラピューティックレクリエーション、そしてセラピューティックエクササイズが重要な役割を果たすことになる。

当然、セラピューティックレクリエーションが身体的領域に限定されるものでないことは言うまでもない。この専門分科会では、セラピューティックレクリエーションの全体像を俯瞰したい。

また、1983年の如上のシンポジウム開催に先立ち、少数ではあるが研究集団により日本セラピューティックレクリエーション協会、日本セラピューティックレクリエーション研究会が発足し、結果、両団体によって上記のシンポジウムが共催されている。

一方の日本セラピューティックレクリエーション研究会は、現在の日本レジャー・レクリエーション学会内にセラピューティックレクリエーション専門分科会として位置づけられている。第26回学会大会（奈良女子大学、1996年11月23日・24日）では、学会本部企画として『高齢社会におけるレジャー・レクリエーション研究と教育への期待』が学会テーマとして掲げられ、特別講演『レジャー・レクリエーションの史的変遷』（演者：小田切毅一奈良女子大学教授）、パネルディスカッション『高齢社会におけるレジャー・レクリエーション研究と教育への期待』問題提起（石井 允 立教大学教授）、パネリストとして、1. 「セラピューティックレクリエーションに寄せる期待」（大堀孝雄東海大学教授）、2. 「介護福祉とレジャー・レクリエーション」（鈴木秀雄関東学院大学教授）、3. 「わが国におけるレジャー・レクリエーション専門家育成の課題」（吉田圭一武庫川女子大学教授）、司会は下村彰男（東京大学大学院助教授）で行われた。

現在、学会で実施されているこの専門分科会も、しばらくの間有志により実施されていた研究会が、公に奈良女子大学において学会大会を機にセラピューティックレクリエーション専門分科会の研究会及び会合として開催されたのがその始まりである。

他方、日本セラピューティックレクリエーション協会（NTRA-J）は研究者の異動等により、継続的活動が具体的に見えていないが、時代の要請もあり、再活動の具体化（再稼動）を、今、計っている。多くの研究者、実践者に協力をいただき、その資格化や制度化を実現していきたい。情報交換については、次のメールにご連絡をお願いしたい：suzukih@kanto-gakuin.ac.jp

「環境・景観・造園」分野

テーマ：自然体験型レクリエーション空間の利用計画と運営
—空間の利用を支える新しい技術と人—

趣旨：これからの安定成熟社会、人口減少社会においては、都心回帰や市街地のコンパクト化等に伴い、都市の郊外では開発計画が白紙撤回されたり、遊休地の増大などにより、相対的に生産緑地や自然的土地利用の割合が増えていくことが予想されている。それに伴い、そうした緑の保全活用や適切な管理が求められると同時に、都市住民の自然とのふれ合い指向の高まりを受けた新たなまちづくり、地域づくりが求められるようになってきた。

また、自然とのふれ合いの方法においても、ユーザーの意識やレベルの向上に伴い、より親密な自然とのコンタクト、自然体験・風景体験の質の向上が求められるようになってきた。そうした中で、市民により豊かな自然体験、レクリエーションの機会と場所を提供するノウハウがハード、ソフト両面において求められるようになってきた。

特に近年は、里山でのウォーキングや風景ウォッチングなど、身近な自然をじっくり観察し、それに親しもうという利用が活発化している。また奥山の自然においても、従来の登山のように単に登頂だけを目指すのではなく、ガイドを伴ってより深い自然への理解や適切な利用を促そうという動きもみられる。

こうした利用を活発化させ自然への理解者を増やしていくことは、将来の自然資源の適切かつ持続的な利用と管理・運営のシステムを築く上で大きな意義を有している。

一方、こうした利用の拡大を推進する行政担当者や各種団体（NPO法人など）にとっては、ガイドマップの作成、利用方法の検討、人材（ガイド）の育成など、技術面・運営面での様々な課題を抱えている。

このような背景を受けて本研究会では、かつて無い高まりをみせている自然体験・風景体験のニーズに応じて、実際に様々なシステム開発が行われた事例（乗鞍五色ヶ原、多摩丘陵フットパスなど）を紹介しながら、具体の技術的な課題と今後の方向性について議論したい。

話題提供者：

①松本 清（フリー環境コンサルタント、NPO法人みどりのゆび理事）

「多摩丘陵フットパス」および「乗鞍五色ヶ原」計画の事例から

②栗田和弥（東京農業大学地域環境科学部造園科学科）

市民の参加とマネジメント

コーディネーター：麻生 恵（東京農業大学地域環境科学部造園科学科）



日本レジャー・レクリエーション学会

第 35 回学会大会発表演題

日本レジャー・レクリエーション学会 第35回学会大会発表演題

■研究発表 A会場（本館1階 116教室）

□座長：野村一路〔日本体育大学〕9:00～9:40

- A-01 知的障害児（者）の余暇活動と生活の質（QOL）に関する研究
～スポーツ・レクリエーション活動の活動群と非活動群の比較～
○南條正人〔仙台大学非常勤講師〕
仲野隆士〔仙台大学〕
小池和幸〔仙台大学〕

- A-02 知的障害者の余暇活動についての事例報告
～A地区の知的障害者学級を事例として～
○廣田治久〔余暇問題研究所〕
栗原邦秋〔余暇問題研究所〕

質疑応答

□松尾 哲矢〔立教大学〕9:50～10:50

- A-03 湯治の実態と湯治に対する意識について
○伊藤雅子〔東海大学大学院〕
西野 仁〔東海大学〕

- A-04 内的余暇動機スケールと余暇退屈スケールの解釈シートの実践開発
○茅野宏明〔武庫川女子大学〕

- A-05 ゆとりの構造化に向けて(3)
～「くつろぎ」と「日常生活経験」～
○西野 仁〔東海大学〕
吉原さちえ〔神奈川県体育協会〕

質疑応答

□座長：麻生 恵〔東京農業大学〕11:00～11:40

A-06 世界各国における野外レクリエーションに関わる保護地域の発展とその特徴

○油井正昭〔桐蔭横浜大学〕

A-07 伝統芸能継承団体の再生過程に関する実践報告

～伊勢神楽十二神祇の場合～

○迫 俊道〔広島市立大学〕

質疑応答

□座長：西野 仁〔東海大学〕14:00～15:00

A-08 特別養護老人ホームにおけるレクリエーション・プログラムの課題

～その支援方法の確立に向けて～

○山崎律子〔余暇問題研究所〕

上野 幸〔余暇問題研究所〕

高橋和敏〔余暇問題研究所〕

A-09 要介護予防運動の本質的理解

～その外延と内包～

○鈴木秀雄〔関東学院大学人間環境学部〕

浦井孝夫〔順天堂大学スポーツ健康科学部〕

鈴木英吾〔東海大学体育学部非常勤講師〕

A-10 要介護予防運動スペシャリストの活動現況

～全有資格者への調査から～

○鈴木英吾〔東海大学体育学部非常勤講師〕

浦井孝夫〔順天堂大学スポーツ人間科学部〕

鈴木秀雄〔関東学院大学人間環境学部〕

質疑応答

■研究発表 B会場（本館2階 213教室）

□座長：山崎 律子〔余暇問題研究所〕9:00～9:40

B-01 総合型地域スポーツクラブの設立に向けた2年間の取り組み
～神奈川県育成指定クラブを事例として～

○吉原さちえ〔神奈川県体育協会〕
西野 仁〔東海大学〕

B-02 中山間地域における体験型観光推進協議会の設立について
～広島県北部の取り組みに着目して～

○山下雅彦〔福山平成大学健康スポーツ科学科〕

質疑応答

□座長：沼澤 秀雄〔立教大学〕9:50～10:50

B-03 レクリエーション資格の取得意識に関する調査研究

○山田力也〔西九州大学〕
土井眞信〔佐賀短期大学〕
金崎良三〔佐賀大学〕
堤 公一〔九州龍谷短期大学〕
田崎伸子〔西九州大学福祉医療専門学校〕
滝口 真〔西九州大学〕
池田孝博〔佐賀短期大学〕

B-04 レクリエーション資格に関するイメージ分析

○池田孝博〔佐賀短期大学〕
土井眞信〔佐賀短期大学〕
金崎良三〔佐賀大学〕
山田力也〔西九州大学〕
田崎伸子〔西九州大学福祉医療専門学校〕
堤 公一〔九州龍谷短期大学〕

B-05 老人医療福祉施設におけるレクリエーションワークおよびレクリエーション専門職の役割に関する研究(2)

○小池和幸〔仙台大学〕

質疑応答

□座長：嗟峨 寿〔筑波大学〕11:00～11:40

B-06 オランダ社会の近代化とヨハン・ホイジンガの遊戯文化論

○杉浦 恭〔愛知教育大学〕

B-07 2000～2005年“ワールド・レジャー・ジャーナル”における投稿研究論文の動向

○栗原邦秋〔余暇問題研究所〕

高橋 伸〔国際基督教大学〕

高橋和敏〔余暇問題研究所〕

質疑応答

□座長：茅野 宏明〔武庫川女子大学〕14:00～14:40

B-08 吉野林業地域における文化的景観の保全

○田中伸彦〔(独立行政法人) 森林総合研究所〕

黒田乃生〔筑波大学大学院人間総合科学研究科〕

B-09 国民休暇村における眺望景観の形成とその特徴

○加治 隆〔日本アメニティ研究所〕

質疑応答

知的障害児（者）の余暇活動と生活の質（QOL）に関する研究 —スポーツ・レクリエーション活動の活動群と非活動群の比較—

○南條 正人（仙台大学非常勤講師） 仲野 隆士（仙台大学） 小池 和幸（仙台大学）

I. はじめに

現代社会の特徴の一つとして、人口の高齢化があげられる。わが国における、65歳以上の高齢者の割合は、2004年では19.5%であったが、2025年には、30%程度まで上昇すると予想されている。この高齢化の問題は、知的障害者でも同様である。知的障害者をはじめ発達障害がある人たちの生命予後は、国民の平均寿命に比べれば短い、時代とともに延びている。特にダウン症の平均寿命に関しては、今日では50歳ないし60歳代を迎える人も珍しくない（正木,1999）。知的障害者の入所更生施設の利用者のうち、60歳以上の比率は1985年では2.3%であったが、1999年には8.8%まで上昇している。また、1999年度の「日本知的障害者福祉協会」の調査によると、更生施設1068ヶ所のうち、高齢化が問題となっている施設は763ヶ所あり、全体の71.4%を占めると報告している（発達障害白書2002）。

これまで、医療の分野や高齢者福祉の分野では、知的障害児（者）を対象とした、生活の質（QOL）の測定の試みがなされている。そこでは、知的障害児（者）に関しては、大きな関心が向けられているものの、定量的に測定するという試みはあまりされていない。日本における研究に着目した場合、河東田らの（1999）「知的障害者の生活の質に関する日瑞比較研究」があり、会話によるコミュニケーションがある程度可能な知的障害のある人たちを対象とした生活の質（QOL）の調査を実施している。その結果、入所施設のような本人の意思や主体性が生かしく生活形態では、生活の質（QOL）の評価が著しく低いという実態を明らかにしている。末光ら（2000）の「高齢知的障害者の日本版QOL質問紙簡易版に関する研究」においては、Schalock&Keith（1993）らが開発した「生活の質・質問紙」を用いて、入所施設利用者の生活の質（QOL）を調査している。具体的には、入所施設利用者の本人回答、通所者・入所施設利用者の本人回答、そして職員回答との比較を実施している。その結果、入所施設利用者の本人回答と職員回答の比較において、5%水準で有意な差が認められたと報告している。

障害者の余暇活動に関する研究では、これまでのレクリエーション活動の経験が少ない上に、種目選択が限定されていると報告されている。また、FirthとRapley（1990）は、障害者が参加する活動は一人でやる活動が多いことを発見し、障害者の活動を制限しているのは能力ではなく、機会の欠如だと指摘している。また、富安（1990）は、地域の中でのレクリエーション活動に関して、一般的にレクリエーション活動には障害のある人々だけが集められていると指摘している。

このような研究は、知的障害児（者）を対象にアプローチされてはいる。しかし、生活

の質 (QOL) へのスポーツ・レクリエーション活動の影響という視点からのアプローチした研究はみられない。

そこで、本研究は、スポーツ・レクリエーション活動に着目し、知的障害児 (者) の生活の質 (QOL) との関連を明らかにすることを主たる目的とした。

II. 研究方法

1) 調査対象

本研究のサンプルを得るため、宮城県仙南地区における在宅知的障害者、知的障害者入所施設、知的障害者通所施設、グループホーム利用者及び養護学校高等部に調査の協力を依頼した。そして、協力が得られた施設、学校において調査を実施した。その際、知的障害児 (者) を対象に実際に生活の質 (QOL) を測定する場合、問題となるのは言語理解及び表出言語である。そこで、本研究では先行研究を参考に、会話によるコミュニケーションが可能で、質問の内容に対して適切な言語理解及び表現ができる療育手帳 B の軽度知的障害児 (者) を対象とし、施設職員並びに学校職員により抽出された者を調査対象とした。なお、本研究では、ACSM (アメリカ・スポーツ医学会) の基準を参考にし、「一回の活動を 20 分以上、週に 3 回以上」をスポーツ・レクリエーション活動の活動群と規定した。

2) 調査方法・手順・回収

調査方法は、対面の個人面接法を採用した。調査期間は平成 15 年 7 月より開始し、9 月に終了した。施設職員及び学校職員により抽出された対象者には、本研究の主旨や面接内容の説明を行い、承諾を得た対象者と面接日時を決定した。なお面接時には、守秘義務の説明を行った後に面接を開始した。面接時間は 1 人あたり 30 分から 40 分であった。

個人面接法においては、面接者と対象者間のラポール形成が重要であると言われている。そこで、面接者である筆者は、対象者が普段の生活の中で多くの時間を費やしている施設または学校に出向き、その形成に努めた。そうすることによって、対象者が緊張せずに話すことのできる環境づくりに配慮した。

施設職員、学校職員によって抽出された 171 名のうち、質問に対して適切な言語理解ができていると判断された 153 名が本研究の対象となった。なお、回収率は 89.5% (153 件) である。

III. 結果

生活満足度要因として設定した 13 の質問項目により、活動群と非活動群を比較してみた。その結果、活動群が非活動群に比べ、すべての質問において高い数値を示した。13 の質問のうち 9 項目で統計的に有意な差が認められた。また、生活満足度全体の平均でみても有意差 ($p < 0.01$) が認められた。この結果は、スポーツ・レクリエーション活動が日常生活に良い影響を与え、生活が活性化されているということを示唆するものである。

次に、8項目の質問を用いた社会参加・活動による活動群と非活動群を比較してみた。その結果、すべての質問において活動群が高い数値を示し、8項目の質問のうち6項目で有意差が認められた。また、社会参加・活動全体の平均でも有意差 ($p<0.01$) が認められた。

さらに、9項目の質問を用いた自立・自由度による活動群と非活動群を比較してみた。その結果、9項目の質問のうち6項目の質問で有意差 ($p<0.01$) が認められた。

以上のことから、活動群と非活動群の違いをみると活動群が全体的に高い数値を示し、30項目の質問のうち21項目の質問で有意差が認められた。このように、知的障害児(者)がスポーツ・レクリエーション活動をライフスタイルに取り入れることは、生活満足度、社会参加・活動及び自立・自由度に影響を与え、知的障害児(者)の生活の質(QOL)の向上に寄与するということが明らかとなった。

生活の質(生活満足度)	上段 平均値 下段 標準偏差		t検定 (男女混合)
	活動群 n=82	非活動群 n=71	
全体として、現在のあなたの生活には。	2.27 0.61	2.03 0.63	*
日常生活でどれぐらい、楽しみや娯楽がありますか。	2.24 0.66	1.77 0.70	**
年を重ねることにより、楽しみや娯楽が増えると思いますか。	2.30 0.66	2.01 0.71	*
昔よりも身体の健康に不安がありますか。	2.18 0.70	2.10 0.68	
昔よりも住環境で不自由を感じるがありますか。	2.51 0.73	2.23 0.78	*
他の人に比べて抱えている問題は多いですか。	2.17 0.76	1.99 0.84	
1ヶ月に何回ぐらい孤独を感じますか。	2.38 0.66	2.04 0.78	**
回りの人は年を重ねることでより大切にしてくれますか。	2.55 0.53	2.27 0.68	*
他人と比べて、よい暮らしをしていると思いますか。	2.48 0.53	2.04 0.76	**
あなたと家族の間はうまくいっていると思いますか。	2.52 0.65	2.17 0.68	**
今後、家族との関係は変化すると思いますか。	2.18 0.54	2.01 0.60	
昔よりも生活上の心配はどうですか。	2.10 0.70	2.01 0.67	
悩みや困った時、相談出来る人が身近にいますか。	2.18 0.70	1.90 0.74	*
生活	2.31	2.04	**

** $p<0.01$ * $p<0.05$

生活の質(社会参加・活動)	上段 平均値 下段 標準偏差		t検定 (男女混合)
	活動群 n=82	非活動群 n=71	
年をとるに従って、やりたいことが出来るようになると思いますか。	2.45 0.75	2.11 0.85	*
毎日の作業や活動はあなたにとって、意味があると思いますか。	2.42 0.62	2.08 0.67	**
現在参加している日中の活動は気に入っていますか。	2.61 0.64	2.10 0.81	**
日中活動から得られる技能や経験に満足していますか。	2.30 0.66	1.96 0.71	**
現在参加している日中活動は誰が決めていますか。	2.44 0.81	2.18 0.85	
昔よりも地域へ出かけことに制限を受けることがありますか。	2.37 0.80	2.25 0.81	
地域の友人との行き来はよくありますか。	1.86 0.80	1.55 0.71	**
地域へ買物・遊び・趣味等で外出することはありますか。	2.41 0.67	2.06 0.79	**
社会	2.36	2.04	**

** $p<0.01$ * $p<0.05$

生活の質(自立・自由度)	上段 平均値 下段 標準偏差		t検定 (男女混合)
	活動群 n=82	非活動群 n=71	
買物の時、お金の使い方は誰が決めていますか。	2.65 0.72	2.39 0.85	
起床・就寝・食事など日常的なことについて、どの程度の決定権がありますか。	2.25 0.75	2.28 0.81	
衣服・装飾品・化粧品・持ち物での制約はありますか。	2.82 0.46	2.10 0.83	**
嗜好品 (たばこ・お酒・コーヒー等)を適宜に楽しめますか。	2.30 0.82	1.69 0.80	**
あなたは保護者ないし後見人を信頼していますか。	2.69 0.55	2.24 0.82	**
家族との連絡(外泊・面会・手紙・電話)で制約を受けることがありますか。	2.63 0.64	2.20 0.84	**
あなたに危害、迷惑、怒りを及ぼすような人と一緒に暮らしていませんか。	2.63 0.64	2.49 0.75	
これからの生活について自分の意見を聞いてもらっていますか。	2.38 0.68	1.94 0.75	**
総じてあなたの生活は。	2.72 0.51	2.11 0.77	**
自立	2.56	2.16	**

**p<0.01 *p<0.05

IV. おわりに

今回実施した調査から、知的障害児(者)がスポーツ・レクリエーション活動を積極的に実施することは、「生活の質(QOL)」の向上に総合的に寄与するということができた。一方、障害者のスポーツ・レクリエーション活動を支援する組織は、いまだに少ないという実態が明らかになっている。よって、今後の障害者のスポーツ・レクリエーション活動を支援する組織の設立や環境づくりが必要不可欠の課題であるという事を改めて認識し改善されなければならない。

最後に、本研究の対象者を知的障害児(者)としたことに伴い、言語理解及び表出言語が問題となった。今後は、知的障害児(者)の「生活の質(QOL)」を測定する際の信頼性をさらに高める測定方法を検討していきたい。そして、知的障害児(者)のスポーツ・レクリエーション活動の重要性を明らかにするためのデータをさらに蓄積していきたいと考えている。

<文献>

- 1) Landesman,S 「Quality of Life and Personal Satisfaction : Definition and Measurement Issues」 *Mental Retardation*, 24, 14-143, 1986
- 2) 正木基文「生命予後」*保健の科学*, 41, (3), 167-171, 1999
- 3) Robert L, Schalock, Kenneth D, Keith, Karen Hoffman, and Orv C, Karan 「Quality of Life : Its Measurement And Use」 *Mental Retardation* 27, 1, 25-31, 1989
- 4) 末光茂, 笹野京子, 菊池達男「高齢知的障害者の日本版 QOL 質問紙簡易版に関する研究」*岡山県老人保健強化推進特別事業報告書*, 2000
- 5) 富安芳和「グループホームをめぐるサービスシステム」*発達障害研究*, 12 (2), 81-87, 1990

知的障害者の余暇活動についての事例報告

— A地区の知的障害者学級を事例として —

○ 廣田 治久 栗原 邦秋（余暇問題研究所）

キーワード： 知的障害者、障害者学級、余暇活動

1.はじめに

この事例を報告するにいたった経緯は、A地区において知的障害者の余暇活動に関わる機会を得たことに起因する。この地区では、知的障害者のみならず、心身障害、視覚・聴覚障害など様々な障害を持つ人、そしてその家族に向けた取り組みがなされている。その取り組みは障害者の生活環境を整え、生涯学習環境の整備、自立生活のための支援が主な目的である。なかでも今回、関わる機会を得られたA地区の障害者学級では、年間を通じた知的障害者のための支援活動が行われている。このような障害者を支援する活動は、全国各都道府県を見ても、地域公共団体や障害者支援団体、民間団体、ボランティア・グループが主体となりながら、様々な取り組みがこれまで長年にわたって続けられてきた。今回、このような障害者支援のための活動の一つである障害者の余暇活動、レクリエーション活動の取り組みの現場に触れることが出来た。

障害者とレクリエーションの問題は、これまでも様々なレク活動が障害者にとって有用であることが報告されている。A地区の障害者学級の事例も、障害者のレクリエーション活動として同様の影響を及ぼしているものと考えられる。

そこで、本事例報告の目的は、この学級活動を障害者のレクリエーション活動の充実に向けた取り組みの事例として捉え、その実際現場でしかわからない実状、とくにその運営上の問題を中心に現状をまとめ、報告したいと考える。

2.A地区知的障害者学級の概要

1)その始まり

40年前の1965年に始まる。当初、中学を卒業した障害者に社会性を身につけることを目的に、その保護者が中心となって設立された。設立時は40人からスタートしたが年々増加し、現在は100名を定員としている。

2)現在の教室概要（2005年度）

目的：「知的障害を持つ青年が社会生活を営む上で必要な教養や生活技術を学び、さらに趣味活動やレクリエーション活動を楽しみながら自主的な生活態度を身につける」

学級生：知的障害を持つ青年男女。新規加入に対しては、18歳から29歳まで。

人数：2005年度は96人が登録。平均年齢は27.4歳。最高年齢は39歳

内容：5月から2月までの日曜日を中心に年間17回実施。

趣味講座	・演劇、音楽、料理、軽スポーツ、パソコン
宿泊研修	・二つのグループ分けて、それぞれ1泊2日
教養講座	・物づくり ・ミニ趣味講座
自主プログラム	・外出プログラムなど
行事	・開・閉級式、運動会、忘年会、演芸大会

運営体制：事務局、学級主事、各趣味講座講師、スタッフが協力して運営を行っている。

- ・学級主事：学級生の相談役であり、スタッフのまとめ役、各講師との調整を担う。
- ・スタッフ：主にボランティアを中心に学級生と共に活動、およびサポートを行う。
- ・講座講師：それぞれのもつ専門性を生かし、講座を担当。

3.学級運営の状況と取り組み

活動内容の中でも全17回中の多くを占める趣味講座は、「軽スポーツ」(35人)、「料理」(23人)、「音楽」(16人)、「パソコン」(12人)、「演劇」(10人)の五つの講座からなる。「軽スポーツ」には、全体の約3割が参加しており、希望する学生が多数の場合、年によって人数調整を行っている。学級生の中には、学級以外にも他のスポーツ活動に意欲的に参加している学級生も多い。しかし、実際にスポーツ指導を行う上で配慮することは、学級生の身体能力や理解力、年齢などの個人差である。その指導には、十分な知識や経験を持つ指導者の存在は欠かせないと考える。次に人数の多い料理コースは、学級生の食べることへの興味が高いということもあるが、自立した生活を目指す上で食生活の自立を目指したいという希望もみえる。さらには前年度に行なわれたアンケートを見ると、本人よりもその保護者が希望していると思われる記載も目に付く。

学級の運営全体として大きな課題となっているのは、まず学級生の増加と高齢化の問題があげられる。学級の定員数は設立から年々増加し、現在100名と定めている。ただし、この増加に対応するために、趣味講座は2施設に分散して実施している。しかし、これ以上の増加には対応が難しい現状である。そのため、新規の申し込みに対し、18歳から29歳の年齢的な制限を設け、40歳になると卒業という形態をとっている。このような年齢の制度を設けたこともあり、昨年、40歳以上を対象とした別の学級が立ち上がった。ただし、ボランティアを中心とした運営がなされている。

次にボランティアの募集、および育成があげられる。現在、30名程度のボランティアが登録しており、彼らの支援なくしては学級として十分に機能しないであろう。しかし、この募集に際しては、募集担当者の苦勞も大きい。また、ボランティアと協力した運営を行うためには、学級主事の存在は欠かせないところである。学級生への助言・相談だけでなく、ボランティアとの協力体制をスムーズに進めていくために苦心されている状況が垣間見られた。

4.まとめ

まず、この学級が障害者の余暇活動、レクリエーション活動の充実に大きく貢献していることを実感することが出来た。また、その中に見られた現状から、

- ・参加者の増加や高齢化への対策が必要であること。
- ・参加者の特徴や個人差を十分に配慮できる専門的指導者の必要性。
- ・活動内容には、主催者のニーズや方針、本人のニーズや期待、保護者のニーズや期待、支援者の期待や方針が統合されていることが必要であること。
- ・学級運営には、講師、ボランティア・スタッフなど多くの人の手を結集する必要がある。

これらの人々が相互に協力し、それぞれの役割に力を発揮するためには、ボランティア・マネジメントなどの専門的な見地に立てるコーディネーターの存在が重要であること。以上のような現状から、障害者の余暇活動が充実し、継続的な支援をしていくためには、上記の問題を理解し、対応していくことが重要と考える。また、それらに関係する専門性をもつレクリエーション関係者が積極的に関わっていくことが必要ではないかと考える。

湯治の実態と湯治に対する意識について

○伊藤 雅子（東海大学大学院） 西野 仁（東海大学）

I. はじめに

わが国では1992年、経済大国から生活大国への政策転換が閣議決定された。経済成長を目指した忙しい競争社会から、ゆたかさとゆとりを実感できる社会の実現へ向けて、労働時間の短縮、その中でも特に長期休暇制度の確立が政策の目標として掲げられている。そして現在、「個人・企業・社会それぞれにメリットがある」といわれる12省庁の協力による「ゆとり休暇」¹⁾や、生き方(Life)を考える長期の(Long)休暇の頭文字からとった「L型休暇」²⁾などの休暇政策が推進されている。フランスのバカンスなどにひけをとらない休暇制度の確立を目指したものの、2003年の年次有給休暇の平均日数は一人当たり8.5日で分割取得が多く、与えられた日数に対する取得率は47.4%³⁾であった。その休暇も、どこかへ旅行に出かけようと思えば費用が高いという制約や、混雑、家族で休みがあわないなど、長い休みがとれないという理由以外の阻害要因も生じるため、のんびりくつろぐことは難しい傾向にある。しかし長期の休暇が難しいと言われている日本でも、江戸時代に広まり現在でも各地の温泉地に残る「湯治」のように、毎年農閑期に10日から1ヶ月家を離れて自炊形式の湯治場に宿泊するという習慣があった⁴⁾。湯治は温泉の科学的作用で病氣・怪我・疲労を回復させるだけでなく、住まいを離れて環境を変える「転地」による心理的な効果もあると言われている⁵⁾。日本は「休みを楽しめない」社会であり民族であると海外から評価されることがあるが、封建制度の時代から長期間普段の生活リズムを離れるという意識や習慣があったと考えられる。

機械化、情報・IT化、都市化など社会が変化していく中で、日本人にも長期休暇が必要だという認識に立って、古くから各地で行われている湯治に注目し、湯治の実態と湯治に対する意識について明らかにし、長期休暇が生活に根付くために必要な条件を探っていききたい。

II. 目的

本研究は湯治客を対象として、湯治の実態と湯治に対する意識について明らかにしていくことを目的とする。

III. 方法

現地調査

調査対象：岩手県H市N温泉に来ている湯治客

調査期間：2005年7月29～30日、9月13～21日

調査方法：実際に湯治を行っている人が、何をしてどんな雰囲気でも過しているのか、H旅館自炊部に滞在してインタビュー調査と観察調査を行った。

1. インタビュー調査

あらかじめ明らかにしたい質問項目を用意し、半構成的面接法によるインタビュー調査を行った。主な質問は「どのように湯治を行っているか（阻害要因を含む）」「湯治についてどのように考えているのか」などについてであった。

2. 観察調査

宿泊施設、温泉で人の行動、周囲の状況、環境などについて、湯治に関する資料・情報を参考に参与観察を行った。その中で、インタビュー調査の協力者以外からも、湯治に関する話を聞いた。

IV. 結果及び考察

調査協力者：協力者は滞在期間中に宿泊していた湯治客6名である。

(1) Aさん

60歳代、男性。現在は退職し、5年前から1人で自炊部に住んでいる。退職前の職歴はカメラマン、工事現場の作業員、仕出し。東京都出身、家族はいない。

(2) Bさん

60歳代、男性。現在は港で漁船の手伝いをしている。貿易の仕事や漁師など、外国・船での暮らしが長かった。岩手県出身、現在も県内のM市在住。妻と2人暮らし。

(3) Cさん

50歳代、男性。石油関係の会社のサラリーマン。岩手県出身、転勤で鹿児島、中東諸国にいたこともあったが、現在は県内在住。妻と娘3人の5人家族。

(4) Dさん

60歳代、男性。現在は退職。退職前は建築、修理などの仕事をしていて、趣味で始めたカラオケの音響も、時々イベントなどの注文が入るようになった。岩手県出身で、海岸沿いのO町に住んでいる。妻、三女、孫（長女の娘）と4人暮らし。

(5) Eさん

80歳代、女性。岩手県内のK市在住。家は農家で米を育てていて、娘・孫夫婦と暮らしている。現在仕事はしていない。

(6) Fさん

70歳代。女性。岩手県内のK市在住、I市出身。嫁いだ先がたばこ・蚕を育てている農家だった。今は孫・孫嫁と3人暮らし。現在仕事はしていない。

1. 湯治の実態について

1) 湯治に来る理由、動機について

Aさん、Bさんは、初めて来たきっかけは「治療のため」と答えている。しかし湯治は温泉の科学的作用で病氣・怪我・疲労を回復させるだけでなく、住まいを離れて環境を変える「転地」による心理的なリラクゼーション効果もあると言われている⁵⁾。Cさん、Dさん、Eさん、Fさんは最初から「家族旅行のようなもの」「温泉が好き」「嫁ぎ先が毎年来ることを習慣にしていた」と答えていて、Aさん、Bさんも継続して来ている理由は治療のためだけではないと考えている。このため、治療だけではなく場所や気分を変えることも湯治の目的であると考えられる。

2) 湯治の時期・期間について

農業・漁業に携わっていたBさん、Eさん、Fさんは、「毎年収穫後に来ている」と答えている。また、9月20日には毎年素人演芸大会が開催されているため、Dさんやその他の湯治客は「毎回大会にあわせて来ている」と話していた。期間については、現在も本人または家族が会社に勤めているという人は滞在期間が短かった。Cさんのように「休日と有給休暇を組み合わせて10日」が最も長く、宿泊客の大半は2泊程度だった。旅館

の従業員も「最近では長期滞在、自炊のお客さんは減っている」と話している。その一方「5年間住んでいる」Aさんや、「冬に1ヶ月滞在する」というEさん、「若いころは冬だけだったけど、今は何度も来られる」というFさんのように、現在でも長期間滞在している湯治客も見られた。自分の可能な範囲でできるだけ長く滞在したいという気持ちがあるようである。

3) 湯治場を選んだ理由について

「60年間来続けている」というEさんを筆頭に、同じ場所に毎年来ているという湯治客が多かった。理由としてはBさんの「温泉が自分にあっている」、Dさんの「演芸大会がある」、Fさんほか多数の「友達がいるから」があった。また6人中4人は「毎回同じ部屋に泊まる」と話しており、Fさんの「実家に帰って来るようなもの」という発言などから、慣れ親しんだ場所でのんびり過ごしたいと考えているようだった。

4) 湯治中の過ごし方について

Bさんの「昼寝が出来る生活って幸せ」や、Fさんの「8時くらいにゆっくり起きて、ごはん作って食べて、好きなように過ごして、気ままに温泉に入る」など、リラックスするという答えが多かった。湯治客の行動を観察すると、温泉以外では部屋でのおしゃべり、散歩、読書、絵を描く、テレビの視聴、採ってきた山菜の料理、川での魚釣りといった活動が見られた。6人とも「湯治に来ているほかの人とおしゃべりが楽しい」と答えていて、温泉を通した人とのふれあいを楽しんでいる様子が伺えた。

5) 費用について

1泊あたりの料金は、自炊では1人1700円、2食つきでは3900円である。この金額については「このくらいなら大丈夫」という答えが多かった。インタビュー協力者以外でも県内からの客が多いため、交通費もあまりかからない。湯治先では観光などに時間を使うことはなく、お金のかからない日常生活の延長のような生活をしているという様子が伺えた。

6) 湯治中の同伴者と家族の理解について

「毎回奥さんと来ている」と話していたDさん以外は、5人とも1人で来ていた。インタビュー協力者の6人以外でも、男女問わず1人で来ているという人が多かった。1人で来る理由としては、Aさんの「(奥さんは)ここだとごはん作ったりしないといけないから来たがらない」、Cさんの「温泉に興味がない」といった理由だけではなく、Fさんの「前は夫と来ていた(亡くなった)」という理由もあった。また1人で来ている人の中にも、Cさんの「いってらっしゃいって言われるだけ」、Fさんの「ゆっくりいってらっしゃいって送ってもらえて、ほんとに幸せ」など、湯治客の家族の湯治に対する考え方は、人によってかなり違いが見られた。今後は湯治客だけでなく、その家族の意識・考え方についてもさらに考察を深めていきたい。

7) 阻害要因について

「湯治に来られなかった時があったか」という質問に対して、6人ともなかったと答えている。来られるから来ているのではなく、来ようとして来ていると考えているようである。「来られなくなるとしたらどういう理由が考えられるか」という問いに対しては、「自分がひどく体調を崩した時」「ぼけて身の回りのことができなくなったら」などという答えがあがっている。インタビュー協力者以外では、長期間来られない理由として「ペットがいる」と答えている人もいた。どの人も湯治場で過ごす時間を大切に考えており、

Cさんが「休みやお金もなんとかかなっているし、家族や親戚も元気だし。来られないとしたらそういう理由だろうけど、今は大丈夫」と話しているように、予定を調整し、自分が可能な範囲で来続けたいと考えているようである。

2. 湯治に対する意識について

1) 印象に残っていること

「湯治を通して若い人とも交流が広がった」と答えたFさんのように、6名とも印象的な出来事として人との出会いや交流をあげている。「温泉で話しているうちに部屋を歩き来するようになった」「ここに来るたびに年賀状の枚数が増えていく」「食材の交換、おすそわけは日常茶飯事」という話など、温泉を通じた関係が日々構築されているという印象を受けた。

2) 湯治に対する意識

湯治は現在も、東北の地域住民にとっては年中行事の1つとして生活カレンダーの中に組み込まれている⁹⁾といわれている。実際に話を聞いた中でも、Dさんの「ここに来ることが中心となって1年が回っている」、Eさんの「はげみやごほうびにしてがんばれた」など、湯治を楽しみに日々過ごしていると考えられる発言がみられた。また、Aさんの「ストレスがなくて天国」、Fさんの「人生を楽しめるようになった」という発言などから、湯治場で過ごす時間は休みを過ごす時間というだけでなく、生きがいでありその人の人生に影響を与えるような時間であるということが伺える。

V. 今後の研究の進め方

現地調査によるデータの収集とともに、より細かい分析を進めたい。データの収集については、湯治客が多くなる農閑期である秋以降に再び調査を行う予定である。

VI. 引用・参考文献

- 1) 労働省労働基準局編, 1998, 『ゆとり休暇推進の手引き働く人と企業の活性化』, 全国労働基準関係団体連合会
- 2) 労働省労働基準局賃金時間部編, 2000, 『「長期休暇(L休暇)」の普及に向けて』, 大蔵省印刷局
- 3) 『厚生労働省ホームページ「平成16年就労条件総合調査結果 1. 労働時間制度」』
<http://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/jikan/syurou/04/4-1.html>
- 4) 野田進・和田肇著, 1991, 『休み方の知恵 休暇が変わる』, 有斐閣
- 5) 大塚吉則著, 1999, 『温泉療法 癒しへのアプローチ』, 南山堂
- 6) 三田村鳶魚, 1941, 『江戸の風俗』, 大東出版社
- 7) 天野藤男, 1916, 『農村と娯楽』, 洛陽堂
- 8) 山村順次, 1977, 『鳴子温泉郷における湯治客の地域的特性』, 千葉大学教育学部研究 26
- 9) 日下裕弘, 1995, 『日本の湯治1〈気〉思想の文化史』, 茨城大学教養部紀要 28
- 10) 日下裕弘, 1995, 『日本の湯治2〈気〉思想の世俗化と「ゆ」の西洋化』, 茨城大学教養部紀要 29
- 11) 山本英二, 2001, 『江戸時代の湯治及び湯治場に関する健康文化史的研究』, 第7回「健康文化」研究助成論文集
- 12) 森繁哉, 2001, 『湯治場の記憶—聞き書きの始まりに—』, 別冊東北学 2
- 13) 石川理夫・森繁哉・八岩まどか, 2004, 『地域資源としての温泉』, 別冊東北学 8
- 14) ロジャー・マンネル/ダグラス・クリーバー(速水敏彦監訳), 2004, 『レジャーの社会心理学』, 世界思想社

内的余暇動機スケールと余暇退屈度スケールの解釈シートの実践開発

茅野宏明（武庫川女子大学）

キーワード アセスメント、治療的意味あい、解釈シート

目的

「レクリエーション活動援助が利用者にどんな効果をもたらすか」という疑問に対し、財団法人日本レクリエーション協会では1974（昭和49）年度から高齢者を対象とした「高齢者レクワーカー養成セミナー」の開講と「調査研究事業」の実施¹が始まった。その研究を踏まえて、千葉ら（1985）²は老人ホームにおいてレクリエーションワークにより：①老人の相互援助意識；②行動；③態度や生きがい；そして④日常生活の社会性に効果があることを示した。その結果に統計的な分析を施した結果：①問題行動の改善；②社会性の向上、に影響を及ぼしたことがわかった³。

一方、介護福祉士国家試験にレクリエーション活動援助法が位置づけられ⁴、レクリエーション活動援助によるレクリエーション活動の治療的意味あいの理解と明示性が社会的に求められている。レクリエーション活動の治療的意味あいを醸し出すため、セラピューティックレクリエーションの発祥地であるアメリカにおいてもアセスメントの大切さが強調され、アセスメントに関する論文等を別冊にまとめ、アセスメントの大切さと活用や開発を啓蒙した⁵。

（財）日本レクリエーション協会の研究助成により、野村・茅野・佐橋（1997）⁶が内的余暇動機スケール（Intrinsic Leisure Motivation Scale⁷、以下ILM）と余暇退屈度スケール（Leisure Boredom Scale⁸、LBS）についての邦訳版（以下、余暇アンケート）を発表した。さらに、1997年より余暇アンケートとその解説書を添付してインターネット上を通じて啓蒙を図り、現在のべ200件以上の配布が行われている⁹。

ところが、尺度の解釈が非常に大切な一面もありながら、解釈は解説書だけを頼りに実施者が個々に行うにとどまり、ともすれば誤った解釈を促しかねない一面も備えている。啓蒙する責任上、適正な解釈の普及が重要となる。

そこで、本研究の目的は、内的余暇動機スケール（Intrinsic Leisure Motivation Scale、以下ILM）と余暇退屈度スケール（Leisure Boredom Scale、LBS）の解釈を容易にする「解釈シート」を実践的に開発することである。具体的には、余暇教育プログラム参加者の事前評価（pretest）と事後評価（posttest）に使用している余暇アンケートの解釈過程を利用して、解釈シートを実践に即した様式に仕上げることを最終目標とする。

余暇アンケートの概要と課題

余暇アンケートはILMとLBSからなっており、双方ともreverse codingを用い、指定された設問の回答を反転する必要がある。ILMでは24設問中3設問を、LBSでは16設問中8設問を反転する。回答を反転する設問は回答記入者のバイアスを最小限に食い止める意味では有効である反面、解釈法が複雑になる一面も持ち合わせる。

余暇アンケートへの回答を解釈する際、指定回答を適切に反転し、それぞれの尺度の平均値を求める。その後、算出した平均値と合致する解釈とを照合する。ここまでのプロセスからILMとLBSの解釈を見いだすことは比較的容易にできる。

そこから先の解釈は余暇アンケートを実施した者の判断に委ねられる。つまり、平均値による解釈の後：
①平均値とは異なる回答；②平均値を支持する回答、を割り出し、数値だけでは読み取れない各設問の内

面的要素を抽出し、回答記入者の状態を推察する必要がある。このような内面的要素を把握する作業は時に複雑であり、解釈の結果を誤る恐れもある。アセスメントや効果測定に役立つ余暇アンケートを誤って解釈することは、例えば利用者への支援過程に直接影響を及ぼすため、避けなければならない。

このように余暇アンケートの課題は、熟練した研究者やプログラム実施者でなくとも、解釈シートを用いれば正当な解釈を導き出せること、に絞られる。本研究では、平成 9 年度から使用している余暇アンケートの解釈実績をもとに、解釈シートの作成を実践的に取り組んだ。

解釈シートの作成

解釈シート(表 1)の作成にあたり、操作マニュアルの必要性を最小限にとどめることをコンセプトに、次の具体的条件を設定した。

- ①事前評価 (assessment) と事後評価 (evaluation) の両方に使用可能とする
- ②データ入力後、平均値や差異値などをできる限り自動的に算出する
- ③カラーや記号を使用する
- ④設問文も提示する

これらの条件を満たし、先述の手順に従って集計をすること考慮して、見積書やデータ処理などで一般的に使用されている日本 Microsoft 社の Excel を解釈シート用のアプリケーションとして採用した。その結果、解釈シートのフォーマットは Excel ブックとして保存され、代表的な OS (Windows と Macintosh) 上で使用可能となる。

解釈手順の決定

解釈シートの作成にあたり、解釈手順を列挙した後：①解釈シートを作成；②既存データを使用して実際に解釈；③余暇教育プログラムスタッフや生活支援員による指摘；④不適切な手順を抽出；⑤解釈手順の改訂、という修正過程を繰り返し行った。その結果、解釈に必要な手順が次のようにまとめられた。

- ①余暇アンケートの回答を同じ数値を解釈シートに入力する(半自動処理)
 - a) 反転の必要がない回答は、そのまま「調整」欄に自動表示される
 - b) 反転の必要がある回答の処理は、次の②を行う
- ②反転する回答欄(グレーの網掛け)を次のように反転した数値を手入力する
「5」→「1」； 「4」→「2」； 「3」は不変； 「2」→「4」； 「1」→「5」
- ③ILM(24 設問)の平均値が「総合的な自発性」に自動表示される
- ④LBS(16 設問)の平均値が「総合的な退屈度」に自動表示される
- ⑤事前評価値と事後評価値の両方が入力されていると、その差異が自動表示される
- ⑥「自発性の解釈」の該当項目を●印で塗りつぶす
- ⑦「退屈度の解釈」の該当項目を●印で塗りつぶす
- ⑧「自発性(上記⑥)と退屈度(上記⑦)の関係」について、該当する方を●印で塗りつぶす
 - a) 反比例であれば、自発性と退屈度の双方を解釈対象にする
 - b) 比例または関係不明であれば、退屈度だけを解釈対象にする¹⁰
- ⑨「自発性の解釈」の●印と「同傾向の選択肢」に注目する
 - a) 同傾向の回答番号の欄(セル)を「緑色」で塗りつぶす
 - b) 緑色のセル数を「自発性の支持率」欄(網掛け)へ入力し、%を自動計算する
- ⑩「退屈度の解釈」の●印と「同傾向の選択肢」に注目する

- a) 同傾向の回答番号の欄(セル)を「緑色」で塗りつぶす
 - b) 緑色のセル数を「退屈度の支持率」欄(網掛け)へ入力し、%を自動計算する
- ⑪「自発性の解釈」や「退屈度の解釈」とは異なる回答を総括的に列挙する
(事後評価の場合、事後の回答を列挙する)
- a) 異なっても、余暇に対して否定的な回答に★印をつけて記述する
 - b) 異なっても、余暇に対して肯定的な回答に☆印をつけて記述する
- ⑫「注目項目」の回答を入力する
- a) 設問 30 (LBS の第 6 設問) の回答を手入力する
 - b) 設問 34 (LBS の第 10 設問) の回答を手入力する
- ⑬事後評価の場合、利用者による主観的評価となる「終了時の感想」を転記する
- a) 否定的な感想の冒頭に★印をつけて転記する
 - b) 肯定的な感想の冒頭に☆印をつけて転記する
- ⑭「まとめ」に、上記③～⑬の解釈と行動変容を総合的に考察した結果を記述する
- ⑮まとめから「プログラム運営にフィードバックすること」を考察して記述する

まとめ

本研究の目的は、ILM と LBS を含んだ余暇アンケートの解釈を導きやすい解釈シートを開発することであった。実践で役に立ち、かつ解釈にバイアスがかからないように配慮するために、余暇教育プログラムの事前評価と事後評価に使用している手順を明確化した上で見直し、純粋な解釈を導き出すことを主眼に手順を決定した。

余暇教育プログラムのスタッフや生活支援員らの指摘により修正を加えた解釈シートには、①事前評価と事後評価の両方に使用；②Excel の自動計算機能を活用；③カラーや記号などを使用；④設問も提示、を盛り込んだ。実践での使用には、利用者の状態を簡潔に示すことができるという意見があり、実践の使用には耐えることが明らかになった。一方、解釈シートの妥当性などについての検証は行われていない。

今後の課題として：①Excel 使用下で自動計算が可能な解釈シートの開発；②解釈シートの妥当性や信頼性の実践的調査；③簡易なマニュアルの作成、があげられる。特に後者については、アセスメントの未経験者などを対象に同じデータに対するアセスメント結果の相違を検証する手法に取り組む必要がある。

¹ (財)日本レクリエーション協会編(1983). 在宅老人におけるレクリエーション活動の実践的研究(その1)。「はじめに」に記述。(財)日本レクリエーション協会発行。

² 千葉和夫、天野勤(1985). レクリエーション・ワークの効果測定を試み、レクリエーション研究, 14, 57-63.

³ 茅野宏明(1989). 実験的手法におけるデータ解析の応用に関する一考察、レクリエーション研究, 20, 1-8.

⁴ 1990年より、「レクリエーション指導法」が国家試験科目として位置づけられた。2000年より「レクリエーション活動援助法」と改称された。

⁵ National Therapeutic Recreation Society(1996). The Best of the Therapeutic Recreation Journal: Assessment. National Recreation and Park Association.

⁶ 野村一路・茅野宏明・佐橋由美(1997). 余暇生活設計のためのツール開発に関する研究(II)、自由時間研究, 21, 40-49.

⁷ Weissinger, E. & Bandalos, D.L. (1995). Development, reliability and validity of a scale to measure intrinsic motivation in leisure. Journal of Leisure Research, 27, 379-400.

⁸ Iso-Ahola, S.E. Weissinger, E. (1990). Perceptions of boredom in leisure: Conceptualization, reliability, and validity in the leisure boredom scale. Journal of Leisure Research, 22, 1-17.

⁹ LEEPnetのホームページ(<http://LEEPnet.com/>)より申し込み可能。

¹⁰ 前掲6)、44-47を参照。

	事前評価日を記入	事後評価日を記入	差異		
総合的な自発性	3.9	3.9	0.0	同傾向の 選択肢	
総合的な退屈度	3.1	2.7	0.4		
①自発性の解釈	●3.9以上	●3.9以上	自発性が強い・・・取り組んでいるものあり	4、5	
	○3.3-3.8程度	○3.3-3.8程度	自発性が比較的強い・・・取り組みや興味持ち始め	4	
	○2.8-3.2程度	○2.8-3.2程度	混沌状態・・・余暇への意識不足	3	
	○2.2-2.7程度	○2.2-2.7程度	自発性が少し弱い・・・余暇の認識不足や誤解	2	
	○2.1以下	○2.1以下	自発性が弱い・・・余暇への罪悪感や嫌悪感	1、2	
②退屈度の解釈	○3.9以上	○3.9以上	退屈を強く感じる・・・取り組んでいるものなし	4、5	
	○3.3-3.8程度	○3.3-3.8程度	比較的退屈を感じる・・・取り組めるきっかけなし	4	
	●2.8-3.2程度	○2.8-3.2程度	混沌状態・・・余暇への意識不足	3	
	○2.2-2.7程度	○2.2-2.7程度	あまり退屈を感じない・・・取り組みや興味持ち始め	2	
	○2.1以下	○2.1以下	ほとんど退屈を感じない・・・取り組んでいるものあり	1、2	
③自発性と 退屈度の関係	○反比例	●反比例	→ 上記①と②を解釈する		
	●比例 or 不明	○比例 or 不明	→ 上記②のみを解釈する		
④自発性の支持率	18	75.0%	19	79.2%	(%) ①の解釈を支持する割合
退屈度の支持率	6	37.5%	8	50.0%	(%) ②の解釈を支持する割合

⑤一般的に①や②の解釈とは異なる回答の総括(★→否定的な回答、☆→肯定的な回答)

- ★余暇や余暇活動の他に人生において重要なものがあると思う。
- ★余暇に対して、あまりワクワク感を感じない。
- ★何かしたいけど、何をしたいのかわからない。
- ★余暇の大半を寝て過ごす方だと思う。
- ★余暇活動の技能をあまり多く身につけていない方である。
- ★余暇が退屈なのか、することがあるのか、重要な一部分なのか、どちらとも言えない。

- ⑥注目項目
- a) 設問30(他に何をしたいのかわからない): 4 → 2
 - b) 設問34(何をしたいのかわからない): 5 → 4

回答の選択肢 1: そう思わない 2: それほど思わない 3: どちらでもない 4: 少し思う 5: そう思う

- ⑦終了時の感想
- ☆自分自身が身体障害者になったけど、世間には色々楽しみや出来る所がある事を教えたもらい、前例等も聞かしてもらいはげみになった。
 - ☆自分に対して利用ができる所等と一緒に探してくれ、またなおかつパンフレット等を作成してくれた。
 - ☆ありがとうございます。

- ⑧まとめ
- 「何かできることを探したい」という参加動機を満たすように、興味や関心を引き出すことに注目しながら、ユニットを進めた。
- 上肢の筋力に自信がなく、いろいろな事は思うようにできないと感じていた様子であったが、自主的にワークシートを進めながら、「温泉旅行」をテーマに決定した。その後、身近な温泉に行くことを第一段階の目標と定め、近隣の温泉施設をまとめたファイルを情報誌とともに提供した。
- 外出できる範囲や障害者割引の有無、手すりの有無などを丹念に調べながら、「癒しの湯(仮称)」を第一候補にしたが、急遽退所になりプログラムを終了。アンケート数値や感想から、短期間に自尊心や可能性を深めたと判断できる。

⑨プログラム運営にフィードバックすること

(1)本プログラムでの前例やさまざまな可能性を含む情報提供などを、継続していく。

ゆとりの構造化に向けて (3)

「くつろぎ」感と「日常生活経験」

○西野 仁 (東海大学)、吉原さちえ (神奈川県体育協会)

I はじめに

「ゆとりとは何か」を主題に、本学会で発表を続けてきた。社会心理学の手法の一つである Experience Sampling Method (ESM)¹⁾ で収集したデータをもとに中高生の「ゆとり」経験の実態を記述することから始まった一連の「ゆとり」研究の過程で、まず、「ゆとり」を感じる経験は「選択の自由性と内発的動機」によって惹起された「ムードのポジティブさ」を伴う「継続したい」「簡単にできる」経験の総体として捉えられていることが明らかとなった。²⁾ ついで、日常で普通に使われている「ゆとり」という言葉は、「余裕」「窮屈ではない」「くつろぎ」の意味を持つ比較的新しい言葉であり、leisure、something to spare、latitude、leeway、elbowroom、breathing space などと英訳されており、主観性、保障性、肯定的価値性、自由裁量性、相対性などのニュアンスを持つことなどがはっきりした。³⁾ さらに「くつろぎ」という言葉に注目し、その持つ意味を探り、「ゆとり」を「余裕」「窮屈でない」と捉える場合は「選択の自由性と内発的動機」による経験を可能にする「物理的・量的装置」としての「ゆとり」に力点が置かれており、「くつろぎ」と捉える場合は「ゆとり」経験を特徴づける「安定」「自由」「リラックス」「やすらか」などの「ムードのポジティブさ」という「心的・質的経験」としての「ゆとり」に力点が置かれているのではないかの考えを報告した。⁴⁾

こうした経緯から、「ゆとり」の構造化に向けては、「くつろぎ」感の解明が欠かせないと認識し、従来の ESM 調査票に新たに「くつろぎ」感に関する項目を加えてデータ収集を行った。本研究は、その改訂版 ESM 調査で得た日常生活経験データを「くつろぎ」を軸に分析した結果である。

なお、本研究で用いたデータの一部は、科学研究費補助金 (課題番号 14580058) で収集したものである。

II、研究の目的と方法

1、研究の目的

日常生活における「くつろぎ」感について記述すること、具体的には、どんな場面でくつろぎを感じやすく、どんな場面で感じにくいのか、また、くつろぎ感の程度によって気分と活動に対する「活動選択の自由性」、「動機の内発・外発性」、「活動継続の欲求」、「活動への取り組みに対する真剣さ」、「活動の難易性」はどう変わるのかについて記述することが本研究の目的である。

2、研究の方法

1) 調査方法

レジャーの社会心理学的データ収集法としてすでに広く紹介されている ESM を用いた。ESM は、われわれの就寝から起床までを除く「日常生活経験」を母集団と考え、そこから「経験の標本」をランダムに取り出し、そのサンプルデータから、人の日常経験のパターンやスタイルを推測しようとする調査方法である。⁵⁾

2) 調査対象、時期、地域

調査は、首都圏に住む高校生 73 名、大学生 25 名、社会人 25 名の調査協力者、計 123 名を対象に、2004 年 10 月から 11 月に行った。携帯電話による呼び出しは、午前 7:00 から午後 10:59 までの間に、2 時間毎にランダムに 1 回、一日計 8 回、木曜日から翌週水曜日までの一週間連続して行った。

3) 分析に用いたデータ

回収した 4,981 データをあらかじめ設定した基準に照らしてスクリーニングを行った。最終的に 3,090 場面 (高校生 54 名 1,329 場面、大学生 24 名 1,006 場面、社会人 25 名 755 場面) の経験標本を統計ソフト SAS を用いて分析した。

Ⅲ、結果および考察

1、くつろぎを感じやすい活動と感じにくい活動

表1A から表3B は、くつろぎを感じやすい活動と感じにくい活動を高校生、大学生、社会人別に集計した結果である。「感じやすい活動」を便宜的に、くつろぎ感についての7段階のリッカートタイプの尺度の平均値が5.0以上の活動、逆に「感じにくい経験」は平均値が4.0以下の活動とし、度数が10人以上の活動を取り出し順に並べた。「休息・リラックス」「テレビ・ラジオの視聴」「睡眠・うたた寝」「読むこと」など共通して「くつろぎ」を感じやすい活動と「しごと」や「授業」など感じにくい活動がある。しかし、その順序は高校生、大学生、社会人で微妙に異なる。また電話やメールなどを内容とする「コミュニケーション」は、社会人ではくつろぎを感じやすい活動には入っていないなどの差異もある。高校生にとって、「部活動」はくつろぎを感じにくい活動のようだ。

表1A くつろぎを感じやすい活動 (高校生)

順位	項目	n	平均値	標準偏差
1	テレビゲーム	55	6.13	0.92
2	創ること	24	6.08	1.10
3	睡眠・うたた寝	96	5.70	1.46
4	テレビ・ラジオの視聴	234	5.59	1.35
5	コミュニケーション	99	5.58	1.48
6	読むこと	27	5.52	1.53
7	休息・リラックス	30	5.43	1.52
8	外出	25	5.36	1.25
9	食事	158	5.27	1.48

表1B くつろぎを感じにくい活動 (高校生)

順位	項目	n	平均値	標準偏差
1	仕事(アルバイト)	15	2.40	1.50
2	自学・自習	35	3.20	1.66
3	部活動	161	3.29	1.63
4	その他の学内での活動	13	3.92	1.80

表2A くつろぎを感じやすい活動 (大学生)

順位	項目	n	平均値	標準偏差
1	休息・リラックス	21	6.24	0.83
2	テレビ・ラジオの視聴	112	6.07	1.13
3	食事	67	5.94	1.32
4	読むこと	30	5.90	1.58
5	睡眠・うたた寝	97	5.84	1.40
6	外出	28	5.57	1.43
7	コミュニケーション	87	5.44	1.51

表2B くつろぎを感じにくい活動 (大学生)

順位	項目	n	平均値	標準偏差
1	自学・自習	69	2.42	1.45
2	仕事(アルバイト)	43	2.44	1.33
3	授業	88	3.00	1.50
4	移動	95	3.80	1.93

表3A くつろぎを感じやすい活動 (社会人)

順位	項目	n	平均値	標準偏差
1	休息・リラックス	16	5.75	1.24
2	外出	34	5.71	1.19
3	読むこと	39	5.64	1.27
4	テレビ・ラジオの視聴	79	5.53	1.14
5	睡眠・うたた寝	58	5.28	1.56
6	テレビゲーム	12	5.17	1.11
7	食事	59	5.15	1.55

表3B くつろぎを感じにくい活動 (社会人)

順位	項目	n	平均値	標準偏差
1	事務(労働)	53	3.08	1.40
2	教育(労働)	40	3.08	1.64
3	一般事務(労働)	38	3.29	1.52

2、くつろぎ感と気分

次ページ図1は、くつろぎ感の程度と気分についてのグラフである。くつろぎを強く感ずる時と感じていない時とでは気分が異なる。くつろぎ感の高い時の気分はいずれもよりポジティブである。逆にくつろぎ感の低い時はネガティブである。くつろぎ感が高い時には、「安定」「自由」「リラックス」「やすらか」感が強く、くつろぎ感が低い時は、「忙しい」「そくばく」などが強いという特徴が確認された。

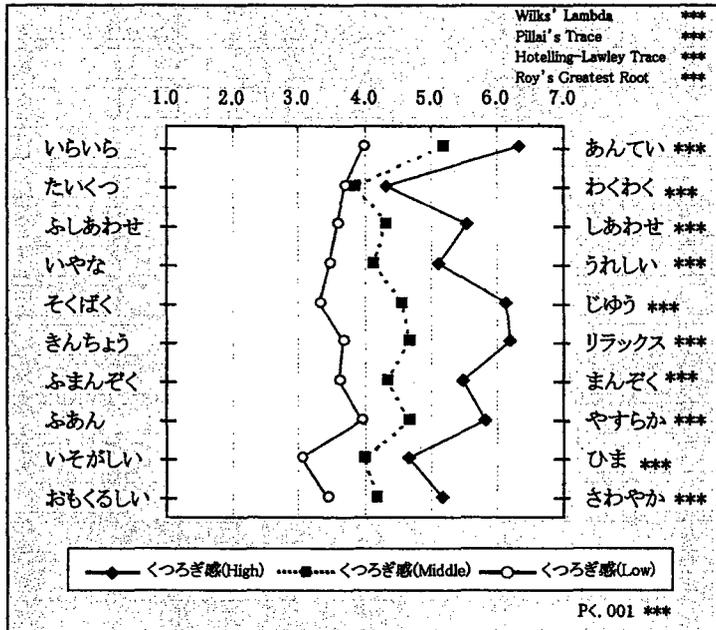


図1 くつろぎ感の程度と気分

3、くつろぎ感と「活動選択の自由性」、「動機の内発・外発性」、「活動継続の欲求」、「活動への取り組みに対する真剣さ」、「活動の難易性」

くつろぎ感と「活動への真剣度」「活動の難易度」の関係は、次ページ表4のようであった。いずれの気分項目も「くつろぎ感」との相関が認められた。「選択の自由性」「動機の内発性」「継続欲求度」は正の相関が、「活動への真剣度」「活動の難易性」は負の相関であった。

IV、まとめ

ESM 調査による高校生・大学生・社会人の日常生活経験データをもとに「くつろぎ」感について分析した結果、次のようなことが明らかとなった。

①高校生・大学生・社会人が共通して「くつろぎ」を感じやすい活動・経験とそうでない活動・経験が存在する。

②くつろぎ感が高い時の気分はポジティブ傾向であり、とくに「安定」「自由」「リラックス」感が高かった。逆に低い時はネガティブ傾向で、とくに「いそがしい」「そくばく」などの気分が目立つ。

③「くつろぎ」感と「選択の自由性」「動機の内発性」「継続欲求度」とは正の相関が、「活動への真剣度」「活動の難易性」とは負の相関が認められた。

これらの結果は過去に行った「ゆとり」感の分析結果と酷似しており、「くつろぎ」は、「ゆとり」という言葉が持ち合わせている「安定」「自由」「リラックス」「やすらか」などの「ムードのポジティブさ」を伴う「心的・質的经验」であるのではないかとこの予想を支持してはいる。しかし、「ゆとり」感と「くつろぎ」感の共通点と差異点などについては、まだ、明らかになってはいない。今後さらに詳しく分析し「ゆとり」感と「くつろぎ」感の共通点と差異点を明らかにしたい。

表4 「くつろぎ感」の程度と「活動選択の自由性」、「動機の内発・外発性」、「活動継続の欲求」、「活動への取り組みに対する真剣さ」、「活動の難易性」

くつろぎ		選択の自由性	動機の内発外発性	継続欲求度	活動への真剣度	活動の難易度
まさに感じる	平均	6.59	6.05	6.21	4.54	1.57
	標準偏差	1.02	1.61	1.24	2.13	1.12
	度数	617	617	618	619	619
感じる	平均	6.13	5.45	5.67	4.37	2.22
	標準偏差	1.14	1.56	1.21	1.68	1.33
	度数	603	602	603	603	603
まあ感じる	平均	5.76	4.78	4.86	4.39	2.68
	標準偏差	1.30	1.77	1.30	1.54	1.53
	度数	572	575	572	575	573
どちらとも言えない	平均	5.38	4.13	4.20	4.54	3.15
	標準偏差	1.57	1.81	1.39	1.64	1.81
	度数	493	493	492	492	491
ほとんど感じない	平均	5.40	3.70	3.82	4.89	3.91
	標準偏差	1.58	1.96	1.41	1.63	1.88
	度数	293	292	290	292	292
感じない	平均	5.17	3.50	3.65	5.01	4.40
	標準偏差	1.95	2.15	1.69	1.84	2.02
	度数	190	191	191	191	190
全く感じない	平均	5.48	3.33	3.13	5.01	4.26
	標準偏差	2.12	2.42	1.99	2.08	2.31
	度数	262	263	263	263	263
くつろぎとの相関係数		0.28 ***	0.45 ***	0.58 ***	-0.10 ***	-0.49 ***

Note1: ***p<.0001

Note2: 実際の質問項目とスコア

選択の自由性: それは自分で選んだ活動ですか? それともするように求められた活動ですか?

自分で選んだ 7 --- 求められた 1

動機の内発外発性: それは、その活動そのものがやりたかったためですか? それとも他の目的のためですか?

活動そのもの 7 --- 他の目的のため 1

継続欲求度: それを、もっと続けたいですか? それともやめたいですか?

もっと続けたい 7 --- やめたい 1

活動への真剣度: それをどのくらい真剣にやっていましたか?

真剣だ 7 --- 真剣ではなかった 1

活動の難易度: それをする事はあなたにとって簡単なことですか? それともチャレンジを必要とすることですか?

チャレンジが必要 7 --- 簡単 1

参考文献

- 1) Mannell, R.C. & Kleiber, D.A.(1997), A Social Psychology of Leisure, Venture Publishing (『レジャーの社会心理学』速見敏彦監訳、世界思想社、2004)
- 2) 西野仁、2002、『中学生の一週間の生活リズムと「ゆとり」の構造について』、平成11年度～13年度科学研究費補助金成果報告書
- 3) 西野仁、2003、『ゆとりの構造化に向けて(1)言葉と概念の整理』、レジャー・レクリエーション研究第51号、pp. 86-89
- 4) 西野仁、2004、『ゆとりの構造化に向けて(2)ゆとりとくつろぎ』、レジャー・レクリエーション研究第53号、pp. 56-59
- 5) 西野仁、知念嘉史、1998、『ESMを用いた日常生活におけるレジャー行動研究の試み』、レジャー・レクリエーション研究第38号、pp. 1-15

世界各国における野外レクリエーションに係る保護地域の発展とその特徴

桐蔭横浜大学 油井正昭

1. はじめに

世界各国は、優れた自然地域を国民の保健、休養、教化など良質な野外レクリエーション空間として確保し、レクリエーション的価値を保全する保護地域に設定している。

各国における野外レクリエーション関係の保護地域は、世界最大の自然保護に関する非政府機関である国際自然保護連合 (International Union for the Conservation of Nature and Natural Resources = 以下「IUCN」) に各国から資料が提出されており、IUCN はリストを公表している。

この研究は、IUCN が 1998 年に公表した「1997 United Nation List of Protected Areas」¹⁾ (以下「1997 年 UN リスト」) の分析に基づいて、世界的に見た野外レクリエーションに係る保護地域の設置状況をと、発展の特徴を明らかにすることを目的とする。IUCN の保護地域リストの公表は、「1997 年 UN リスト」までに過去 11 回行われ、公表の都度内容が充実し、「1997 年 UN リスト」は各国の協力で作成された精度の高いリストである²⁾。なお、「1997 年 UN リスト」は、保護地域の規模が原則 1,000ha 以上のリストである。

「1997 年 UN リスト」以後、1,000ha 以下の保護地域を含めたリストが発表になり、保護地域数が増えているが面積、位置、設置年など不明な事項が多すぎ、分析対象とする質が整っていない。今後、整備されていく可能性はあるが、本論では現在最も精度の高い「1997 年 UN リスト」を研究対象に取り上げた。

2. 野外レクリエーション関係の保護地域の設置状況

世界各国の野外レクリエーション関係の保護地域は、各国の保護地域制度の内容を確認しないと正確なことは分からないが、IUCN がリストを公表する際に、保護地域の名称を英語表記に統一しているため、その名称を基準にすると大きく 2 つの種類がある。その事例は表-1 のとおりである。

第 1 は、Conservation Park, Country Park, Forest Park などの名称で表記されている保護地域で、これらは地域のレクリエーション的価値を形成する資質を持続的に管理していく「野外レクリエーション資質の保護」を目的とする種類である。第 2 は、National Park, Marin National Park, National Nature Park などの名称の保護地域で、国立公園など優れた「風景の保護と利用」を目的とする種類である。

この 2 種類の野外レクリエーション関係の保護地域の設置状況を、アジア、大洋州、アフリカ、ヨーロッパ、CIS 諸国、北アメリカ、南アメリカの 7 地域に区分して示したのが表-2 である (7 地域の区分は外務省広報課編集の世界の国一覧表³⁾に基づいて行った)。野外レクリエーション関係の保護地域数は 3,445 ヲ所で、最も多いのは北アメリカの 1,121 ヲ所、次いでヨーロッパの 695 ヲ所、大洋州の 559 ヲ所の順である。2 つの種類では、「風景の保護と利用」の保護地域が 1,921 ヲ所、「野外レクリエーション資質の保護」地域が 1,561 ヲ所で、「風景の保護と利用」の地域の方が設置数が多い。その理由は「風景の保護と利用」の殆どを占めている国立公園を 150 カ国が設置しているのに対し、「野外レクリエーション資質の保護」地域を設置している国は 40 カ国と少ないことが背景

表-1 野外レクリエーション関係の保護地域事例

保護地域の種類	保護地域の名称
野外レクリエーション資質の保護を目的	Conservation Park, Country Park, Forest Park, Recreation Park, Environment Park
風景の保護と利用を目的	Marin National Park, National Nature Park, National Park, Regional/Provincial Nature Park

表-2 地域別の野外レクリエーション関係の保護地域数

単位：箇所

区分	アジア	大洋州	アフリカ	ヨーロッパ	CIS 諸国	北アメリカ	南アメリカ	計
野外レクリエーション資質の保護	66	195	36	261	0	863	95	1,561
風景の保護と利用	367	364	235	434	54	258	217	1,921
計	433	559	271	695	54	1,121	312	3,445
構成比 %	12.6	16.2	7.9	20.2	1.6	32.5	9.0	100.0

表-3 地域別の野外レクリエーション関係の保護地域面積

単位：km

区分	アジア	大洋州	アフリカ	ヨーロッパ	CIS 諸国	北アメリカ	南アメリカ	計
野外レクリエーション資質の保護	9,201	479,752	37,087	142,412	0	293,661	55,798	1,017,911
風景の保護と利用	358,974	289,635	759,292	1,119,687	100,780	487,980	569,895	3,686,243
計	368,175	796,387	796,379	1,262,099	100,780	781,641	625,693	4,704,154
構成比 %	7.8	16.4	16.9	26.8	2.2	16.6	13.3	100.0

になっている。CIS 諸国（旧ソビエト連邦構成の独立国のうちエストニア、ラトビア、リトアニアを除く 12 カ国）には、「風景の保護と利用」の国立公園は存在するが、「野外レクリエーション資質の保護」地域は存在しない共通の特徴がある。

地域別に野外レクリエーション関係の保護地域面積をまとめたのが表-3で、「風景の保護と利用」が「野外レクリエーション資質の保護」の約 3.5 倍の規模である。1カ所当たりの平均面積を算定すると、「野外レクリエーション資質の保護」地域は約 671ha であるのに対し、「風景の保護と利用」の保護地域は約 1,911ha である。野外レクリエーション空間として国立公園に代表される「風景の保護と利用」の保護地域は、規模が大きい特徴を持っている。

3. 野外レクリエーション関係の保護地域の誕生

アジア、大洋州、アフリカ、ヨーロッパ、CIS 諸国、北アメリカ、南アメリカそれぞれの地域で、何時の時期に野外レクリエーション関係の保護地域が誕生したか、また各国がどの時期に最初の野外レクリエーション関係の保護地域を設置したかを分析し、表-4と表-5を作成した。表-4が「野外レクリエーション資質の保護」地域を最初に設置した時期と国との関係であり、表-5が「風景の保護と利用」の地域を最初に設置した時期と国との関係である。

表-4を見ると「野外レクリエーション資質の保護」地域は、最初に北アメリカのアメリカ合衆国とカナダで 1800 年代に設置された。その後しばらくは設置する国が無く、1921 年以後大洋州、ヨーロッパ、南アメリカで設置がはじまり、アジアでは 1941 年以後、アフリカでは 1961 年以後の設置になっている。時期別に確認すると、各時期の中では 1961 ~ 1980 年に 16 カ国が最初の保護地域を設置して最も多く、1997 年現在は 40 カ国が設置している。

表-4 最初の「野外レクリエーション資質の保護」地域設置時期

単位：国数

区分	アジア	大洋州	アフリカ	ヨーロッパ	CIS諸国	北アメリカ	南アメリカ	計
1900年以前						2		2
1901～1920年								
1921～1940年		2		1		1	2	6
1941～1960年	1			3				4
1961～1980年	2	2	4	6			2	16
1981～1997年	2		1	5		2	1	11
設置年不明				1				1
計	5	4	5	16		5	5	40

表-5 最初の「風景の保護と利用」地域設置時期

単位：国数

区分	アジア	大洋州	アフリカ	ヨーロッパ	CIS諸国	北アメリカ	南アメリカ	計
1900年以前		2				2		4
1901～1920年				3			1	4
1921～1940年	5		11	10	1	1	5	33
1941～1960年	3		14	6		3	3	29
1961～1980年	8	2	14	12	3	7	3	49
1981～1997年	10	1	6	1	4	6		28
設置年不明	1				1	1		3
計	27	5	45	32	9	20	12	150

同じ視点で「風景の保護と利用」の保護地域を表-5で見ると、1900年以前は大洋州で2カ国（オーストラリアとニュージーランド）、北アメリカで2カ国（アメリカ合衆国とカナダ）の合計4カ国が国立公園を設置している。この内アメリカ合衆国が1872年に設置したイエローストーン国立公園は、世界最初の国立公園であった。その後20世紀初めにヨーロッパと南アメリカに、1921年以後は各地域で急速に発展し、1997年現在は150カ国に設置されている。この150カ国のうち49カ国は、1961～1980年に最初の「風景の保護と利用」の保護地域（殆どが国立公園）を設置した。なお、「野外レクリエーション資質の保護」と「風景の保護と利用」の両方の保護地域を設置している国が32カ国存在した。

4. 野外レクリエーション関係の保護地域の設置時期と発展の特徴

各国が野外レクリエーション関係の保護地域を設置した時期を、1900年以前を1時期とし、1901年以後1997年までを20年毎に5時期に分け、全6時期に整理して作成したのが表-6と表-7である。

表-6の保護地域数を見ると、1920年以前は保護地域の設置数は少なく、1921年以後に徐々に設置が進み、特に1961年以後急速に設置が進んだ特徴を見ることができる。構成比は1961～1980年が35.0%、1981～1997年が40.4%であり、2時期で75.4%と全体の4分の3が1961年以後に設置されており、1961年以後の約40年間に世界的に野外レクリエーション関係の保護地域が発展したことが分かった。この2時期の急激な増加は、1961年以後各国で野外レクリエーションが増進し、野外レクリエーション地の確保と適正な管理の必要が生じた結果と考えられる。20世紀後半は世界的に野外レクリエーションが普及したことを示す指標と思われる。特に、表-7の面積を見ると、1961～1980年の20年間に設置された「風景の保護と利用」の保護地域が、広大な面積になっている。このことは、この時期に国際的に国立公園などの設置が進み、「風景の保護と利用」が促進されたものと思われる。

表-6 時期別の野外レクリエーション関係の保護地域数

単位：箇所

区分	1900年以前	1901～1920	1921～1940	1941～1960	1961～1980	1981～1997	設置年不明	計	構成比%
野外レクリエーション資質の保護	3	10	66	116	540	539	242	1,516	44.0
風景の保護と利用	13	36	142	203	666	851	18	1,929	56.0
計	16	46	208	319	1,206	1,390	260	3,445	
構成比%	0.5	1.3	6.0	9.3	35.0	40.4	7.5		100.0

表-7 時期別の野外レクリエーション関係の保護地域面積

単位：km²

区分	1900年以前	1901～1920	1921～1940	1941～1960	1961～1980	1981～1997	設置年不明	計	構成比%
野外レクリエーション資質の保護	8,014	5,334	35,070	29,574	650,861	274,409	14,650	1,017,912	21.6
風景の保護と利用	26,517	66,403	273,955	247,376	2,018,390	1,037,377	16,224	3,686,242	78.4
計	34,531	71,737	309,025	276,950	2,669,251	1,311,786	30,874	4,704,154	
構成比%	0.7	1.5	6.6	5.9	56.7	27.9	0.7		100.0

5. おわりに

世界各国は、野外レクリエーション資質を備えている地域や優れた自然風景地を、野外レクリエーション空間として保護地域にして管理を行っている。その実態を「1997UN リスト」を用いて分析し、以下の結果を得た。①野外レクリエーション関係の保護地域は、「野外レクリエーション資質の保護」を図る目的と「風景の保護と利用」を目的とする2種類が存在する。②2種類の保護地域数の合計は3,445カ所、総面積は4,704,154km²である。③「風景の保護と利用」の保護地域は、「野外レクリエーション資質の保護」地域より設置数が多い。④保護地域の規模は、「風景の保護と利用」の地域が「野外レクリエーション資質の保護」地域の約3.5倍である。⑤保護地域は1900年以前はアメリカ合衆国、カナダなどで設置され、1921年以後次第に普及し、1961年以後急速に発展した。⑥保護地域の最初の設置状況は、北アメリカと大洋州では1900年以前、ヨーロッパと南アメリカが20世紀初め、アジア、アフリカ、CIS諸国は1921年以後に普及した。⑦「風景の保護と利用」の地域を設置している国は150カ国、「野外レクリエーション資質の保護」地域の設置国は40カ国である。2種類の保護地域を設置している国が32カ国あり、したがって野外レクリエーション関係の保護地域を設置している国は158カ国である。⑧保護地域は北アメリカ(1,121カ所)、ヨーロッパ(695カ所)、大洋州(559カ所)に多い。

引用・参考文献

- 1) 国際自然保護連合 (IUCN) : 1997 United Nation List of Protected Areas、412pp.
- 2) 油井正昭、親泊素子 (2005) : 世界各国の自然保護地域の発展とその特徴、桐蔭論叢、第12号、30-43
- 3) 外務省外務報道官・外務省大臣官房国内広報課編集 (1997) : 1997年版世界の国一覧表、10-25

伝統芸能継承団体の再生過程に関する実践報告
—伊勢神楽十二神祇の場合—

迫俊道（広島市立大学）

広島における神楽と本研究の目的

神楽と呼ばれるものの起源は古く、これまでに全国の様々な地域の神社において秋の祭礼に神楽は奉納されてきた。神楽は日本の各地で民衆的な楽しみという文化的な要素から切り離されることなく、伝統的なレクリエーション活動として、今日まで継承されてきた。広島県は全国の中でも最も神楽が盛んな地域と言われており、神楽どころとして有名である。広島県の神楽は、「芸北神楽」「安芸十二神祇」「芸予諸島の神楽」「比婆荒神神楽」「備後神楽」に分類される（三村, 2004）。その中でも、もともと広島県の芸北地域で行われ、今日では芸北地域以外にも広がってきた芸北神楽は戦後に神楽の競演（共演）大会が開かれるようになった。現在、芸北神楽は人気を集め、神楽ブームを巻き起こしている。神楽の大会は様々なところで開催されており、大変な盛り上がりが新聞紙上等で報告されている。芸北神楽に魅力を感じ、新たに神楽団（神楽を継承している団体）を結成・再結成する、また芸北神楽を神楽団の保持演目として新たに加えるという動きも見られる。

芸北神楽に魅了された人々が神楽団を立ち上げる、また存続の危機にある神楽団が芸北神楽を取り入れることによって団を活性化していくという現象は一部に見られる。だが、一方で少子高齢化の影響を受け、後継者不足の問題から神楽団の存続が厳しくなっている神楽団があることも事実である。それは芸北神楽を担ってきた神楽団にもいえることである。特に深刻なのは広島県内の西部方面に分布している安芸十二神祇、この神楽を継承している神楽団である。本研究において対象とするのは広島県において伊勢神楽十二神祇（「安芸十二神祇」の中に位置づけられる神楽）を継承してきたI神楽団である。I神楽団は2001年から2003年までの3年間、活動を休止し、神社で神楽を奉納していない。

日本の伝統芸能の伝承過程の特徴は、指導法、稽古方法について書かれたものが殆どないことである。指導者が弟子に身体技法を直接指導する「口伝」と呼ばれる方法がとられてきたため、「身体表現である芸能の技能は、一世代欠けると完全な伝承の継続は不可能」（樹下, 2001）であるとも指摘されている。本研究の目的は、I神楽団への参与観察を行うことにより、I神楽団が活動休止に至った背景、そして、活動休止状態から実際にI神楽団が再生するまでの過程、そのエスノグラフィーを報告することにある。

本研究の対象と方法

今回対象とするI神楽団は、伊勢神楽十二神祇と言われる神楽を約170年近く承継してきた。この神楽の特徴は、神事的要素が強く、簡素であることだ。『広島県の神楽』（1981年）を上梓した民俗学者の真下三郎によれば、広島県内においてI神楽団が伊勢神楽十二神祇の基本形を崩さずに最も忠実に保存してきているという。その他の文献、論文、雑誌の中でI神楽団は取り上げられ、民俗学的に注目されているが、近年、神楽団を構成するメンバーが減少し続け、2000年の地元神社での奉納を最後に、活動を休止している。

本研究の方法は、I 神楽団に対する参与観察である。参与観察については、社会学者の佐藤郁哉によって、「当事者と局外者という二つの視点をあわせもつ第三の視点」（佐藤，1992, p. 149）が意味を持つこと、また「一步距離をおいた関与」という参与と観察のバランスが指摘されている。ここで、本報告者と I 神楽団とのこれまで及び参与観察中の関係を説明しておくことにする。本報告者は過去に I 神楽団に所属してきた経歴がある。また、活動休止状態にあった神楽団が再生するまでの活動にも参加し、報告者自身が神楽団員として、I 神楽団へ復帰している。これらが I 神楽団にもたらした影響はかなりあると考えられる。これまで全く神楽団と関係を持っていなかった者が対象地域と関わり参与観察することは不可能ではないが、I 神楽団の構成メンバーは広島県の I 地域にほぼ限定されており、神楽団の再生に関する社会的過程を探るにはかなりの困難が伴うであろう。

神楽団再生の過程（一部）

I 神楽団が活動休止したのは、団員不足が主な原因であった。また、神楽の指導者及び世話をする者は、20 年以上もの間、同じままであった。神楽団に小学生の頃に入団する者がいたとしても、高校入学などを機に部活動や大学受験の塾通いのためにやめていく者が多く、そのため神楽団の特定のメンバーに過重な負担がかかる時期が続いた。神楽団の維持が難しくなった時、関係者による会合がもたれ、活動を休止にすることになった。

そのような中で再生に向けた動きが見え始めたのは、活動休止後 1 年半が経過したころ、I 地区の小学校校長が子どもたちに地域の文化を教えたいと考えたころであった。小学校において神楽を披露する機会が設けられたのを契機に、I 地区のまちづくり協議会の会長を含め、神楽団再生のための会合が開催されていった。そして、約 30 年前に I 神楽団についてまとめられた冊子をもとに、神楽経験者に団員募集ならびに神楽団再生の協力が募られた。会合の中で議論されていったのは、次のようなことであった。I 神楽団が活動を停止した当時は、I 地区の中でも神楽団員となるのは、I 地区の N 地域に限定されていたが、それを I 地区全体に広げた。また、指導、神楽団の世話などの負担を分担するために、神楽団の組織を再編成した。学会発表当日に、詳細な I 神楽団の再生過程を報告する。

引用・参考文献

- ふるさと運動促進委員会編.(1977). 郷土芸能神楽編, 石内公民館.
- 真下三郎.(1981). 広島県の神楽, 第一法規出版.
- 三村泰臣.(1995). 広島市の石内神楽. まつり同好会. まつり通信, 408: 5-6.
- 三村泰臣.(2004). 広島神楽探訪, 南々社.
- 佐藤郁哉.(1992). フィールドワーク 書を持って街へ出よう, 新曜社.
- 樹下文隆.(2001). 神楽普及のための詞章読解の試みと原態の比定および詞章の文学的意義の解明を目指して. 米田雄介ら. 神楽の変容とその社会的基盤に関する研究, 平成十二年度県立大学重点研究事業研究成果報告書.
- 民俗芸能学会.(1993). 特集 継承・断絶・再生, 民俗芸能学会. 民俗芸能研究, 18.

特別養護老人ホームにおけるレクリエーション・プログラムの課題 —その支援方法の確立に向けて—

○ 山崎律子、上野 幸、高橋和敏（余暇問題研究所）

キーワード：特別養護老人ホーム、レクリエーション、質的研究、観察法、レク活動支援

○ はじめに

本研究は、1995年からの高齢者対象の支援方法に関わる継続研究の一環である。まず、はじめに本研究の基本的視座を明らかにしたい。従来までの自然科学をモデルにした思考法や研究方法（実証主義的アプローチ）のみでは、生きている人間とくに要介護高齢者支援法の研究においては、現場の実践を重ねることによって、真実を把握することは極めて困難であるとの疑問をもった。人間行動の機微に関する研究については、単に理論を実証するために定量的追究だけでは計りきれない現象を伴うことが多い。したがって、克明に観察し、生起する現象がどのように移り変わるか、また、どのようなつながりがあるのかを解明する過程が重要となるのではないかと、すなわち、質的な研究方法が適切であるとの判断に至った。しかしながら、量的研究を無視することではない。むしろ積極的に活用することが望まれる。

○ 研究の目的

本研究の目的は、次にみられる“要介護高齢者支援法相互作用モデル”を前提として、特別養護老人ホームにおけるレクリエーション・プログラムの現実を把握し、その問題点を発見しながら、その適切な支援方法を探究することにある。

○ 先行研究

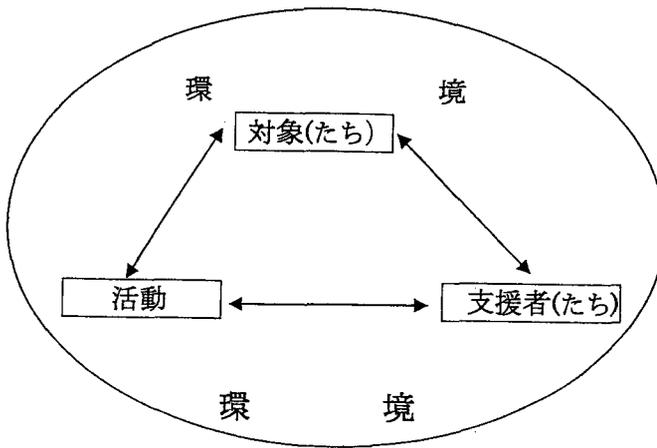
日本におけるレジャー・レクリエーション研究も、最近高齢者に着目した研究が多くなった。その中でも本研究に密接に関わる研究は数少ない。茅野（レジャー・レク研究大会号、2002）は、特別養護老人ホームを対象とし、セラピューティック・レクリエーションサービスモデルを提示して、その可能性を探求しているが、その支援法には触れていない。また、新田ら（高齢者のケアと行動科学、Vol.10-1、2005）は、特別養護老人ホーム入居高齢者を対象として、MOSESおよびMMSEを用いて、誕生祝いの効果を測定しているが、活動そのものだけで、それに関わる支援者や環境設定などには触れていない。さらにまた、佐藤ら（レジャー・レクリエーション研究大会号、53号、2004）は、病院におけるレクリエーションについて支援法に密接に関係するレクリエーション方法論に言及しているが、用語使用に難がある。一方アメリカの研究では、現在のところ2研究が、本研究を進めるに当たり参考になった。すなわち、Voeklら（Therapeutic Recreation Journal、Vol.15-1、1996）は、ナーシングホームにおける認知症者の活動参加状況を調査し、「認知症者は、個人の部屋でしたが、それに従ってCTRSは個人的活動だけをしているが、レジャー教育的な活動は、感覚刺激的活動をグループで提供する必要がある」と報告している。また、Gibson（Abstracts-2002 Symposium on Leisure Research, Tampa 2002）は、シニア・ゲームに参加する高齢者を対象に調査し、参加動機は、競争することはするが、

実は仲間がいるからだ、その期待とニーズを報告している。

○ 本研究の特徴

本研究の特徴の前に研究の直接の動機は、特養の実情を把握することであった。とくに支援法の視点から、レクリエーション・プログラムがどのように行われているかを、下図のように“要介護高齢者支援相互作用モデル”の考えのもとに調査しようとしたことである。

要介護高齢者支援相互作用モデル



図のように、モデルの意図するところは、“要介護高齢者支援は、ある環境の影響下に、対象者（たち）と支援者（たち）がいる。加えるにツールとしての活動がある。生きる人間対人間の複雑な現象として捉えられる。あるレク活動の場も、活動する本人（たち）の状態、本人（たち）と支援者（たち）の機微にわたる相互関係、支援法の技能などと、現実には複雑に絡み合っている。常に、それらの関係性を重視しなければならない”ということである。往々にして従来までは、対象、支援者、その相互関係を無視し、活動だけを取り上げ、支援の効果を云々しがちである。

○ 研究方法

調査期間：2005年7月～9月

調査方法：観察および職員面接

調査対象施設：A（設立1974）、B（設立1979）、C（設立1985）、D（設立2004）

計4施設（入居者定員55人～115人）

面接対象者：施設長、事務長あるいは職員、介護担当職員、相談担当職員

調査内容：①施設の現状 ②レクリエーション活動実施状況 ③支援方法の現状
④支援の問題点 ⑤レクリエーション活動支援への期待

調査者：山崎律子、上野 幸

○ 結果および考察

調査対象の全施設を通しての観察および職員面接結果は次のとおりである。

- * 最近の傾向として、特別養護老人ホームの中で介護レベル差が広がっている。とくに重度化の傾向がある。このことは、レクリエーション・プログラムおよびその支援の視点からみると、この傾向に対応するためには、入居者の好みやニーズにできりだけ合致するように、より多種のレクリエーション活動を用意するとともにその提供の方法を綿密に配慮する必要がある。
- * 介護レベル差をフロアによって分けているところが多い。
- * ユニット形式が一般化している。これは、入居者数が多くなればなるほど、入居者の同質化と介護の効率化、質の向上に有利である。組織キャンプでは以前から導入しているシステム（Lois Goodrich、Decentralized Camping, 1982）で、キャンパー、スタッフ、運営などにメリットがあると言われている。この理念に共通するものがあると考えられる。
- * 設立の古い施設は、概してハード面においては暗さを感じさせるが、入居者、職員ともども生活感を抱かせている。
- * ふつうに動ける入居者には、プログラム化して種々の活動が実施されている。すなわち、活動種目をあげると、音楽療法、回想法、傾聴、リハビリテーション、看護師による機能訓練、ラジオ体操などのほかに、生け花、将棋、うた、習字、手芸などが行われている。行事としては誕生会、夏祭り、お楽しみ会、一泊旅行などが行われている。しかし、それらの支援を“どのようにするか”という視点では、回答が得られなかった。
- * 寝たきりや重度認知症の入居者へのレクリエーション・プログラムの対応は分からない。したがって何をしてよいか分からず、手をこまねいている状態である。このことは、基本的にはレクリエーションの理解不足とレクリエーション・サービスと
言えば、何か特別なことをしなければいけないという考えに捉われがちになっているように考えられる。環境を整えることもレクリエーションの理念範疇にあることを考えたい。たとえば、心を込めて暖かい手で触れるとか、快適ソフト環境（生け花、絵画、音楽など）をつくることも、よい支援方法であろう。
- * 面接によると、職員の人手が不足して、レクリエーションに関われないという声があった。このことは、高齢者施設に関わらず人手不足は他企業においても直面している問題である。むしろ福祉施設ならではの、ボランティア活用を積極的に導入すべきであろう。

* ある家族は、“家のお爺さんあるいはお婆さんを安心して預けられたら、それでいい”と理解し勝ちである。高齢者の生きがいについての関心は概して少ない。レクリエーションについてもほとんど関心がない状態である。

○ まとめと課題

以上、観察および職員に対する面接の結果を総括すると次のようになる。

- 1 一般に介護保険法改定の影響を強く受け、その対応に苦慮していることの感がした。
- 2 それに伴ってか、各施設とも入居者の介護レベル差が広がる傾向にある。そしてそれが重度化している。たとえば寝たきりの入居者や重度認知症入居者に対するレクリエーション支援について、手をこまねいていることが現状である。
- 3 一方動くことができる入居者へのレクリエーション・プログラム活動実施の傾向は、一般的なプログラムを提供しているが、職員の多くは何のためにレクリエーション活動をしているかの理解に乏しい傾向も見られた。
- 4 全施設とも、レクリエーション関係職員は見当たらなかった。
- 5 全施設とも、クラブ活動を実施したいと考えているが、方法には苦慮している。

考察および総括を通して考えられるレクリエーション・プログラムにおける今後の課題に触れておきたい。

- * 課題 1・・・特別養護老人ホームの中での介護レベル差が広がり、重度化が多くなる傾向へのレクリエーション支援は、レクリエーション支援専門外の、介護職員への要介護高齢者に対するレクリエーションのあり方（“何のために、どのように”を強調して）を啓蒙する必要がある。
- * 課題 2・・・特別養護老人ホームにおけるレクリエーション・プログラム・サービスは、ボランティア活用に、今後大いに目を向ける必要がある。しかし、ただ単に依頼するだけでなく、コンタクトを密に取り、十分な教育・啓蒙とマネジメントが必要となる。
- * 課題 3・・・特別養護老人ホーム入居者の家族に対するレクリエーションに関する教育・啓蒙の機会を、より多く考え、実施する必要がある。
- * 課題 4・・・要介護高齢者支援におけるレクリエーション支援法および支援評価法を早急に確立する必要がある。

以上

要介護予防運動の本質的理解

～その外延と内包～

キーワード：

要介護予防運動 (Therapeutic Exercise)
外延 (Denotation) ; 内包 (Connotation)

○ 鈴木秀雄 (関東学院大学人間環境学部)
浦井孝夫 (順天堂大学スポーツ健康科学部)
鈴木英悟 (東海大学非常勤講師)

I. はじめに

平成12年4月から始まった現行の介護保険制度も、施行5年後に法的に見直しする条項〔(介護保険法附則(検討)第2条)〕があり、社会保障の全体的なあり方からも、すでに多くの課題が生じている。

同法附則第2条では、「介護保険制度については、要介護者等に係る保健医療サービス及び福祉サービスを提供する体制の状況、保険給付に要する費用の状況、国民負担の推移、社会経済の情勢等を勘案し、並びに障害者の福祉に係る施策、医療保険制度等との整合性及び市町村が行う介護保険事業の円滑な実施に配慮し、被保険者及び保険給付を受けられる者の範囲、保険給付の内容及び水準並びに保険料及び納付金（その納付に充てるため医療保険各法の規定により徴収する保険料（地方税法の規定により徴収する国民健康保険税を含む。）又は掛金を含む。）の負担の在り方を含め、この法律の施行後五年を目途としてその全般に関して検討が加えられ、その結果に基づき、必要な見直し等の措置が講ぜられるべきものとする」と定めている。

介護保険法改正の焦点は2つである。介護予防サービスを導入することと、施設入所者から食費や住居費をとり、在宅サービスの利用者との不公平をなくすことである。

政府案によれば、要支援や要介護1といった介護の必要度が低い高齢者の大半はこれから新しい予防サービス(新予防給付)を受けることになる。主なものが筋力トレーニングや

転倒防止などである。今までの家事を代行する家事援助サービスから、例えば高齢者と一緒に食事を作るなど、予防を重視したものに切り替えるものである。介護保険が始まって以来、毎年10%ずつ給付額が増え、特に要支援と要介護1が約2.5倍になったことからである。

しかし筋力トレーニングはどこでどのように受けるのか、どんな人が対象になるのか、肝心の新サービスの内容や値段、利用の限度額など具体像が固まっていない。厚生労働省は市町村に新たに設置する「地域包括支援センター」で新しい予防サービスのプランを決める考え方である。住民に身近な市町村が関わることはよいことである。

本研究は、新しい予防サービスに強く位置づけられている、いわゆる“要介護予防運動”の本質的理解をするにあたり、その外延と内包¹⁾を明らかにする試みである。

II. 要介護予防運動内容の特定化に必要なタクソノミカルな視点

要介護予防運動を実施する視点から分類的に捉えるなら、あたま、こころ、からだの3つの領域に区分することができる。ベンジャミン・ブルーム (Benjamin S. Bloom) が説く教育目標分類 (Taxonomy of Educational Objectives) も、他者との競争原理の導入でないことを念頭におけば、心身能力低下への対応策としての要介護予防運動への活用は極めて有効である。人間の活動領域は、認知的領

域 (Cognitive Domain)、情意的領域 (Affective Domain) 及び神経運動領域である神経 - 筋の領域 (Psycho - motor Domain) の3つに分類できるが、到達目標・基準・標準 (Criteria) 設定を考える基盤として、身体能力目標のタクソノミー(分類体系)を明確化することに意味がある。身体的な要介護状態に対する予防運動は、動けるうちに十分な運動を取り込むライフスタイルのデザインが求められる。動けなくなってしまうと、そこで動こうと思っても既に身体はもう自由には動かない。要介護予防運動の難しさは、まさにスポーツを日常的に取り入れることの難しさと同じで、健康なときには身体運動の価値づけを十分に理解できず、実行に移すことが「言うは易く行うは難し」だからである。既述の3つの活動領域を、タクソノミカルな三次元的マトリクス(図1)で捉えれば、総合的な判断として要介護予防運動の展開に当たって、対象者がどのような状況・状態(現在位置)にいて、当事者や指導(支援)者はどのような到達目標を掲げたらよいのかが見えてくるはずである。

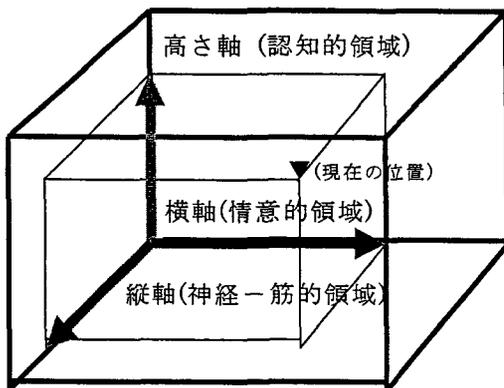


図 1. 要介護予防運動のタクソノミカルな三次元的マトリクス²⁾

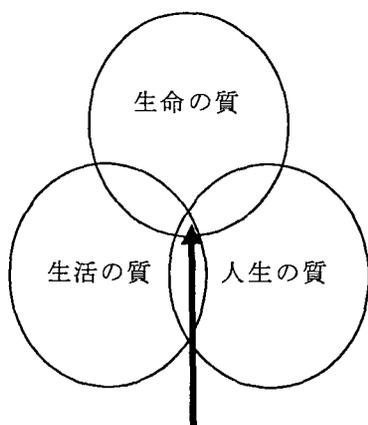
図1は、要介護予防運動をタクソノミカル(分類学的)に、また、ハイアラーキカルオー

ダー(高次元的序列)により、瞬間的に静止状態としたときを想定し、縦軸、横軸、高さ軸の三次元的に表現したものである。任意に、高さ軸は認知的領域 (Cognitive Domain)、横軸を情意的領域 (Affective Domain)、縦軸を神経 - 筋の領域 (Psycho - motor Domain) として要介護予防運動度の現状認識と到達目標をビジュアル化するために図描したものである。要介護予防運動を通して、到達あるいは達成すべき目標の全体を、3領域に区分し、それぞれの領域ごとに、最終的な目標達成に行きつく過程でどのような目標系列を通過していくかという観点から体系的な目標の明確化が図られるといえる。また、図1のそれぞれの軸をレクリエーションの具体的活動・状態の分析に用いるために、レクリエーションの：①技術系(縦軸)、②状態系(横軸)、③人間活動領域系(高さ軸)、と置き換えれば、レクリエーションの外延と内包の曖昧さの払拭、レクリエーションの満足感や達成感の尺度の把握としても役立つものである。

要介護予防運動の目標設定にあつては、到達目標がその個人が志向する生きる喜びにつながる事が最も重要である。そのため自立に関わる領域として要介護予防運動内容の特定化の前提として、ADL(日常生活動作/活動)、QOLが声高に叫ばれるが、Quality of Lifeとは、“生活の質”というよりむしろ“生の質”と捉え、その生を3つの領域(図2)³⁾から捉えておくことで、要介護予防運動内容の特定化もエスノメソドロジカル(社会学という日常とは異なる見方で事象を捉える「人々の方法」)に俯瞰することができる。

要介護者に限らず、人として、“生命の質”、“生活の質”、に留まらず“人生の質”に対する十分な配慮が必要であり、これら3つの“生の質(QOL=Quality of Life)”を向上さ

せることは、取りも直さず、個人の生きる喜び（EPL=Enjoying Personal Living）の獲得として最も重要である。“人”が“命”をよりよく“活かす”こと、それが生の質（QOL）である。



個人の生きる喜び（EPL=Enjoying Personal Living）

図2. 「三つの QOL」 の中心にある個人の生きる喜び（EPL）の存在

介護予防運動を英訳すれば “Therapeutic Exercise to Maintain Mobility and Obviate the Need for Care”⁴⁾ と表記できるように、要介護予防運動内容が明確に二焦点化されていることが理解できる。要介護予防運動（therapeutic exercise）を、一方で①運動できる体に維持すること、動ける状態を維持すること（to maintain mobility）に焦点化し、他方②要介護となることを、未然に防ぎ、事前に除去し、うまく回避し、介護を不要にすること（to obviate the need for care）に焦点を当てている。必ずしも要介護予防運動が、既に支援を必要とする人のみを対象としているのではないことが分かる。それだけに“具体的な内容の特定はその対象の確定により基準（Criteria）が構築される”のは自然なことである。

また、要介護予防運動内容の特定化と二焦点化とは、1）健康へのアプローチ（＝運動できる状況の維持（to maintain mobility））と、2）要支援・要介護等へのアプローチ（＝要介護の状況を除去、未然に防ぐ、うまく回避する、不要にする（to obviate the need for care））に尽きる。

III. 要介護予防運動の外延と内包

要介護予防運動の外延を、決して曖昧に捉えようということではないが、その内包たる要素をどのような切り口から扱っているのかで変わってくる。それは同じ身体運動（Physical Exercise）であっても、切り口が変われば、扱いが変わり概念の外延が全く異なってくるからである。言うまでもなく、外延（Denotation）とは、ある概念が適用されるべき事物の範囲であり、内包（Connotation）とは、概念の適用される範囲（外延）に属する諸事物が共通に有する徴表（性質）の全体である。

例えば、大腿部の筋肉を、運動選手は自らあるいはコーチの指示により鍛えるとき、それを“トレーニング”といい、大腿骨の骨折後、筋力を失った者が大腿部の筋力を理学療法士（PT）により鍛えられるとき、それを“理学療法”という。また、同じく大腿骨の骨折後、筋力を失った者が大腿部の筋力を理学療法である程度まで鍛えてもらい、その後、通院せずとも、失った大腿部の筋力を正常時に戻るよう明確な課題の解決のために自らの努力により鍛えるとき、それも“リハビリテーション”という。勿論、体育や、スポーツにおいても大腿部の筋肉は時として活動のなかで自然に鍛えられるが、それぞれの状況を“体育実技”や“競技”とも言う。

換言すれば、事象として大腿部の筋力を扱っていても、その扱われている事象（部位）

ではなく、扱っている切り口により外延の異なりが生まれてくる。

当然、要介護予防運動の内容は、その切り口、即ちその内包に当たる①運動できる体に維持すること、動ける状態を維持すること、②要介護となることを未然に防ぎ、事前に除去し、うまく回避し、介護を不要にすることを実行することである。競技のためのトレーニングでもなければ、理学療法でもない、リハビリテーションでもなければ、体育でもない、まさに要介護予防運動である。

ただ、スポーツのなかに要介護予防運動の要素を積極的に組み込んだ内容を主体的に実行すれば、身体的なレクリエーション (Physical Recreation) を“治療的、療法的、療育的レクリエーション”、即ち、アメリカでは既に1956年に資格化され、多くの高等教育機関、特に大学院においても研究科として、あるいは専攻として教育されている“セラピューティックレクリエーション (Therapeutic Recreation)”として行っていることになる。

何(事象)をしているのかではなく、何のためにどのような視点(立場)からそれを行っているか、ということが要介護予防運動では、その内包を決定づけることになる。

確かに、要介護予防運動なのだから、身体運動領域を扱っていることに違いない。スポーツにおいても、必要とされる身体機能が維持・向上されるのであるから、その内容を意図的に工夫し、組み込んでいけば、①運動できる体に維持すること、動ける状態を維持すること、②要介護となることを、未然に防ぎ事前に除去し、うまく回避し、介護を不要にする身体活動をスポーツとして自然に実行していることにもなる。但しスポーツを行っているのだから、どんなスポーツ

を行ったとしても少なからず要介護予防運動になっている、ということにはならない。また、短絡的に運動は生活習慣病によいというのではなく、“工夫された計画的な運動”を定期的実践することが、生活習慣病を予防するという考え方で昇華する社会啓発が必要である。

IV. おわりに

豊かな社会となったかに見える現代社会だが、各世代にそれぞれ多くの課題を持ちながら、ますます超高齢化社会へと向かっている。

自身の健康を維持・増進・管理していくには、健康な時にこそ、具体的な身体運動に対するアクションを起こさなければならない。そうすべき社会基盤の整備による“運動の社会化”が今後の鍵である。

人として、生命の質、生活の質、に留まらず人生の質という三つの生の質(QOL=Quality of Life)の向上のうえに成り立つ“個人の生きる喜び(EPL)”を実現し、積極的な健康の獲得のため、人生の構築(ライフデザイン)が求められている。

豊かなライフスタイルを確立するための余暇生活のライフデザインを各個人が真剣に、そして真摯に描かなければならない時代である。

【引用文献】

- 1) 3) 鈴木秀雄『関東学院大学人間環境学会紀要』(第4号)同大学人間環境学会会刊、pp. 1-16. 2005年7月.
- 2) 鈴木秀雄『レクリエーション指導法～レクリエーション的効果と治療的効果の並存を求めて～』誠信書房刊、1999年2月
- 4) 鈴木秀雄編『要介護予防運動スペシャリスト認定講習会テキスト(第14回)』(財)日本スポーツクラブ協会刊 2005年

要介護予防運動スペシャリストの活動現況

～全有資格者への調査から～

キーワード：

要介護予防運動 (Therapeutic Exercise)

○ 鈴木英悟 (東海大学非常勤講師)

浦井孝夫 (順天堂大学スポーツ人間科学部)

鈴木秀雄 (関東学院大学人間環境学部)

I. 要介護予防運動指導者養成の概要

昨年、既に高齢者 (65 歳以上の人口) が総人口の 20% に達した。これに伴い長寿社会における自由裁量時間 (余暇時間) もより一層の増加傾向をたどることに疑いはない。

誰もがこの高齢期を健康で有意義に生活したいと心から願っており、特に中高老年期を迎える者にとっては、ADL、QOL を低下させないためにも、精神的機能のみならず身体的機能を良好に維持し続けること、あるいは向上させていくことが不可欠である。そのためには、個人の余暇における自主的な活動を支援し、正しい知識・技能をもって指導できる専門家の育成が急務である。

スポーツの振興・普及を目的とする財団法人日本スポーツクラブ協会 (Japan Sports Club Association、以下「JSCA」と略す。) は平成 16 年 7 月より要介護予防運動の指導者養成を開始し、要介護予防運動スペシャリスト (Therapeutic Exercise Specialist、以下「TES」と略す。) の資格認定講習会を開催している。既に計 14 回の資格認定講習会【(第 1 回 (岩手)、第 2 回 (東京)、第 3 回 (東京)、第 4 回 (静岡)、第 5 回 (神奈川)、第 6 回 (東京)、第 7 回 (東京)、第 8 回 (大阪)、第 9 回 (大分)、第 10 回 (東京)、第 11 回 (東京)、第 12 回 (香川)、第 13 回 (東京)、第 14 回 (大阪))】を実施し、15 回 (岩手)、第 16 回 (東京) の今年度内の開催が決定している。また、上位資格である要介護予防運動コ

ーディネーター (Therapeutic Exercise Coordinator、以下「TEC」と略す。) の資格認定講習会 (第 1 回 ; 神奈川 ; 平成 17 年 3 月 ; 69 名受講) も開催し、次回の TEC 講習会 (第 2 回 ; 神奈川) は平成 18 年 3 月に実施することが決定している。

本研究の共同研究者である浦井孝夫は JSCA 理事長を努め、鈴木秀雄は JSCA 評議員および要介護予防運動指導者資格認定講習会ジェネラルディレクターとして、また、TES および TEC の資格を既に取得している発表者自身は、JSCA 専門委員として、講習プロジェクトの構想・開発から関わり講習会の司会者も努めている。

TES 認定講習会の総受講者数は 546 名 (平成 17 年 9 月 14 日現在) に至っている。

II. 要介護予防運動スペシャリスト

認定講習会のカリキュラムの内容

TES 資格講習会の目的は、①要介護予防運動の理念、概念、本質的な理解をすすめる、②要介護予防運動方法論における指導の全体像を学び、③個別具体的な課題に対応するカリキュラム内容を構築できる応用力を養う¹⁾ことを目的としている。講習内容の 1) 学科領域は、介護・看護に対する基礎および専門知識であり、2) 実践実技の領域は、筋力向上訓練、関節可動域 (ROM) の増大を見据えたストレッチング、3) 指導・生活領域における安全確保として、事故・ケガに対する救急救

護等の学科・実技も組み込まれている。

これらの TES および TEC の講習内容の指導・講師陣については、全ての専門領域において、博士号の資格を有する専門家による指導を基軸としている。

Ⅲ. 研究の目的

TES の受講者は、介護系有資格者（介護福祉士、理学療法士、看護師、保健師等）と運動系有資格者（健康運動指導士、健康運動実践指導士、トレーニング指導士等）の 2 つに大別されるが、既にそれぞれの職場において上述の資格の知識・技能を発揮し、第一線で仕事・業務を行なっている。

本研究は、①TES 全有資格者の資格取得後の活動状況、②要介護予防運動指導者はどのようなことに重点をおくことが重要であるのか、③現在、TES が抱えている課題はどのような事柄なのか、を明らかにすることを目的としている。

Ⅳ. 研究の方法

1. 調査対象

JACA 主催の TES 資格認定講習会を受講し、なおかつスペシャリストの資格を取得した全有資格者（502 名）を対象

2. 調査方法

郵送法による無記名アンケート調査

3. 調査期間

2005 年 9 月 14 日～10 月 11 日

4. 回収率、分析、結果等

学会大会（第 35 回、於：国際基督大学）において詳述する

5. 調査内容（質問項目）

「有資格者の属性」、「TES を受講した開催回と受講コース」、「TES 受講に必要なとされる前提資格として申請をした資格」、「TES 講習を受講した理由」、「TES 資格

取得後、その資格に関わる活動（仕事・業務等）の実態」、「TES 立場から要介護予防運動指導における重要事項」、「TES 有資格者として、抱えている課題」、「職場や周辺等での TES の認知度」、「TES 資格取得後の現況」、「要介護予防運動コーディネーター資格講習受講希望の有無」等、全体を 11 項目で構成し、調査を実施した。

有資格者間の情報交換及び資質向上を目的とする TES の研修会も平成 17 年 12 月に企画されており、この調査結果も踏まえ、指導者研修がカリキュラム化されていく。

Ⅴ. アンケート調査の意義

要介護予防運動スペシャリスト資格認定講習会に参加した多くの受講者が、何らかの形態で要介護予防に関連する職業もしくは仕事や業務の中で TES の更なるノウハウの必要性を強く求めている。また、職場における TES の仕事・業務形態等の実態の把握と、“生の声・現場サイドの生きた情報”に対する聞き取り調査をすることにより、これからの要介護予防運動をどう指導すべきか等についての課題・問題点ならびに現在の活動現況が明確な形態で把握できることが本調査の意義である。これらの課題・問題点の把握を通して、より一層現場（仕事・業務）への情報提供を可能とし、かつ現場サイドとの連携を可能にしていくことを意図している。加えて、超高齢社会のわが国において、今後の要介護予防運動およびその指導に、“より良い方向性”を見出すことに資するものと考えている。

【引用文献】

- 1) 鈴木秀雄編『要介護予防運動スペシャリスト認定講習会テキスト(第 14 回)』(財)日本スポーツクラブ協会刊、はじめに、2005 年 8 月。

総合型地域スポーツクラブの設立に向けた2年間の取り組み

ー神奈川県育成指定クラブを事例としてー

○吉原 さちえ(神奈川県体育協会)、西野 仁(東海大学)

I. はじめに

我が国では、これまで学校(中学校・高校部活動、大学の運動部など)や職場を中心としたスポーツが主流であった。¹⁾しかし近年、少子高齢時代を迎え、学校では生徒の減少や教員の高齢化などが急激に進み、企業では長期的な景気低迷により、スポーツ環境の整備充実、維持することが困難な状況である。

こうした我々を取り巻く社会の変化に伴い、2000年9月、文部省(現:文部科学省)は「スポーツ振興基本計画」を発表した。その中で、生涯スポーツ社会の実現に向けて、地域におけるスポーツ環境を整備充実することが掲げられた。具体的な内容は、2010年までに各都道府県に広域スポーツセンターを少なくとも一つは設置することと、2010年までに全国の各市町村において少なくとも一つは総合型地域スポーツクラブを育成することである。²⁾このようにスポーツ環境をめぐる諸問題を体系的・計画的に取り組む一手段³⁾として、総合型地域スポーツクラブの育成が推進され、現在全国展開中である。

スポーツ振興基本計画が発表されてからまもなく5年が過ぎる。黒須によれば、国内の総合型地域スポーツクラブ数は、徐々に増加傾向にあり、2005年3月現在、1,882である⁴⁾とされる。また、今年度中にすべての市町村において総合型地域スポーツクラブが創設される県もあるようだ。

ところで、神奈川県の取り組みであるが、2004年に地域のスポーツ振興と今後の方向性を示した「アクティブかながわ・スポーツビジョン」を策定した。これは県内における様々な機関が連携・協働体制を図り、横断的・総合的な取り組みを実施するための神奈川県スポーツ振興指針である。⁵⁾これを受けて、事実上本格的に総合型地域スポーツクラブの育成に乗り出した。県内における現在の総合型地域スポーツクラブの育成状況は、県独自の調査によると、創設済みのクラブが8、育成段階にあるクラブが23ある。これら31クラブが、10市町村において、総合型地域スポーツクラブとしての活動を展開している現状である。

そのうち、(財)日本体育協会(日体協)の総合型地域スポーツクラブ育成推進事業の指定クラブとして設立準備を行っているクラブが19あり、県内クラブ数の半数以上を占める。日体協から指定を受けたクラブは、2年間の設立準備期間を経て、総合型地域スポーツクラブとして創設することを目標としている。この期間の間は、日体協から委託金が交付され、それを資金源としてクラブの設立に向けた活動を行う。本年度は、この事業として総合型地域スポーツクラブが初めて創設される年度にあたる。神奈川県では8つのクラブがほぼ2006年3月までのクラブ設立を目指して活動中である。

そこで、この事業のパイオニアとしてこれまで総合型地域スポーツクラブづくり展開してきた県内の育成指定クラブのクラブづくりのプロセスをまとめておくことが、これからの総合型地域スポーツクラブの育成において貴重な資料になると考え、本研究に着手した。

II. 研究の目的と方法

1. 研究の目的

育成指定クラブとして委託金を受け、クラブ設立を目指した2年間のクラブづくりのプロセスをまとめることである。

2. 研究の方法

1) 調査方法

インタビューによる調査を実施した。インタビュー時間は、1~2時間程度であった。

2) 調査対象クラブ

3つの育成指定クラブを調査対象クラブとした。①T 総合型地域スポーツクラブ(Tクラブ)、②ZO スポーツクラブ、③K スポーツクラブである。いずれも、本年度が育成指定クラブとして2年目の活動時期である。

3) 調査期間及び調査回数

次ページの表1のとおりである。2005年4月22日(金)~9月2日(金)を調査期間とした。各クラブともに調査回数は3回であった。

表1:調査期間及び調査回数

	クラブ名	1回目	2回目	3回目
1	T総合型スポーツクラブ	2005年4月22日(金)	2005年8月24日(水)	2005年8月29日(月)
2	ZOスポーツクラブ	2005年5月14日(土)	2005年7月29日(日)	2005年9月2日(金)
3	Kスポーツクラブ	2005年4月26日(火)	2005年8月2日(火)	2005年8月30日(火)

Ⅲ. 結果

各クラブが設立に向けて取り組んできた2年間のクラブづくりのプロセスを「前準備期」→「準備期」→「育成期」→「維持・発展期」として、それぞれの時期にどのようなことを行ってきたのかその経緯をまとめた。

1. 前準備期

1) T総合型スポーツクラブ

T総合型スポーツクラブが活動拠点とするT区には、中学校2校、小学校4校、市立高校1校がある。2002年7月、K市は独自に総合型地域スポーツクラブの育成を目指し、“K市総合型地域スポーツクラブ育成連絡協議会”を発足させ、2003年5月にT区をモデル区として総合型地域スポーツクラブの設立を決定した。これを受けたT区では、モデルスポーツクラブ発起人会を開き、設立準備委員会を設けて、2004年4月のクラブ設立を目指し活動し始めた。まずアンケート調査を実施して地域住民のニーズを把握し、同年10月からは学校中心にクラブPRを行い、12月からはスポーツ教室を開催した。このように段階的にクラブづくりを進めてきたが、活動場所の拠点として視野に入れていた施設利用が困難となり、クラブ設立を断念した。そこでクラブは直ちに活動場所(学校施設)の確保の問題に取り組んだ。また、当初からT中学校長のおかげで、校内の一室をクラブハウスとすることができた。

2) ZOスポーツクラブ

ZOスポーツクラブが活動拠点とするZO地区には、中学校2校、小学校1校がある。この地区においては、社会体育振興協議会(社体協)が各町内会・自治体の活動として39年間、地域の親睦と体力づくりを主旨とし、地域の方々の参加協力を得ながら活動し続けてきた歴史がある。地区内では、社会体育振興の更なる活性化を目指すには総合型地域スポーツクラブの手法を取り入れる必要があるのではないかという意見があった。そこで1999年～2000年に、社体協の中で総合型地域スポーツクラブに近い新しいスポーツ環境づくりの案が持ち上がった。また、2002年には、神奈川県の県職員から総合型地域スポーツクラブのモデル事業を引き受けてみてはどうかとの話があった。しかし、どちらも話し合い程度しか行わずに至らなかった。しかしながらこれらの話を機に、ZO地区では「総合型地域スポーツクラブをつくらう」という機運が高まり始めた。

3) Kスポーツクラブ

Kスポーツクラブが活動拠点とするのは、Y市K地区である。Y市では、Y市スポーツ振興事業団(Yスポーツ振団)と呼ばれる組織があり、この職員が地区のスポーツセンターに「地域スポーツ支援担当係」として配置され、市民が積極的・自発的にスポーツに関われる体制作りやその支援を行ってきた。2002年度からY型の「総合型地域スポーツクラブ」のあり方についての検討が行われ、2002年当初にKスポーツセンターは、K地区センターから教室依頼を受ける。総合型地域スポーツクラブづくりを行う上で、施設間との連携を深めることができる良い機会であった。同年4月、学校週5日制の実施に伴い、小学生対象の教室を開催した。そして2003年当初は、総合型地域スポーツクラブの運営を意識して、Y市立大学と学生ボランティアや施設使用について調整し、了解を得た。指導者スタッフの育成については、専門学校と連携・提携を図った。2003年7月TN地区センターから教室依頼を受ける。同年11月、K並びにTN地区センター、Y市立大学、中途障害者ボランティア団体を介しTケアプラザと調整を図った。

2. 準備期

1) T 総合型スポーツクラブ

活動場所の確保が急務であった。学校施設の夜間・土日の利用は、登録団体ではほぼ1年間の利用スケジュールが決定済みであった。当時 T 中学校の体育館は、夜間利用は 100%の利用状況であり、全く空き時間がなかった。利用団体メンバーも地域住民であり、顔なじみであることから、活動場所を確保するためには、それらの団体とじっくりと話し合いをする方法が最適な解決策であると考え、実行した。学校側から施設の管理委託を受け、過去 3 年間のデータをまとめ、利用状況の調査を行った。この状況を 3 回の会議を通して既存団体に報告し、理解を求めた結果、計画どおり週 3 回の利用時間と場所の確保ができた。

2) ZO スポーツクラブ

「ZO 地区には、社体協という総合型地域スポーツクラブのような組織が 80%確立されているのに、今更新しく仕組みを変える必要はない」「今以上に忙しくするのか」「スポーツにお金を支払うのか」などの意見が、社体協関係者や地域住民の一部に根強くあった。しかしこの地域では、スポーツ実施者が二極化し、スポーツを行う者も固定化していた。この状況を打開し地域を活性化するには、総合型地域スポーツクラブの理念や考え方を理解してもらい、地域にクラブをつくることが必要不可欠であると考え、広く住民に理解してもらうためにかなりの時間を要した。

3) K スポーツクラブ

2003 年、Y スポーツ振団内に「総合型地域スポーツクラブ育成支援プロジェクト」が発足した。K スポーツクラブは、Y スポーツ振団職員 (K 区在住) を中心とし、クラブづくりを進めている。地域スポーツ支援担当係として K スポーツセンターに配置された職員は、公共施設などを利用した地域のスポーツ活動を「指導者」として支援している。それを活かして地域住民の積極的なクラブへの参加を促した。K 区地域振興課、Y 市教育委員会、Y 市スポーツ振興事業団、Y 市立大学、区内公共施設から活動場所の支援を受けた。K スポーツセンター館長、区体育指導委員会長から協力を得た。

3. 育成期

1) T 総合型スポーツクラブ

活動場所の確保ができたので、定期的な教室開催に向けた取り組みやイベントを開催した。地域におけるクラブの必要性とクラブの理念を地域の方々が共有し、会員になってもらえるように、クラブ PR 用・会員募集用のチラシ、クラブ紹介用のパンフレットの作成・配布を行った。地域住民に対して積極的な情報提供と実際の体験によって、クラブ認知度 UP を目指し、クラブ会員獲得を図った。また、クラブ独自の働きかけだけでなく、行政の広報誌やタウンニュースにアプローチし、クラブの活動を取り上げてもらい、公の広報機関によるクラブ PR にも心がけた。

2) ZO スポーツクラブ

クラブに対する理解促進の場を、机上から現場に移し、地域におけるクラブの必要性や認知度 UP を図るための活動を行った。O 小学校における一般開放時間を利用し、定期的な活動を実施し始めた。既存の団体、サークルに対してクラブへの理解を得るために説明会を開催した。K 大学生の協力を得て、アンケート調査を実施し、地域住民のニーズを把握した。社体協が発行する地区スポーツニュースにクラブの活動やクラブづくりの進捗状況を掲載し、地区全域に対してクラブの情報提供が行えるような体制を整えた。クラブ会員や地域住民が気軽に足を運べるようなクラブハウスの設置に向けて F 市教育委員会に協力を依頼した。

3) K スポーツクラブ

2006 年 3 月までに地域住民が協働して運営するクラブを目指し、同年 1 月には地域住民による運営委員会と事務局が設置できるように調整を進め始める。より多くの地域住民にクラブを周知してもらい、クラブ会員となってもらうために、クラブ年間事業を掲載したチラシの配布を新聞折り込みにて行った。その結果、地域住民から多数の反響が得られた。定期的なスポーツ教室、夏と冬限定のシーズン制のスポーツ教室を開催した。このような働きかけによりクラブ会員が増えてきた。しかしながら、教室の会員数は増加したものの、地域住民にとっては、K スポーツクラブと K スポーツセンターが行う教室の違いが認知されていないことが分かってきた。

4. 維持・発展期

1) T 総合型スポーツクラブ

2004年3月に設立趣意書ができ、クラブ設立の目的、クラブの理念が明確に示された。T中学校の施設を利用した教室は、日曜日を除くすべての曜日で、スポーツ教室を定期的に開催することができている。クラブ運営に必要な備品も会員からの寄付により整備されてきた。クラブ会員は約460名程度である。定期的な教室開催、会員の増加による多忙さが負担となり、クラブ運営を支えるスタッフに疲れが見える。しかし、一方では教室の準備や後方付けを協力的に行う会員も現れ、自主運営の理念が少しずつ会員の中に浸透してきている。今後は、魅力あるプログラムの提供とクラブ運営に必要な人材の発掘・育成を心がけ、自立した住民による独自のクラブ運営を目指す。

2) ZO スポーツクラブ

クラブの理念が明確に分かるように、設立趣意書を作成した。アンケート調査や教室参加者の情報を元に、親子プログラムを取り入れた新教室を開催した。既存の団体・サークルからも少しずつ理解を得られ始めた。今後も継続してクラブの理念を共有化できるように理解促進の場を設けていく予定である。組織体制は、少年育成部、成人活動部、地域活動推進部、広報研修部に分けて構成し、互いに連携・協働体制をとれるような仕組みづくりを目指すことにした。

3) K スポーツクラブ

Kスポーツクラブのサポートプロジェクトチーム(S普及委員)から運営委員を選出し、2005年1月より本格稼働準備に入った。クラブ事務局は、クラブ運営とクラブ事業運営体制に分けて稼働することにした。また、同年3月、地域住民がスポーツに積極的に参加できる機会の提供についての方策を講ずることを目的としたKスポーツクラブサポート組織である「K区のスポーツを考える会」が開催された。今後、クラブを地域住民の手で運営していくために、Y市立大学に活動拠点として事務局とクラブハウスの設置し、そこを地域住民のコミュニティの場として活用できないか模索中である。これまで行ってきた事務関係の仕事も地域住民の手で行ってもらうために、スポーツの指導だけでなく、クラブ運営に関わる様々な面での支援策をY市スポーツ振興事業団では視野に入れて活動展開中である。

IV. まとめ

前準備期は、発起人が中心となって育成指定クラブとして任命を受けるための準備時期、準備期は、総合型地域スポーツクラブの必要性を地域に促し、クラブ理念の共有化を様々な方法で取り組む時期であった。育成期は、実際に教室を開催し、体験を通してクラブPRを地域住民に対して積極的に行う時期であり、維持・発展期は、クラブ創設に向けて、設立趣意書の作成、組織体制の整備を行い、クラブ運営組織の基盤固めを行う時期であった。

2年間という短い期間でのクラブづくりで最も重要な点は、クラブの理念の共有化、価値観の共有化である。事例に挙げたクラブは、あらゆるプロセスの場面で、根気強く話し合いを行い、お互いに納得できる状況を生み出している。クラブづくりは人材確保・育成、活動場所の確保、財源確保、情報収集・提供などの現場のマネジメントと同様に、戦略的なプランを持ち、それを実践するためにそこに携わる人々がどれだけクラブの理念を共有し、共通のクラブ設計図を思い描くことができるかが、クラブづくりの鍵になるのではないかと考えられる。2年間という限られた時間の中で地域に根ざしたクラブづくりをするには、その地域の状況を踏まえ、身の丈にあったクラブづくりをすることが大切である。今後は、追跡調査を行いながら、クラブに関係する団体の取り組みなどの研究を進めていきたい。

主な参考文献

- 1) 地域スポーツ推進研究会(2004)「スポーツクラブのすすめ」。ぎょうせい
- 2) 保健体育審議会(2000)「スポーツ振興基本計画の在り方について-豊かなスポーツ環境を目指して-(答申)」
- 3) 日本体育・スポーツ経営学会(2004)「テキスト 総合型地域スポーツクラブ 増補版」。大修館書店
- 4) 黒須充 講義(2005)「総合型クラブ育成の背景と意義」(財)日本体育協会主催 平成17年度クラブ育成アドバイザーセミナー
- 5) 神奈川県・神奈川県教育委員会(2004)「神奈川県スポーツ振興指針 アクティブかながわ・スポーツビジョン」

中山間地域における体験型観光推進協議会の設立について
 ～広島県北部の取り組みに着目して～
 山下雅彦（福山平成大学）

I. はじめに

広島県の北部、島根県との県境に位置する広島県双三郡の君田村、布野村、作木村（以下、三村）は、周囲の起伏の激しい中国山地の山々に囲まれた典型的な中山間地域である。

基幹産業は農林業が主体であり、主要作物は、水稲をはじめ、花卉、畜産、野菜等があげられる。とはいえ、中山間地域の例に漏れず、この三村地域も昭和30年～40年代に起こった都市圏への人口流失現象によって、過疎化、少子高齢化推進を図る上でも、こうした農林業の活性化を根底とした、地域経済活性化の原動力となる新たなテーマの創出が求められている。その中、多様化する生活の価値観、農山村における公益的機能の再評価が行われ、人々の農山村への回帰心も芽生えつつあり、昨今、農山村の生活に関心を向ける層に増加の兆候が見られる。

そのような時代の潮流を確実に捉え、この三村地域においても、地域住民にとってはその存在が当たり前のものとしての価値観しかなかった自然、文化、伝統芸能、農林畜産業といった地域資源の見直しを図り、維持、存続してだけでなく、それらを活用することで、経済や文化、教育、レジャー、レクリエーションなどの分野においての地域生活の充実化を目的とした地域づくりが重要な課題となってきた。

各村に立地する道の駅、川の駅を地域間交流と地域活性化の拠点として位置づけ、自然や文化、歴史をテーマにした体験型観光に取り組み、地域活性化を図ろうとしている。

そのような状況下、平成13年4月、広島県をプロジェクトリーダーとした、中山間地域を都市圏との交流と体験学習のフィールドとして「中国山地やまなみ大学」が開学した。この事業において、三村は各村の交流体験イベントをやまなみ大学の講座として登録し、広くPRを行い事業展開してきた結果、各村の交流人口は大幅に増加し、一応の成果をあげることはできたものと思われる。しかし、事業のほとんどは行政主導であるため、その活動が地域住民に根付くまでには至っておらず、交流人口の増加、定着化、さらには継続性も危惧されるなど様々な問題も露呈してきた。

今後は、地域住民が主体的にそれら交流事業に取り組み、三村連携のプロジェクトチームを結成することにより、地域資源の再評価が行われるだけでなく、それらを活用した体験交流プログラムを創出し、更なる交流人口の増加、定着化を促進し、地域における経済効果のアップを大前提とした地域の活性化を図ることを検討し始めた。

前述のように、やまなみ大学を中心としたこれまでの交流事業により、交流・体験が地域にもたらす活力となり得ることを認識する機会が地域住民にも提供され、人々の中には“地域づくりは地域住民の手で”という高い意識が芽生え始めている。併せて、都市住民からの農山村交流を求める声も高まり、三村地域においても都市住民に魅力ある体験プログラムの開発が、地域活性化の重要なキーワードであることが明らかになってきた。

とはいえ、人口わずか2,000人余りの各村において、それぞれが単独で事業展開をなすことは、経済的、地理的、人的において克服しがたい条件を抱えている現実が存在する。

そこで、①各村の体験プログラムの充実は勿論のこと、有機的に連携し都市住民との魅力ある継続的な交流事業の定着化を図る。

②三村地域の住民主体で事業を推進するプロジェクトを形成する。

③①のために、②で形成したプロジェクトメンバーの都市住民受け入れのための啓発、教育、育成を行う。

④今後の事業展開のために、広島都市圏をターゲットとしたマーケティングを行う。

⑤三村連携のPR、及び、情報発信ツールの制作。

以上の実現を目的とし、本事業に取り組むこととした。

II. 方法

【人材育成事業】

①協議会の立ち上げ

- ・ 協議会メンバーの決定
- ・ 協議会名称の決定

②ワークショップの開催

- ・ 体験プログラム創出のための、協議会メンバーによる勉強会

③テーマ型観光人材養成塾の開催

- ・ 体験プログラムインストラクターの技術習得
- ・ 体験プログラムコーディネーターとしての役割認識
- ・ 体験型観光人材養成塾参加者による三村モニターツアー

表 1-1. テーマ型観光人材養成塾のスケジュールと実施内容 1日目

時間	科目	内容
9:30~	受付開始	
10:00~10:15	開講のご挨拶	:若田村村長 藤原清隆氏によるご挨拶
10:15~10:30	オリエンテーション	:1泊2日の全行程の説明を簡単にいきます。
10:30~11:00	講師紹介・自己紹介	:講師の紹介及び、講師自己紹介を行います。 :参加者も自己紹介を行います。その場にいる皆さんお互いお互いの顔や名前を覚えるように、自己PRの名札を自分で作ります。
11:00~12:30	カリキュラム① 【体験型観光の概要】	:事例のVTRから“体験型観光”がどういったものか、その概要を認識します。 :“体験”に求められている理念”について学びます。 :“体験型観光”を実施する際の、マーケットとの関わり方について学びます。 :“体験型観光”を実施する上でのコーディネーターの役割を学びます。 :“体験型観光”を実施する上でのインストラクターの役割を学びます。 :上記、コーディネーター、インストラクターに求められる必要な条件を認識します。
12:30~13:30	昼食	
13:30~15:30	カリキュラム② 【プログラム進行の手順】	:好感度UPやイメージUPにつながるインストラクターの自己紹介法について :講座参加者に行わせる自己紹介法について :講座を盛り上げるポイント :講座の開始準備 :講座進行の具体的なノウハウ :参加者をリーダーにつなぐ講座の終え方
15:30~15:45	休憩	
15:45~16:30	カリキュラム②(続き)	:振り返りの会と総括 :成功のポイント
16:30~17:30	カリキュラム③ 【安全管理のポイント】	:健康管理と安全対策 :事故が起きた場合の対応法
17:30~18:30	入浴	:若田温泉でゆったりと一日の疲れを癒しましょう。
18:30~20:00	夕食会	:福北の山の幸をたっぷり堪能しましょう。
20:00~21:00	夜学	:参加者の日々の体験談、苦労話などについて、講師を交えて自由にディスカッション

表1-2. テーマ型観光人材育成成熟のスケジュールと実施内容 2日目

時間	科目	内容
8:00~9:00	朝食・チェックアウト・集合	
9:30~11:00	●神之瀬峡に移動 カリキュラム④ 【体験プログラムⅠ】 「自然観察会」	・実践訓練 ・前日の講義内容をふまえて実践する ・インストラクターから学ぶ ・参加者の立場から学ぶ ※移動中、講師は視察を兼ねる。
11:30~12:30	●作木村「江の川カヌー公園」に移動 昼食	※移動中、講師は視察を兼ねる。
12:30~14:00	●作木村「高丸農園」に移動 カリキュラム⑤ 【体験プログラムⅡ】 「果物狩り体験」	・実践訓練 ・前日の講義内容をふまえて実践する ・インストラクターから学ぶ ・参加者の立場から学ぶ
14:00~15:00	●「君田温泉・森の泉」に戻る 閉講式	・参加者の感想の発表 ・アンケートの記入 ・総括 ※移動中、講師は視察を兼ねる。

【情報発信およびマーケティング事業】

- ①広島都市圏に向けての観光情報発信、三村のPR
 - ・ Hot Pepper 広島版 10月 (1/3 サイズ) にて広告掲載
- ②広島都市圏に向けての三村観光スポット認知度調査
 - ・ Hot Pepper 広島版 10月 (1/3 サイズ) にての誌上調査



図1. Hot Pepper 広島版 10月の掲載内容

- ③三村連携観光パンフレットの制作

Ⅲ. 結果および考察

表2は、協議会メンバーから得た感想についてまとめたものである。これら感想から示唆されることは、インストラクターとしてのあり方を考え、地域資源を再認識することができた。また、民間主導で行うことによりメンバー同士の絆が増し積極的に都市との交流を図る機運が高まった。

表2. 協議会メンバーの感想

君田村	K氏	<ul style="list-style-type: none"> ・今回のワークショップ、人材育成塾の成果を試す場となった。「モニターツアー」では、時間的余裕があまりなかった。参加者には車と歩くのとは風景の見え方も物の発見が全く違うことを学んでほしかった。 ・廃校になった小学校と温泉を拠点に周遊コースを完成させたい。 ・田舎らしさを追求したい。
	S氏	<ul style="list-style-type: none"> ・子供たちに自然で遊ぶ楽しさを伝えたい。 ・この三村がレクリエーションゾーンとして輝けるようにしたい。
布野村	N氏	<ul style="list-style-type: none"> ・研修をとおして教えること、地域を活性化することについて勉強できた。 ・森林インストラクターの経験の重みを感じた。
	W氏	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度は、川の流れて乗せられているような感覚で1年が終わった。しかし、1年を終えて、来年度の話がメンバーの口から出た。出たということは、今度は自分たちで川の流れを作っていくと、それぞれが考え始めた現われだと思ふ。 ・今後は、間伐材で造った横田小学校を拠点に、都会の子供を集めて山村留学に挑戦してみたい。布野村の伝統芸能、神楽や和太鼓で都会の方々との交流やふれあいを築いていきたい。宿泊やレジャーの部分では、しっかり三村連携を視野に入れて考えたい。
	H氏	<ul style="list-style-type: none"> ・三村連携を魅力的な形で実施したい。
	M氏	<ul style="list-style-type: none"> ・今年度実施した人材育成事業は大いに勉強になるので続けてほしい。
	A氏	<ul style="list-style-type: none"> ・インストラクターとはどうあるべきかを継続して学びたい。
作木村	T氏	<ul style="list-style-type: none"> ・この年になって（78歳）皆さんとこんな素晴らしい活動に携われるとは思ってもみなかった。この地域を訪れる様々な方々と交流の機会がある度に「まだまだ頑張らないと」と自分を励ます切欠作りができた。 ・地域が元気になることは進んで学びたい。これまでの経験をインストラクターとして大いに伝えたい。
	A氏	<ul style="list-style-type: none"> ・志が同じ仲間巡りに巡り会えたことが何よりの宝である。 ・経営する梨園でも体験型の梨園に変えレジャーのメッカにしたい。

なお、大会当日には詳しい説明を行いたい。

レクリエーション資格の取得意識に関する調査研究

○山田力也¹・土井眞信²・金崎良三³・堤公一⁴・池田孝博²・田崎伸子⁵・滝口真¹
 (¹西九州大学 ²佐賀短期大学 ³佐賀大学 ⁴九州龍谷短期大学 ⁵西九州大学福祉医療専門学校)

1. はじめに

現在、(財)日本レクリエーション協会(以下、「日本レク協会」と略す)の公認指導者資格の養成形態には、主に都道府県協会主導のカリキュラム(講習会など)による一般養成と、大学、短大、専門学校などの高等教育機関で、日本レク協会が定めるカリキュラムを開講し、認定を受けた、日本レク協会公認指導者養成課程認定校(以下、「認定校」と略す)によるものがある(古田ら2003)。平成17年度における認定校は、全国412校、473講座にのぼる(ニュースレター26号、2005)。

市河(2001)は、日本レク協会公認指導者資格(以下、「レク資格」と略す)取得方法の違いは、取得後の指導行動に関係しており、一般養成の方が、レクリエーション活動を積極的に言い、自己開発や自己啓発につながっているのに対して、認定校では、卒業後の就職などに対して資格取得を有利に利用しようとする傾向があることを指摘している。近年、日本レク協会では、資格の更新率の低さが問題となっており、有資格者フォローアップの取り組みがなされている。絶対的なデータではないものの、その多くが認定校で養成された有資格者と推測されている^{註1)}。

この更新率低迷の背景には、取得時と更新時の地理的条件、更新制度、認定校における養成教育の内容など、学生を取り巻く様々な外的要因も考えられるが、学生自身の内面、意識についても目を向け、その上で有資格者の更新継続、活動活性化の問題について考えていく必要があるようにも思われる。これまで有資格者を対象とした、活動実態・意識などの調査は数多くなされてきたが、認定校の学生を対象としたものはあまりなされていない。

そこで、佐賀県レクリエーション公認指導者養成課程認定校連絡会(以下、「佐賀県認定校連絡会」と略す)では、同県レク協会が進めている、「有資格者サービス強化モデル事業」(平成15～17年度)とも連携を図りながら、認定校における教育内容と、資格取得後の活動支援充実を目的として、学生に関する意識調査を実施するに至った。

2. 研究の目的

本研究では、認定校でレク資格取得を希望する学生の意識を把握するべく、県内の課程認定校レク資格申請予定の学生を対象に、レク資格取得の動機や、満足度、そして取得後の活動に対する意識を明らかにし、認定校における養成教育のあり方、及び資格取得後の活動支援を充足させるための有効な手がかりを探ることを目的とする。

3. 調査の概要及び質問項目構造

1) 調査概要

調査は、佐賀県認定校連絡会に所属する7校(2大学、3短大、2専門学校)の資格申請予定者371名を対象に、2004年11月～12月の期間に質問紙を用い各認定校が集合調査法、及び配表調査法によって実施した。

その結果、回収数は344部(回収率、92.7%)である。そのうち、本研究の分析に耐えうる有効回答数は318部(有効回答率、85.7%)であった。

2) 質問項目構造

(1) 基本的属性

基本的属性項目として、「年齢」、「性別」、「認定校種別」、「取得希望資格」、「レク以外の取得希望資格」、「現在及び卒業後の居住地」、「卒業後の進路」を設定した。

(2) レク資格取得(または関連科目受講)の動機及びその受講満足度

ここでは、学生の意識(=動機)を探るため次の要領で質問項目を設定した。市川(2001)は、学習動機について、「学習の功利性」と「学習内容の重要性」の2軸による次元化を試み、6つの志向(充実、訓練、実用、関係、自尊、報酬)を示した「学習動機の二要因モデル」を提示している。そこで、市川による学習動機を測定する質問項目全36項目から訓練志向を除いたものを参考に、「レク資格取得(または関連科目受講)の動機」に対する質問項目を15項目、「受講満足度」においては10項目を独自に作成し設定した。

(3) 今後の活動に対する意識

学生が、今後の活動に対してどのような意識を持っているのかを明らかにするため、日本レク協会が示す、有資格者の持つ2つの大きな志向(ニーズ)^{註2)}をはじめ、資格更新などを含む全15項目を設定した。

4. 結果及び考察

1) 基本的属性

今回の調査対象である、佐賀県認定校連絡会に所属する7校(2大学、3短大、2専門学校)の学生の基本的属性としては、まず、課程認定校種別では、短大所属の学生が 132 人(41.5%)と最も多くなっている。年齢は、平均が 21.46 歳(SD = 3.44)。性別では、女性 63.8%、男性 36.2%であり、女性の割合が6割を超えている。取得希望資格としては、レクリエーション・インストラクター(以下、「インストラクター」と略す)資格のみの取得を希望する学生が 250 人(78.6%)と約8割を占め、福祉レクリエーション・ワーカー(以下、「福レク・ワーカー」と略す)資格と、インストラクター資格の両方を取得することを希望している学生 65 人(20.4%)を大きく上回っている。なお、福レク・ワーカー資格は単独で申請することことが可能であるにもかかわらず、単独取得希望者はわずか3人(1.0%)となっており、それぞれの資格の特性を理解した上での申請傾向が見られる(表 1 参照)。

		N(%)
認定校種別	4年制大学	71 (25.5)
	短大	132 (41.5)
	専門学校	105 (33.0)
年齢	19歳	17 (5.3)
	20歳	153(48.2)
	21歳	40 (12.6)
	22歳	70 (22.0)
	23歳以上	38 (11.9)
	平均(SD)	21.46 (3.44)
性別	男性	115 (36.2)
	女性	203 (63.8)
取得希望資格	インストラクター	250 (78.6)
	福レク・ワーカー	3 (1.0)
	両方	65 (20.4)
	合計	318 (100.0)

2) レク資格取得(または関連科目受講)の動機及びその受講満足度

そもそも、学生はどのような意識(=動機)を持ってレク資格取得(または関連科目受講)をしようとしているのだろうか。そして、その動機を満たす満足度はどのようになっているのだろうか。ここでは、まず「レク資格取得(または関連科目受講)の動機」について、上述の通り、市川の学習動機を測定する質問項目を参考に 15 項目を設定し、それぞれに対する学生の意識(=動機)を「1. そう思う」から「5. そう思わない」の5件法によって訊ねた。さらに、その「受講満足度」についても、動機に対応する設問を 10 項目設定し、同様に5件法によって訊ねた。

(1) レク資格取得(または関連科目受講)の動機について

先ず動機の結果(表2参照)を見てみると、高い値を示した上位3項目は、「⑩学んだことを将来の仕事に生かしたいから 4.00(0.93)」、「⑩何かが出来るようになっていくことは楽しいから 3.96(0.99)」、「⑬勉強したことが人生で役立つから 3.93(0.99)」の順となっている。

これより、レク資格取得(または関連科目受講)の動機は、学んだこと(資格を持つこと)が自分を高めることになり、それを将来生かしたいという向上意識に満ちたものであることが示唆された。

これは、逆に、「⑦他の人より優れているという気持ちになれるから 2.25(1.08)」、「③友達が履修するといったから 2.38(1.14)」、「⑪良い成績で単位が取得できそうだから 2.57(0.95)」の値の低い項目により、更に明らかであり、そこには、他人の行動や成績・評価には関係なく、自らの教養や可能性を高めることを意識した上での動機であることが見て取れる。なお、この動機に関しては後ほど詳細に分析していくこととする。

	N=318
①新しい知識を知りたいという気持ちから	3.92(0.95)
②勉強しないと将来仕事上困るから	3.15(1.12)
③友達が履修するといったから	2.38(1.14)
④人並みにできないのは悔しいから	2.79(1.22)
⑤資格があれば条件の良い就職口が見つかるから	3.44(1.13)
⑥勉強しないと、親に申し訳ないから	2.88(1.27)
⑦他の人より優れているという気持ちになれるから	2.25(1.08)
⑧資格があれば社会に出て得なことが多いと思うから	3.66(1.04)
⑨学習することに充実感があるから	3.33(1.06)
⑩学んだことを将来の仕事に生かしたいから	4.00(0.93)
⑪良い成績で単位が取得できそうだから	2.57(0.95)
⑫何かが出来るようになっていくことは楽しいから	3.96(0.99)
⑬先生が魅力的だったから	2.75(1.12)
⑭資格を持っていた方が周囲の評価が高くなると思うから	3.02(1.17)
⑮勉強したことが人生で役立つから	3.93(0.99)
平均	3.20(0.58)
合計平均点	48.03(8.75)

	N=318
①新しい知識を得ることができた	4.30(0.74)
②勉強を終えて自信がもてた	3.51(0.81)
③学習したことが生活の上で役立った	3.36(0.91)
④レクの学習を通じて人間的に成長した	3.62(0.84)
⑤現場実習で地域・協会などと関わりを持つことが出来た	3.83(0.98)
⑥現場実習がよいアルバイトになった	2.42(1.25)
⑦現場実習を通じて、他校や地域の友人が出来た	2.92(1.25)
⑧学習内容・授業が楽しかった	3.81(1.02)
⑨学習したことを実習で生かすことが出来た	3.51(1.02)
⑩レクの資格が就職に活用できた	2.89(1.02)
平均	3.25(0.70)
合計平均点	32.54(6.99)

(2) 受講後の満足度について

次に、受講後の満足度について(表3参照)見ていくことにする。

満足度で最も高い値を示したものは、「①新しい知識を得ることができた 4.30(0.74)」である。これは、前述の動機で高い値を示した向上意識が満たされた結果として見て取れる。むしろ、ここで注目されるのは、次に高い値を示した、「⑥現場実習で地域・協会などに関わりを持つことが出来た 3.81(1.02)」の項目であろう。この結果は、学びの場が大学内に止まりがちな通常の科目とは違い、現場実習をこなすことで得られた、地域社会で自分を生かすことが確認できたことが高い満足度として現れていると示唆された。

3) 今後の活動意識について

ここでは、学生が今後の活動についてどのような意識を持っているのかを明らかにするため、上述した通り、日本レク協会が示す、有資格者の持つ2つの大きな志向(ニーズ)をはじめ、フォローアップ研修や次回の資格更新などを含む全15項目を設定した。これらを、上記設問と同様に5件法によって訊ねたところ以下のような結果が得られた(表4参照)。

最も高い値を示したものは順に、「②職場での業務に生かしたい 4.10(0.90)」、「⑫卒業後、資格を生かすことを考えている 3.72(1.04)」、「①地域社会の中で活動してみたい 3.69(1.03)」となっている。これにより、取得した資格を生かすべく、どこかで活動していきたいという意識の強さが見て取れる。しかし、その活動の情報収集の媒体役を担う地元レク協会に対する意識「⑨佐賀県レク協会とのつながりを持ちたい 3.08(1.05)」の低さが明らかになり、有資格者への活動支援対策への有効な手がかりとして重要な示唆を与える結果が得られた。

表4. 今後の活動意識

	N=318
①地域社会の中で活動してみたい	3.69(1.03)
②職場での業務に生かしたい	4.10(0.90)
③さらにレクの教養を高めたい	3.47(1.07)
④人生を充実させるために生かしたい	3.47(1.06)
⑤フォローアップ研修があれば参加したい	3.24(1.08)
⑥レク活動の場に参加したい	3.62(1.02)
⑦レク活動の仲間作りがしたい	3.53(1.09)
⑧出身校(教員)とのつながりを持ち続けたい	3.49(1.08)
⑨佐賀県レク協会とのつながりを持ちたい	3.08(1.05)
⑩地元協会の活動に関する情報がほしい	3.35(1.10)
⑪ニュースポーツなど種目団体とのつながりを持ちたい	3.38(1.02)
⑫卒業後、資格を生かすことを考えている	3.72(1.04)
⑬次回に資格を更新する予定	3.52(1.07)
平均	3.57(0.73)
合計平均点	45.68(2.48)

4) レク資格取得(または関連科目受講)の動機に関する因子分析

ここでは、認定校でレク資格取得を希望する学生の意識をより詳細に検討していくため、5. 結果と考察の2)の(1)で取り上げた、レク資格取得(または関連科目受講)の動機を基に因子分析を試みた。固有値 1.0 以上の因子に最尤法による因子軸の斜交回転(プロマックス)を行ったところ、以下に示す4つの因子が抽出された。なお、全体の累積寄与率は 51.4%であった(表5参照)。

表5. レク資格取得(または関連科目受講)の動機に関する因子分析

	F1	F2	F3	F4	共通性
⑥学習することに充実感があるから	.835				.739
①新しい知識を知りたいという気持ちから	.697				.463
⑮勉強したことが人生で役立つから	.694				.562
⑫何かが出来るようになっていくことは楽しいから	.636				.396
⑩学んだことを将来の仕事に生かしたいから	.572				.483
⑦他の人より優れているという気持ちになれるから		.553			.545
⑪良い成績で単位が取得できそうだから		.553			.402
⑭資格を持っていた方が周囲の評価が高くなると思うから		.524			.547
⑤資格があれば条件の良い就職口が見つかるから			.670		.583
⑧資格があれば社会に出て得なことが多いと思うから			.634		.493
④人並みにできないのは悔しいから				.663	.532
②勉強しないと将来仕事上困るから				.536	.423

注) F1-F4に含まれなかった③⑥⑬は記載していない。

因子間相関	F1	F2	F3	F4
F1	—	.19	.37	.25
F2		—	.36	.35
F3			—	.44
F4				—

まず、第1因子は、項目⑨(.835)、①(.697)、⑮(.694)、⑫(.636)、⑩(.572)から構成されており、これらは、学生自身が自ら向上しようとする意識を意味していることから「内発的向上志向因子」と命名した。次に、第2因子は、項目⑦(.553)、⑪(.553)、⑭(.524)から構成されており、これらは、人より優れていることを意識する意味を成していることから「優越志向因子」と命名した。そして、第3因子は、項目⑤(.670)、⑧(.634)から構成されており、これらは、資格によって就職口など、何か具体的なものを得ようとする意識を意味していることから「功利志向因子」と命名した。最後の第4因子については、項目④(.663)、②(.536)から構成され、これらは、周囲との関係により何かをしなければならぬという意識をもつ意味を表していることから「外発的向上志向因子」と命名した。

引き続き、レク資格取得を希望する学生の意識から得られた4つの因子と満足度、取得後の活動に対する意識の各質問項目に着目し、それぞれの関係性を探るため、重回帰分析の手法等を用いながら詳細な検討を試みる。

5. 結果の要約

ここまでの結果、①レク資格取得(または関連科目受講)の意識(=動機)は、他人の行動や成績・評価には関係なく、学ぶこと(資格を持つこと)が自らの教養や可能性を高めることになり、それを将来生かしていこうとする向上意識がそのまま動機となっていることが示唆された。②受講後の満足度では、①で示された向上意識に対する高い満足度にあわせ、レク現場実習を経験することによって、地域社会で自分を生かし得ることが確認できたことが高い満足度として現れていることが示唆された。そして、③取得後の活動に対する意識からは、取得した資格を生かすべく、どこかで活動を継続していきたいという強い意識が見て取れた。しかし、その活動の情報収集の媒体役を担う地元レク協会に対する意識の低さが明らかになり、有資格者への活動支援対策への課題が挙げられた。以上より、「①動機」、「②満足度」、「③活動意識」が相互に高い関係性を有していることが明らかになった。

詳細な検討の第一段階として、④レク資格取得(または関連科目受講)の動機(=意識)要因として、「内発的向上志向因子」、「優越志向因子」、「功利志向因子」、「外発性向上志向因子」の4つが抽出された。

6. 謝辞

本研究を行うにあたり、佐賀県内の課程認定校の大谷久也(九州環境福祉医療専門学校)、井手一雄、吉村理英(佐賀女子短期大学)の各先生方、また7校の事務職員の皆様には多大なご協力を頂き誠にありがとうございました。また、佐賀県レクリエーション協会におかれましては、研究助成をいただきました。心よりお礼申し上げます。

注1) 日本レク協会の「平成16年度事業報告」によると、インストラクターの更新率は、全体で39.6%であり、一般養成による資格取得者が中心となる12月更新が、57.1%であるのに対して、認定校養成が中心となる6月更新では38.1%である。

注2) 日本レク協会は、有資格者への支援のあり方等を探るため、2003年9月に全国レベルのアンケート調査による実態調査を実施し、有資格者の持つ2つの大きな志向(ニーズ)を明らかにしている。一つ目は、地域でボランティア的に資格を活かして活躍したい“地域で活動したい”という「地域志向」のニーズ。二つ目として、高齢者福祉施設等による業務の中で資格を活かして活躍したい“仕事の中で資格を活かしたい”という「業務志向」のニーズである。

7. 参考引用文献

- ・古田洋一、天野勤、片山昭義：レクリエーション指導者の現状(指導者登録データから)、Leisure & Recreation(自由時間研究)26, pp.69-78, 2003.
- ・ニュースレター(第26号、2005.6)、日本レクリエーション協会公認指導者養成課程認定校研究連絡会議
- ・市河勉：レクリエーション指導者の指導行動と資格取得効果について、松山東雲短期大学研究論集32, pp.151-155, 2001.
- ・市川伸一：学ぶ意欲の心理学、PHP新書, pp.46-61, 2001.
- ・松尾哲矢、谷口勇一、佐藤靖典：レクリエーション領域における資格取得とその任用に関する社会学的研究(その1) スポーツやレクリエーション資格の機能要件分析、Leisure & Recreation(自由時間研究)19, pp.100-115, 1996.
- ・池田孝博・土井眞信・金崎良三・山田力也・田崎伸子・堤公一：レクリエーション資格に関するイメージ分析、レジャー・レクリエーション学会大会号(投稿予定)、2005.

レクリエーション資格に関するイメージ分析

○池田孝博¹・土井真信¹・金崎良三²・山田力也³・田崎伸子⁴・堤公一⁵
 (佐賀短期大学¹・佐賀大学²・西九州大学³・西九州大学福祉医療専門学校⁴・九州龍谷短期大学⁵)

緒言

現在、(財)日本レクリエーション協会(以下、「日本レク協会」と略す)の公認指導者資格の養成形態には、主に都道府県協会が日本レク協会の方針に沿って開催する講習会などでおこなうもの(一般養成)と、大学、短大、専門学校などの高等教育機関で、日本レク協会が定めるカリキュラムを開講し、認定を受けた、日本レク協会公認指導者養成課程認定校(以下、「認定校」と略す)によるものがある(古田ら 2003)。平成 17 年度における認定校は、全国 412 校、473 講座にのぼる(ニュースター 26 号 2005)。市河(2001)は、資格取得方法の違いは、取得後の指導行動に関係しており、一般養成の方が、レクリエーション活動を積極的にを行い、自己開発や自己啓発につながっているのに対して、認定校では、卒業後の就職などに対して資格取得を有利に利用しようとする傾向があることを指摘している。近年、日本レク協会では、資格の更新率の低さが問題となっている。そして絶対的なデータではないものの、その多くが認定校で養成された有資格者と推測されており¹⁾、現在、有資格者フォローアップの取り組みがなされているところである。認定校卒業生の更新率低迷の背景には、取得時と更新時の地理的条件、更新制度、認定校における養成教育の内容など、様々な外的要因が考えられるが、学生自身の内的要因、すなわち彼らの意識にも目を向けて、その上で有資格者の更新継続、活動活性化の問題について取り組んでいく必要もあるように思われる。これまで有資格者を対象とした、活動実態・意識などの調査は数多くなされてきたが、認定校の学生を対象としたものはあまりなされていない。そこで、佐賀県レクリエーション公認指導者養成課程認定校連絡会(以下、「佐賀県認定校連絡会」と略す)では、同県レク協会が進めている、「有資格者サービス強化モデル事業」(平成 15-17 年度)とも連携を図りながら、認定校における教育内容と、資格取得後の活動支援充実を目的として、学生に関する意識調査を実施するに至った。本研究では、レクリエーション資格のイメージについての分析を試みる。特にこの発表では、取得する資格の違いからくる、資格に対して抱いているイメージの特徴について明らかにすることを目的とする。

方法

1. 調査対象

佐賀県認定校連絡会、全 7 校(大学 2、短大 3、専門学校 2)の資格申請予定者 371 名

2. 標本数

配布数 371 に対する回収数 334 件(回収率 90.03%)、うち今回分析対象にする設問に対して記載がないものなどを除いた有効回答数は 253 件(有効回答率 68.19%)

3. 調査方法

質問紙法を用い、用紙は資格申請ガイダンス時に配布、申請書提出時に回収した。

4. 調査期間 2004 年 11-12 月

5. 用いた質問文

質問紙の最後に、「レクリエーションの資格とはどのようなものだと思いますか? 活用場面・活動内容など、この資格についてあなたが持つイメージを自由に記述してください」という項目を設け、回答を求めた。なお、インストラクターと福祉レクリエーション・ワーカー(以下、「福祉レクワーカー」と略す)、それぞれについて記述を求めたが、福祉レクワーカーに関する回答が少なかったため、今回はインストラクターに関する回答のみを分析する。

表1 基本的属性

	度数(%)
年齢	
19 歳	12(4.76)
20 歳	117(46.43)
21 歳	31(12.30)
22 歳	63(25.00)
23 歳以上 (未記入 1)	29(11.46)
性別	
男性	90(35.57)
女性	163(64.43)
学校種別	
4 年制大学	72(28.46)
短期大学	90(35.57)
専門学校	91(35.97)
取得資格	
インストラクター	203(80.24)
福祉レクワーカー (含両方)	50(19.76)
進路	
福祉	131(51.78)
教育保育	32(12.65)
その他	90(35.57)

表2 編集前後の構成要素数・異なり構成要素

	分析対象	全構成要素数	異なり構成要素数
分ち書き(編集前)	253	4901	801
分ち書き(編集後) 関値=3	249	1223	113

表3 作成した編集辞書

削除	置換後=置換前
あつた	あまり…ない=あまり
あつても	なくとも=なくとも
あります	ふれあい=ふれ 合える
ある	ふれあい=ふれ 合ったり
いう	ふれあい=触れ合い
いきたい	ふれあい=触れ合う
いく	みんな=皆
いける	レクレーション=レク
いて	楽しい=楽しく
いても	楽しい=楽しみ
います	楽しませる=楽しんで もらう
いる	楽しませる=楽しんで もらえる
ここに	楽しむ=楽しむ
これから	教えてほしい=教えて ほしい
させる	教えてほしい=教えて ほしいか
される	教えてほしい=教えて もらわない
した	教える=教えたり
したり	教える=教えて くれる
して	考える=考え
する	考える=考えて
そう	高齢者=高齢の
その	高齢者=老人の
それ	高齢者=老人 や
たくさん	仕事=業務
ため	子供=子供たち
だ	支援=援助=援助
だが	支援=援助=支援
だろう	私(自分)=私
ついて	私(自分)=自分
では	集まる=集まる 機会
とって	集まる=集まる 場
とても	出来る=できそう
どは	出来る=できる
どう	場(場所)=場
ない	場(場所)=場所
なく	信頼(感)=信頼
なくても	信頼(感)=信頼する
なって	人(々)=人
なる	人(々)=人々
には	人(々)=人たち
また	人(々)=人間
もって	人(々)=人選
もつと	人(々)=方
もの	人(々)=方々
ものだ	人前=前
よう	生かす=活かしたい
よな	生かす=生かして
よさ	体を動かす=手足 等を 動かしたり
よて	体を動かす=体 を 動かしたり
イメージ	体を動かす=体 を 動かして
為	体を動かす=体 を 動かす
何	対象(者)=対象
何らか	対象(者)=対象者
感じ	誰(に)でも=誰 にも
行う	誰(に)でも=誰 にも
行って	誰(に)でも=誰 も
際	知っている=知っている
作り	知ってもらう=知って もらい
思います	知ってもらう=知って もらう
思う	仲間(の)=仲間 作り
資格	仲間(の)=仲間(の)
事	仲間(の)=仲間(の) を
持ち	仲間(の)=仲間(の) が
持って	仲間(の)=仲間(の) や
時	難しい=ムツカシイ
色々	雰囲気(の)=雰囲気(の) 作り
対して	役割=やく 役
中	役立つ=役に
等	遊ぶ(遊べる)=遊び
又	遊ぶ(遊べる)=遊ぶ
様々	利用者 遊=利用 者選
	良い=良くて

6. 分析方法

自由記述の分析には、テキスト型データ解析ソフトウェア WordMiner を使い、テキスト・マイニングの手法で行った。WordMiner の機能やデータ解析の手法に関しては、大隅(1997,2000,2002,2004)、保田(2002,2003)をはじめとする多くの研究に詳しく述べられているため、ここでは概略を示すに留める。

自由記述から得られたテキストデータについて、「分かち書き」を行い、「構成要素」を抽出した。さらに辞書機能を利用して、句読点、助詞、特殊記号や分析にかかわりの低いと思われる語を削除した。同時に解析対象の構成要素を整理し、分析見通しを改善するため、同種の語を一つの語に置換する手続きを行った。得られた構成要素について分析を行う際に、意見(語)のバラツキをある程度整理する目的で、頻度3回以上(閾値=3)を分析対象にした。このような作業によって得られた構成要素と、性別・資格取得(インストラクターのみの学生と、福祉レクワーカーのみおよび両方取得する学生)の2つの質的変数による多次元データ解析(対応分析)を行った。

結果

1. 回答者の基本的属性

まず、調査対象とした回答者の構成について簡単に述べる。表1に、253名の年齢構成、性別、課程認定校の種別(学校種別)、取得するレクレーション資格の種類(インストラクターのみの取得者と、福祉のみおよび両方取得者)、卒業後の予定進路(記入日現在の予定)を示している。年齢の平均は21.41歳(N=252,未記入者1名, SD=3.14)であった。

2. 「分かち書き」辞書編集の結果

対象サンプル(N=253)を分かち書き処理した後の構成要素数および異なり構成要素数、さらに辞書編集後の辞書編集後の有効サンプル数、構成要素数および異なり構成要素数は表2に示した。なお、編集に使用した辞書は、ソフトにあらかじめ備えられている、記号・句読点・助詞の削除辞書と筆者が作成した編集辞書(削除と置換、表3)を使用した。

3. 多次元データ解析の結果(構成要素と質的変数[性別・取得資格])

学生の取得資格の違いにより、インストラクターという資格に対するイメージに相違があるかについて検討するため、資格のイメージ記述に使用された単語(構成要素)の関係について分析した結果を示したものが表4である。すべてのサンプル(分かち書き編集後の249)を性別と取得資格により4つのカテゴリーに分類している。各カテゴリーに寄与する語(有意にはたらく語)と寄与しない語を10語ずつ要約した。またその寄与の程度を示す検定値ほかの数値は、ここでは省略した。

- 1) インストラクター取得の女性に特徴的な構成要素は、「福祉」、「仲間作り」、「交流」、「一緒」など主に、人間関係に関連するものが上位を占めるのが特徴である。
- 2) 一方男性では、「私(自分)」、「利用者」など、レク活動の支援・援助者や主体を示す語と、「わからない」、「あまり…ない」など、否定的な表現が目につく。
- 3) 福祉レクワーカーの女性には、「役割」、「難しい」、「ボランティア」などが有意に特徴付けられた。
- 4) 男性の場合は、「計画」、「支援・援助」、「知識」などレク活動の援助実践に関わる要素と、「余暇」が上位を占める結果となった。

4. コンコーダンスによるデータ探索

カテゴリに有意な構成要素が示されたが、その解釈が難しい構成要素に対する探索的なデータ理解が必要に思われる。WordMiner では、構成要素が使用されているデータを探索することが可能であり、その一例がコンコーダンス(用語検索機能)である。たとえば、今回の分析でカテゴリに寄与する構成要素の中で、否定的表現「わからない」「あまり…ない」や「難しい」など、ややネガティブな構成要素が見られたが、それぞれどのような文脈で使用されているかを見ることが出来る。表5をみると、「わからない」という構成要素が、「何が出来るか」、「今後どうなるのか」、「活用内容」、「(資格の)意味があるか」などの表現と関わっていることが理解できる。同様に、「あまり…ない」も、活用の可能性、活用される状況を見た経験、資格取得と現在の活動状況との関係、実用性、資格という認知などに関して言及する際に使用されていることが確認できる。

まとめ

以上、取得資格の違いによるレクリエーション資格のイメージについて分析を行った。

日本レク協会は、インストラクターを「多様なレクリエーション活動を支援」し、「さまざまな遊びのメニューと、技術を持ち、楽しさの体験を多くの人に提供」し、「人と人との楽しい交流促進や、楽しさの体験に主眼をおいた技術指導の方法を学んでいる」、「『レクリエーション』という世界に興味・関心を持つ方々の入門的な資格」と定義している。またその活動内容については、「「楽しみを共にし、”人と人” ”人と自然”とのきずなづくりをする事をお手伝い」、「地域のみんなが気持ちよい生活が出来るよう、スポーツやカルチャー、福祉分野や野外活動、芸術・文化・学習活動などのレクリエーションを通して地域を活性化」、「健やかに暮らせるよう心と体をリフレッシュ」、「楽しみながら自然と共生する生き方を提案」、「個人を対象にさまざまな種目の楽しさ、新しい種目の紹介など新しい楽しさを見つけること」などとしている(引用文中下線は引用者による <http://www.recreation.or.jp/license/03/index.html>)。今回、インストラクター取得者に、「福祉」、「利用者」

表4 取得資格と性別を特徴づける単語(構成要素)の一覧

	取得資格				
	福祉	利用者	インストラクター	その他	
サンプル数(人)	134	66	27	22	
異なり構成要素数	112	88	53	40	
カテゴリに寄与する構成要素	1	福祉	活用	役割	計画
	2	仲間作り	私(自分)	難しい	余暇
	3	交流	生きがい	ボランティア	支援・援助
	4	楽しい	利用者	工夫	知識
	5	一緒に	わからない	レクリエーション	楽しませる
	6	生かす	インストラクター	参加者	仕事
	7	スポーツ	あまり…ない	思っ	考える
	8	活動	現場	迎	提供
	9	役立つ	施設	楽しさ	自然
	10	高齢者	場(場面)	ゲーム	信頼(感)
カテゴリに寄与しない構成要素	10	余暇	運動	誰(に)でも	子供
	9	施設	手助け	出来る	体を動かす
	8	役割	生かす	ために	ふれあい
	7	利用者	楽しい	考える	ボランティア
	6	参加者	活動	ふれあい	私(自分)
	5	思っ	学校	指導	スポーツ
	4	生きがい	迎	私(自分)	利用者
	3	工夫	福祉	生活	出来る
	2	楽しさ	交流	場(場面)	交流
	1	活用	仲間作り	楽しい	高齢者

表5 コンコーダンス(用語検索機能)

左の語列	検索語	右の語列
何が出来るのか良く	わからない	、実際現場(仕事)にでない何とも言えない、今後どうなるのかわからない、私は資格があっても何も出来ないと思う。
何が出来るのか良くわからない、実際現場(仕事)にでない何とも言えない、今後どうなるのか	わからない	、私は資格があっても何も出来ないと思う。
活用場面・・・履歴書に書ける、レクの	わからない	
話が出る活用内容・・・レクの職業をしている人は注目されるが、介護士などにおいては持っても周りとまったく変わらないため、意味があるか	わからない	、もっと注目されるべき
	あまり	活用できるとは思えない。
資格を持っていても活用している施設を	あまり	見たことがない。自分は活用していきたいと思っています。
別に持っても持っていないでも今は	あまり	関係ないと思う。
資格は関係ないと思う。	あまり	イメージがない。
インストラクターはレク・ワーカーへの橋渡しというイメージがなく、	あまり	活用の出来るものではないと思う。
施設に就職した時などに活かしたいと思う。しかし、実際、授業で学んだことはほとんど身体的に異常がなく、知的の方もレベルが高くないと活かせないようなものばかりであった。その為、実習等では	あまり	活用できなかった。もっと様々な分野で幅広く使えるような内容をしてほしいと思う。
	あまり	資格という感じがしない。
初対面の人とは仲良くなるのは	難しい	から、レクエーションが間にあることで人と人との関係を近づける役割を持つと思う。
大変そうと思う。自分には	難しい	と思った。

など福祉の業務を意識した資格イメージの構成要素が見られたのに対して、福祉レクワーカーでは、「余暇」、「ボランティア」、「楽しませる」、「楽しさ」、「参加者」、「ゲーム」など「多様なレクリエーション活動を支援する入門的な資格」を意識させる構成要素を見ることが出来た。このことは、福祉レクワーカー課程を学修した学生が、インストラクターと福祉レクワーカーの資格の特性を理解していると考えられる。それに対して、インストラクターのみを取得する学生で、福祉分野への業務志向ニーズ^{注2)}を持つものは、「多様なレク活動支援の入門的な資格」のインストラクターに対して、福祉業務を意識したイメージで捉えたり、逆にそう期待するあまり、「実習ではあまり活用できない」などネガティブなイメージを抱いたりするのではないかと考える。

今回の研究の反省として、カテゴリーに有意にはたらく構成要素からイメージに関する記述の意味内容を考察するのに苦慮した感がある。質問項目の設定の仕方に工夫が必要と思われ、広く活用できる標準的な尺度作成にむけての課題となる。今回の成果や反省をもとに、認定校として養成教育の充実と調査研究を併せて取り組んでいきたいと考えている。

謝辞

本研究を行うにあたり、調査協力をいただいた大谷久也（九州環境福祉医療専門学校）、井手一雄、吉村理英（佐賀女子短期大学）の各先生方、また調査用紙の配布回収作業にお力添えをいただきました佐賀県認定校7校の事務職員の皆様、そして調査研究助成をいただきました佐賀県レクリエーション協会、さらにデータ分析に際しまして多大なご助言を賜りました（株）平和情報センタープロダクト営業部保田明夫氏に心よりお礼を申し上げます。

注1) 日本レク協会の「平成16年度事業報告」によると、インストラクターの更新率は、全体で39.6%であり、一般養成による資格取得者が中心となる12月更新が、57.1%であるのに対して、認定校養成が中心となる6月更新では38.1%である。

注2) 日本レク協会が2003年9月に実施した全国調査によって、有資格者の2大志向（ニーズ）が明らかにされている。そのひとつが地域でボランティア活動として資格を生かしたい「地域志向」型であり、いまひとつが高齢者などの福祉施設で仕事の場で資格を生かそうとする「業務志向」型とされている。

参考文献

- ・大隅昇他:自由回答データの解析法についての提案—実験調査におけるいくつかの試み—,第25回日本行動計量学会大会,176-179(1997)
- ・大隅昇:調査における自由回答データの解析—InfoMinerによる探索的テキスト型データ解析—,統計数理48-2,339-376.(2000a)
- ・大隅昇:定性情報のマイニング—自由回答データの解析—,エストレーラ,5月号,74号,14-26.(2000b)
- ・大隅昇・Ludovic Lebart:テキスト型データの多次元データ解析—Web調査自由回答データの解析事例,「多変量解析事例ハンドブック」,朝倉書店,757-783.(2002)
- ・大隅昇他:テキスト型データのマイニング—定性情報におけるテキスト・マイニングをどう考えるか—,「理論と方法」(数理社会学会誌),Vol.19, No.2,135-159.(2004)
- ・保田明夫:WordMinerによる探索的なテキスト型データのマイニング,日本分類学会第13回・日本行動計量学会第75回共催シンポジウム講演予稿集,37-56.(2002)
- ・保田明夫他:WordMiner:テキスト型データ解析ソフトウェア—WordMiner—のご紹介,日本計算機統計学会第16回大会論文集,28-31.(2002)
- ・保田明夫他:WordMiner:テキスト型データ解析ソフトウェアの概要と追加処理機能,日本計算機統計学会第17回大会論文集,41-44.(2003)
- ・テキスト・マイニング研究会:WordMiner事例集 導入編,(平和情報センター).(2004)
- ・市河勉:レクリエーション指導者の指導行動に関する研究,松山東雲短期大学研究論集28,301-307.(1997)
- ・市河勉:レクリエーション指導者の指導行動と資格取得効果について,松山東雲短期大学研究論集32,151-155.(2001)
- ・松尾哲矢,谷口勇一,佐藤靖典:レクリエーション領域における資格取得とその任用に関する社会学的研究(その1)—スポーツやレクリエーション資格の機能要件分析—,Leisure & Recreation(自由時間研究)19,100-115.(1996)
- ・山本存:社会福祉現場におけるレクリエーション支援に関する基礎的研究—課程認定校卒業生の質問紙調査結果から—,Leisure & Recreation(自由時間研究)22,1-10.(1998)
- ・古田洋一,天野勤,片山昭義:レクリエーション指導者の現状(指導者登録データから),Leisure & Recreation(自由時間研究)26,69-78.(2003)

老人医療・福祉施設におけるレクリエーションワークおよびレクリエーション専門職の役割に関する研究（2）

小池和幸（仙台大学）

I. はじめに

現在の老人医療・福祉施設におけるレクリエーション・サービスはリハビリテーションの役割を担う場合、余暇生活の活性化を担う場合など多様な役割を担って利用者へ提供されている。また、レクリエーション専門職（以下レクリエーションワーカー）の有無に関わらずこのようなレクリエーション・サービスがほとんど多くの施設で実施されている。

本研究は、レクリエーションのワーカーを雇用している老人医療・福祉施設におけるレクリエーションワーカーの施設におけるレクリエーションプログラムとのかかわりを分析することによって、その役割と専門職性を明確にすることを目的とする。

本学会において、第1報では施設に勤める職員のレクリエーションワーカーに対するイメージや認識のされ方からレクリエーションワーカーの特性を考察し、次のように報告した。レクリエーション・サービスの対象は人（患者）であり、レクリエーション・サービスの目的はリハビリテーションなど治療的な側面と生活の向上、生きがい支援、余暇生活の充実を図ること、人や地域社会と交流すること。主なレクリエーション・サービスのための手段はグループや個別に対してのゲームや歌、体操、運動、行事など。そして、レクリエーション・サービスやレクリエーションワーカーの認識におけるキーワードの一つとして「楽しみ」があげられた。このような、レクリエーションワーカーの仕事認識は従来の「レクリエーション」という言葉から連想する「レクリエーションを説明する言葉：遊び、余暇、気晴らし、休養、娯楽、元気回復、リフレッシュ」、「レクリエーションの気分・感情を表す言葉：楽しい、面白い、愉快、気楽、やさしいなど」、「レクリエーションの具体的な内容（種目）：ゲーム、スポーツ、歌、カラオケ、フォークダンスなど」、「レクリエーションとともにあるもの：自然、自由、仲間、集団、グループ、ふれあいなど」のイメージと大きく異なるものではなかった。また、今後の課題として、レクリエーションワーカーと援助対象の関係における具体的な作用について検討。レクリエーションワーカーの介入により期待できる具体的な効果。レクリエーションワーカー固有の介入方法と介入時の環境。医療、福祉専門職との関係・連携における役割の明確化。これらの要因について具体化することが医療、福祉領域のレクリエーションワーカーの知識と技術を明確にするものであると考えられた。

本年度は、レクリエーションワーカーが医療施設で関わっているレクリエーションプログラムについてセラピューティック・レクリエーション・サービスモデルを活用してプログラム分析を試みることによりレクリエーションワーカーの役割、専門職性について考察するものである。

II. 研究方法

A県A市にあるI病院・老人性認知症疾患治療病棟におけるレクリエーション・アクティビティ・プログラムについてプログラム分析を実施した。

プログラム分析項目は、プログラム名、プログラムの内容、担当職員の役割、プログラムの目的、援助環境の特徴、参加者の動機、TRモデルである。

なお、TRのモデルはオモロウのセラピューティック・レクリエーションのヒューマン・サービスモデル¹⁾（医療モデル、保護管理モデル、治療的環境モデル、教育・訓練モデル、コミュニティモデルの5つのモデル）及び余暇活用モデル：ピーターソン&スタンボモデル²⁾（機能向上、レジャー教育、レクリエーション参加の3段階に構成されるモデル）、健康維持/健康増進モデル：オースチンモデル³⁾（援助者の主体性と利用者の主体性の関係から自分が好まない不健康な状態から自分が好む健康な状態までを連続的に示したモデル）の3種類のモデルを分析指標に使用した。また、レクリエーションワーカーのプログラムへの参与形態について分析することで役割の所在と使用しているスキルを明らかにする。

各々レクリエーションプログラムの詳細については事前に担当者より調査用紙にて項目ごとに記述を依頼した後、ヒヤリングを実施しそれぞれのTRモデルの位置等を確認した。

以上、分析項目を包括的に考察し、レクリエーションワーカーの役割と専門性についてまとめるものとする。

Ⅲ. 結果と考察

I病院・老人性認知症疾患治療病棟のレクリエーション・アクティビティ・プログラム（以下レクリエーションプログラム）まとめると、集団OTや趣味活動、スポーツレク、お茶の会（回想法）、誕生会、園芸活動、創作活動、健康体操などの実施状況を把握することができた。（表1）

表1 レクリエーション・アクティビティ・プログラム(老人性認知症疾患治療病棟)

プログラム名	プログラムの内容	計画	実施	評価	プログラムの目的	援助環境	参加者の動機	TRモデル1	TRモデル2	TRモデル3
集団OT	RO、歌、楽器演奏、体操、ゲームなど	OT, RW	OT, RW	OT, RW	交流、余暇の活用	オープン 大グループ	内的・外的	保護管理モデル 治療環境モデル	機能向上	治療的活動
趣味活動	書道、ペーパーブック 海苔箱、アブリカクフラ ワー、うちわ作りなど	OT	OT, RW	OT, RW	生きがい援助 機能維持	オープン/クローズド 小グループ	内的・外的	保護管理モデル 治療環境モデル	機能向上 レジャー教育	レク活動
スポーツレク		RW	RW, OT	RW, OT	気晴らし、機能維持、 転倒予防、見守り	オープン 小グループ	外的	保護管理モデル 治療環境モデル	機能向上	治療的活動
お話の会(回想法)	RO、テーマごとの会話	RW, OT	RW, OT	RW, OT	治療、交流	クローズド 小グループ	外的	保護管理モデル 治療環境モデル	機能向上	治療的活動
お茶会・誕生会		OT	OT, CW RW, Ns	OT	余暇の活用、地域交流	オープン 大グループ	内的・外的	保護管理モデル 治療環境モデル	レク参加	余暇活動
園芸活動・創作活動	園芸：野菜の種まきから 収穫、試食会 創作：壁画	OT	OT	OT	生きがい援助 余暇の活用、自己啓発、 機能維持	オープン 中グループ	内的・外的	保護管理モデル 治療環境モデル	機能向上 レジャー教育 レク参加	治療的活動 レク活動 余暇活動
健康体操	軽体操、シンキング ゲーム	RW, OT	RW, OT	RW, OT	機能維持、予防	オープン 大グループ	外的	保護管理モデル 治療環境モデル	機能向上	治療的活動
散歩	徒歩による外出・散策	CW, RW	CW	無 記録程度	気晴らし	マンツーマンまたは小 グループ(希望者の み)オープン	内的	教育・訓練モデル	レク参加	余暇活動
法話会	僧侶などによる講話	CS, RW	CS, RW	無 記録程度	自己啓発	大グループ(希望者の み)オープン	内的	教育・訓練モデル コミュニティモデル	レク参加	余暇活動
ボランティア教室	ボランティアとの交流	CS, RW	CS, RW	無 記録程度	交流	大グループ(希望者の み)オープン	内的	教育・訓練モデル コミュニティモデル	レク参加	余暇活動
書道	本格的な書道サークル	RW, CS	RW, CS	RW	生きがい援助	小グループ(希望者の み)	内的	教育・訓練モデル	レク参加	余暇活動
移動喫茶ポップ	有料の喫茶コーナーで お茶を楽しむ	CS, Vo	CS, Vo	無 記録程度	交流	マンツーマン(希望者の み)、オープン	内的	教育・訓練モデル コミュニティモデル	レク参加	余暇活動

※1) RW:レクリエーションワーカー OT:作業療法士 CW:ケアワーカー SC:ソーシャルコーディネーター CP:臨床心理士 Vo:ボランティア Ns:看護師

※2) TRモデル1:オモロウのモデル TRモデル2:余暇活用モデル TRモデル3:健康維持/健康増進モデル

I病院・老人性認知症疾患治療病棟のレクリエーションプログラムは、入院患者の病棟における居心地（環境）を良好にすることを1次的な目的としてサービスされている。病棟での居心地の良さの享受は認知症患者の疾病、障害の改善へ効果があるとの仮説からである。認知症患者のレクリエーションプログラムへの参加は、病院生活への適応や認知症への治療的効果の向上、急性期の精神状況の悪化の抑制・沈静、活動性の維持と生活のリズムづくりが期待される。この施設におけるレクリエーションプログラムの最も大きな役割のひとつは老人性認知症患者の急性期治療環境の整備と保護管理にあると認識されている。

レクリエーションプログラム個々の目的設定は気晴らしや交流、余暇の活用、生きがい援助、機能維持、治療など多岐に及ぶ。それぞれのレクリエーションプログラムが目的達成することが、病棟の居心地の良い環境づくりへつながり、結果的に老人性認知症患者の治療効果の促進とQOLの向上へ派生する。

オモロウのセラピューティック・レクリエーションのヒューマン・サービスモデルに当てはめると「保護管理モデル」及び「治療的環境モデル」、「教育・訓練モデル」、「コミュニティモデル」に該当するプログラム構成であると推測できた。

余暇活用モデル（ピーターソン&スタンボモデル）でプログラムの位置及びレクリエーションワーカーの役割をみると「機能向上」、「レジャー教育」、「レクリエーション参加」の全てのモデルにより構成されていると思われた。

健康維持／健康増進モデル（オースチンモデル）による、ワーカーの主体性と参加者の主体性・自由度の関係からプログラムを分析すると治療的活動及び自分の好きな環境での不健康な状態に近いところに位置するものと、余暇活動及び自分が好む環境での健康な状態の両方のモデルが存在すると思われた。

レクリエーションワーカーが担うプログラムへの役割はレクリエーションプログラムの計画、実施、評価いずれの役割も担っている。プログラム実施の場面では特にグループによるプログラム支援をレクリエーションワーカーは中心的役割として任されている。レクリエーションワーカーが楽しい雰囲気を用意して醸成して実施されるレクリエーションプログラムが病棟の居心地の良さと良好な治療環境づくりを促進する。この施設でのレクリエーションワーカーに期待される役割はグループワーカーとしてのものが大きい。

IV. まとめ

I病院のレクリエーションプログラムはセラピューティック・レクリエーション・サービスモデルの連続性やカテゴリーを意識して展開されているものではない。しかし、結果として病院という目的制限のある環境の中で治療的要素を含むプログラムから社会参加的要素を含むプログラムまで利用者のモチベーションの変化に対応できるプログラム構成になっていた。

レクリエーションワーカーのこの施設での役割を振り返ってみるとグループを援助するインストラクターとしての印象を強く受けた。改めて、わが国の事情に即したレクリエーションワーカーの役割や最も受け入れられやすい位置づけなどについて見当

を重ねる必要性を感じた。

<文 献>

- 1) 小池和幸 (2003) 医療、福祉における福祉レクリエーションワーカーの専門職性と成立要件の整理. レジャー・レクリエーション研究 51 p 34-37
- 2) 小池和幸 (2004) 医療、福祉におけるレクリエーションワークおよびレクリエーション専門職の役割に関する研究 (1). レジャー・レクリエーション研究 53 p 28-31
- 3) G.S オモロウ 今井毅訳 (1981) セラピューティック・レクリエーション入門. 不味堂出版: 東京. P150-160
- 4) 吉田圭一・茅野宏明 (2001) レクリエーション活動援助法. ミネルヴァ書房 p27-40
- 5) 社団法人日本精神病院協会、高齢者対策・介護保険委員会編 (2004) 老人性痴呆疾患の治療・介護マニュアル. ワールドプランニング p100-123

¹⁾ G.S オモロウ 今井毅訳 (1981) セラピューティック・レクリエーション入門. 不味堂出版: 東京. P150-160

²⁾ 吉田圭一・茅野宏明 (2001) レクリエーション活動援助法. ミネルヴァ書房 p27-40

³⁾ 前掲書 2

オランダ社会の近代化とヨハン・ホイジンガの遊戯文化論

杉浦 恭 (愛知教育大学)

はじめに

ヨハン・ホイジンガ(Johan Huizinga 1872-1945)の遊戯文化論研究は、数多く存在する。しかし、遊戯文化論の社会的・思想的背景を明らかにした研究は、これまでになかった。遊戯文化論の背景に、近代社会や近代文明に対するホイジンガの批判的認識があったとの見方は存在したが、実証的に行われた研究はなかった。そこで本研究は、ヨハン・ホイジンガの遊戯文化論の社会的・思想的背景を明らかにすることを目的とした。

研究内容

本研究は、二つの課題を設定した。第一に、ホイジンガの遊戯文化論には、どのような社会的背景があったのか、オランダ社会の近代化と生活様式の変化から明らかにすることである。第二に、ホイジンガの遊戯文化論には、いかなる思想的背景があったのか、ホイジンガの近代社会認識と近代文明批評から明らかにすることである。

オランダの産業化は、ホイジンガの生涯を通して進んだ。ホイジンガが生まれた産業革命期以降、オランダ社会は急速な産業化を遂げた。なかでも工業化の進展は、オランダの経済力を強め、人々の生活を物質的に豊かにした。だが一方で、それまでの家庭的な手工業や、ゆとりある生活は失われていった。オランダの人口は、ホイジンガの生きた時代に急増し、都市部では、人口の集中化が進んだ。より収入の多い仕事を求め、田舎から移り住んだ労働者によって、大都市は人間で溢れた。そうしたなか、労働者の間に選挙権を求める運動が起き、段階的に選挙権が拡大された。1917年に普通選挙制と比例代表制が導入されると、政治は、上層階級から労働者階級の手に移った。知識や判断力に乏しい大衆が、数の多さで政治を動かすようになったのである。オランダの帝国主義政策は、インドネシアにおいて文化的な統制を行った。他国の文化を力で統制し、近代文明を戦争に利用したのである。普通教育の普及は、就学率を上げ、文盲率を低下させた一方で、子どもに大量の知識を注入し、創造力や判断力を養う教育が疎かにされた。学校教育は、遊びの要素を失い、学ぶことに対して受け身の姿勢をつくった。このように、オランダ社会の近代化は、人々を、遊びと文化から疎遠にした。

ホイジンガの時代、オランダ都市部の住環境は劣悪だった。そのため、いち早い改善を目的に、標準化・画一化した住宅が数多く建てられた。それは、かつての建築と異質な、コンクリートでできた装飾を施さない様なスタイルであった。経済的合理性を重視したオランダの近代建築は、建築において遊びの要素を消失させた。建築文化は、画一化し、多様性を失ったのである。労働者の労働環境は、産業革命以降、かなり厳しい状況にあった。労働時間は徐々に減少したものの、1920年代の終わりまで長時間労働が行われていた。労働者は、少しでも収入を増やすため、過酷な労働に耐えた。仕事からゆとりや遊びの要素は失われ、非人間的な労働形態で働いていた。その極みが、1920年代に導入されたテイラーシステムであった。自由時間は、休息や気晴らしに利用され、アルコールに溺れる労働者が多かった。教養を身につけたり、自己実現・自己開発を図る文化的な活動を行う労働者は少なかった。しかし、20世紀になり、少しずつ自由時間が増えると、労働者のなか

にはスポーツや趣味を楽しむ者が増えた。積極的・能動的な余暇活動を行う労働者がいた一方で、映画やギャンブルなどの受動的・消極的な余暇活動を行う者も多かった。

このように、ホイジンガは、遊びが損なわれ、文化の画一化が起きた社会に生きていた。こうした状況が、ホイジンガに遊びと文化への関心を高めさせたと考えられる。

第二の課題については、政治・経済、文化・教育、社会生活一般に渡る、近代社会と近代文明に対するホイジンガの見解から遊戯文化論の背景を探った。

ホイジンガによれば、政治は、遊びの要素が薄れ、面白味のない生真面目な活動になった。大衆が議会政治に参加したことで、それまでみられた品位あるスポーツ感覚の討論がなくなった。政党は己の利益を獲得するため、議会においてムキになる生真面目な打算的議論に終始するようになった。

経済は、利益追求を目的に効率性を重視したため、労働をはじめ、生活の様々な場から遊びやゆとりが失われた。すると人間は、与えられた労働、与えられた娯楽のなかで生活し、自ら考え判断する力、創造する意欲を喪失した。

文化は、画一化や低迷化が起きた。それは、経済性を重視した近代建築、商業宣伝に利用された芸術、キリスト教の倫理や道徳の及ばない文学、政治に利用された哲学などに見ることができる。文化の創造過程における努力や修練、遊びは失われ、精神的な要因が軽んじられるようになった。

普通教育は、中途半端な知識を身につけた、受け身で均質化した人間を輩出した。その原因は、思考力や創造力の育成よりも、知識の量を増やすことに重点をおいた学校教育にあった。教育は、有用性を重視するあまり真面目になり、遊びの要素が減退した。

社会生活は、近代文明がもたらした映画やラジオが安易な娯楽として人気を得たが、他方で、人間から思考力や判断力を奪い、受け身の人間を増やした。販売部数を増やすためセンセーショナルな記事を書く新聞は、利益を追求する近代社会の真の姿であった。また、人々の宗教離れや性交渉の自由化が進み、道徳や規範の衰敗が起きた。

ホイジンガは、近代社会が、物の豊かさや利便性を追求したため、近代文明に依存する度合いが大きくなり、人間の社会生活が機械化したと捉えた。これが、人々から遊びを奪い、物事に積極的に取り組む態度を失わせ、文化的な活動に対する意欲を失わせたと考えたのである。

ところで、ホイジンガの遊戯文化論の特質は、美しく生きたい夢や崇高な理想が、遊びを通して表現されたとき、豊かな文化が創られることにあった。またホイジンガは、遊びと文化の密接な関係を、様々な文化領域で論証した。ホイジンガにとって、遊びは、夢や理想を表現する方法であり、文化の形成に欠かせなかった。その遊びが、近代社会において、経済的・物質的豊かさを求めるあまり、蔑ろにされているとホイジンガは認識した。文化を愛するホイジンガにとって、当時のオランダはかなり深刻であった。近代文明に重みをおく社会に向けて、遊びと文化の重要性を説かずにはいられなかった。これが遊戯文化論となって、世に出たと考えられる。

結 論

ホイジンガの遊戯文化論は、オランダ社会の近代化において、遊びを喪失し、文化を危機に陥れた、経済的価値・物質的価値を追求する近代社会・近代文明に対する批判的認識が背景にあった。

2000～2004年“ワールド・レジャー・ジャーナル”における 投稿研究論文の動向

○栗原邦秋(余暇問題研究所) 高橋 伸(国際基督教大学) 高橋和敏(余暇問題研究所)

キーワード：研究動向、World Leisure Journal、World Leisure Association、WLRA
I はじめに

本研究は、先行研究の吟味とその利便性向上への寄与、そして、レジャー・レクリエーション分野における研究動向の掌握を狙いとした研究の一環である。1995年(第25回大会)、2001年(第31回大会)および2004年(34回大会)にて「全米レクリエーション・公園協会(NRPA)年次大会レジャー研究シンポジウム抄録にみる研究動向」を発表したが、その範囲を広げたものである。

II 研究目的

本研究の目的は、「2000年～2004年に発行された“World Leisure Journal”に掲載された投稿研究論文を整理・分析し、その動向探索を試みること」とした。各国の研究者たちの着眼点や方法・手法から今後の研究への示唆を得ようとした。ただし、各研究の内容に対する評価には及んでいない。

III 研究方法

1. 2000年～2004年に発行された“World Leisure Journal”の入手。
2. 掲載された119題の投稿研究論文から整理・分析に必要な項目を抽出しカード化。
3. 研究の領域分類は、全体を概観した上で適宜と思われる区分を施した。
4. 分析の項目は、①研究領域・対象の傾向、②数量的研究と質的研究の傾向、③研究方法(統計手法を含む)、④研究発表者の所属、⑤その他特記事項とした。

IV World Leisure Association と“World Leisure Journal”について

1952年、世界規模でレジャー・レクリエーションの振興に寄与することを目的に World Leisure and Recreation Association (WLRA) として創立。

2000年、各方面からの批判も出たが協会の名称から“Recreation”を削除した。また、創立以来長年カナダに置いた事務局を米国アイオワ州北アイオワ大学ウエルネス/レクリエーションセンター内に移す。

レジャー・レクリエーションに関わるおよそあらゆる分野からの会員を歓迎し、隔年で世界大会(World Congress)を開催、調査研究・スカラシップ・カウンセリング・訓練プログラムの提供、高度専門教育機関(WICE)の運営により促進を図る。世界各国から選ばれた理事会(Board of Directors)を最高意思決定機関として、会長、事務局長、副会長により運営がなされる。国連およびユネスコとの連携を図っている。

“World Leisure Journal”は、機関紙として年間4部発行される。従来は“World Leisure & Recreation”として発行され、2000年のVol.42, No.2より投稿研究論文に査読を加え、現行の研究機関誌としての体裁をより整えている。

V “World Leisure Journal” Vol42, No1～Vol46, No4 における投稿研究論文の動向

- 研究のテーマ・対象はバラエティーに富む。その中で、高齢者・青少年・社会的弱者（マイノリティー）を対象としながらレクリエーションの視座から健康・幸福の維持増進や社会性の向上および救済方策を導こうとする試みが目立った。
- 自国の社会情勢・問題を取り上げ、その実態紹介や問題解決を模索する研究が多い中、とくに欧州における近隣諸国・地域に及ぶ研究が混じる。（イギリス人研究者が関与する研究に多い傾向）
- 研究方法では、調査・実験による研究は 70 題（58.8%）、既存の資料・文献から情報を収集した上で考察しながら理論体系を導く形態は 49 題（41.2%）であった。
- 調査により研究を進めたものでは、数量的研究が 35 題（50%）、質的研究は 29 題（41.4%）、その両手法を駆使した研究が 6 題（8.6%）となった。
- 数量的研究では、質問紙を用い、比較的大規模な調査データを統計手法に基づいて解析している。その内 21 題（60%）が ANOVA を代表とする多変量解析を駆使する。
- 質的研究では、高齢者・青少年・障害者・社会的弱者を対象にする傾向があり、半構造的（semi-structured）面接ないし深層面接手法（in-depth interview）によって得た質的データを内容分析（content analysis）および恒常比較分析（constant comparison analysis）を施す研究方法が主体であった。
- 発表研究者の延数は 240 人となった。2 人による共同研究が 51 題（42.9%）と最も多く、単独研究は 48 題（40.3%）、3 人では 10 題（8.4%）、4 人以上が 10 題（8.4%）となり、10 人による研究も 1 題あった。
- 研究者の所属は大学が圧倒的で、民間機関 7 題、行政機関 2 題、個人の投稿が 2 題。所属機関の国・地域は 19 に及んだ。米国の研究者が最多で 59 人。英国 28 人。オーストラリア 27 人。カナダ 17 人。韓国 6 人。オランダ、ギリシャ、ニュージーランドの研究者がそれぞれ 4 人あった。
- アジア圏からでは、韓国の大学に所属する研究者と米国・オーストラリアの大学院に所属する中国人留学生による投稿研究が目立ったが、我が国からの投稿は無かった。

VI まとめと今後の課題

各国の研究者たちによる熱心な取り組みの一端を知ることができた。とくに、高齢者、障害者、青少年犯罪に代表される社会的な援助・救済を必要とするグループを対象として質的アプローチにより、研究者がより密接な立場で問題解決に取り組む姿勢に共鳴したい。

吉野林業地域における文化的景観の保全

○田中 伸彦 (独立行政法人森林総合研究所)

黒田 乃生 (筑波大学大学院人間総合科学研究科)

キーワード：文化的景観、吉野林業、奈良県川上村

I はじめに

わが国の野外レジャー・レクリエーション活動において、直接の利用対象として、あるいは間接的な環境要素として、国土の約3分の2を占める森林の果たす役割は大きい。このことについては、既存調査¹⁾で、わが国のレジャー・レクリエーション活動で大きなウエイトを占めているのは「自然の風景を楽しむこと」であると報告され、その自然の大部分を森林ないし森林を含む地域が占めていると指摘²⁾されている通りである。

また近年、里山の雑木林はもとより、人工林を対象に、市民による余暇時間の森林管理ボランティアが活発になりつつある³⁾。その結果、わが国では、人工林の保全に対する一般市民の関心や知識が以前に増して高まっている。

さらに、国際的な流れを見ると、1992年の第16回世界遺産委員会において、「人間が生活を通じて関わりあってきたあらゆる人文的・自然的要素の総体としての景観も遺産の概念に取り込むべき」という制度見直し⁴⁾の見解が示され、その結果、フィリピン・コルディレラの棚田を筆頭に、農林水産業に関わる伝統的景観が世界遺産に登録され始めた。この動きに対応して、文化庁は文化財保護法の一部を改正し、2005年4月1日から、「人と自然の関わりの中で作り出されてきた文化的景観」を、新たに「文化財」として保護の対象とするようになった。

以上の動向を鑑みると、伝統的林業地域の文化的景観を保全することが、野外レジャー・レクリエーション地域の空間計画という側面から、以前に増して重視されるべき時代になってきたことがわかる。そのため、伝統的林業地域が持つ文化的景観の価値を正しく認識し、適切に保全する方法を確立することが急がれている。

この様な必要性から、文化庁文化財部記念物課では、上述の文化財保護法の改正に先立ち、「農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究」を行なった⁵⁾。同調査では、農林水産業や伝統振興・芸術・習俗などに関わる文化的景観2,311件の一次調査対象地を審査し、表-1に示すとおり502件を二次調査の対象としてピックアップし、最終的に180件を重要地域として選択した。森林景観に限定して着目すると、伝統的林業地や海岸砂防林地帯などを中心に二次調査の対象に27件、重要地域として7件が選択されている(表-2)。そして、これら7件のうち、京都市・京北町の北山林業については詳細調査が行われている⁶⁾。

ところで、全国各地に散在する伝統的林業地域は、地域ごとに林業のしくみが異なり、それゆえに地域の風土に即した個性ある景観を生み出しているという事実がある。そのため、伝統的林業地域の文化的景観の保全については、全国一律のマニュアル作成は困難で、地域ごとに地域の個性に合わせた適切な保全のノウハウを蓄積することが重要になる。さらに言えば、同じ場所で営まれ続けた伝統林業といえども、数百年にわたる歴史の中では、絶えず技術革新が行われていて、昔からまったく同じ作業が引き継がれているわけではない。そのため、文化的景観のために守るものは何か、革新するものは何かについても考察する必要がある。

本調査研究は、以上の状況を踏まえた上で行われた。つまり、上述の文化庁調査の成果を念頭に、わが国の伝統的林業地域における文化的景観保全のための留意点・問題点について、地元の住民らがどのような考えを持っているのかを中心とした調査をとりまとめたものである。

表-1 「農林水産業に関する文化的景観の保護に関する調査研究」において二次調査の対象とした地域および重要地域の一覧表

分類	種 別	二次調査	重要地域
I	1 水田景観	134	35
	2 畑地景観	72	32
	3 草地景観	17	10
	4 森林景観	27	7
	5 漁場景観・漁港景観・海浜景観	37	10
	6 河川景観・池沼景観・湖沼景観・水路景観	48	9
	7 集落に関連する景観	57	13
II	1 古来より信仰及び行楽の対象となってきた景観	4	1
	2 古来より芸術の題材及び創造の背景となってきた景観	6	1
	3 独特の気象によって現れる景観	11	2
	4 習俗及び行事によって現れる景観	15	2
III	伝統的産業及び生活を示す文化財の周辺の景観	12	8
IV	I~IIIの複合景観	62	52
合計件数		502	180

注) I:土地利用に関するもの
 II:風土に関するもの
 III:伝統的産業及び生活を示す文化財と一体となり周辺に展開するもの
 IV:I~IIIの複合景観
 網掛け・太字は森林景観に関わる箇所

表-2 「農林水産業に関する文化的景観の保護に関する調査研究」において二次調査の対象とした森林

対象地域名	市町村	対象地域名	市町村
屏風山の黒松林	青森県つがる市	北山杉の林業景観	京都府京都市・京北町
車力村の海岸防災林	青森県つがる市	美濃山の竹林	京都府八幡市
七里長浜の防砂林	青森県五所川原市	下多古の森	奈良県川上村
吉田・馬洗場の漆植栽地	岩手県浄法寺町	吉野杉の林業景観	奈良県川上村
津山町の杉林	宮城県津山市	煙樹ヶ浜	和歌山県美浜町
能代の砂防林	秋田県能代市	釜心門の杉林	和歌山県田辺市
長木沢杉林	秋田県大館市	魚梁瀬の林業景観	高知県馬路村
矢立峠の秋田杉林	秋田県大館市	琴ヶ浜海岸	高知県芸西村
奥羽本線関根一号林	山形県米沢市	佐賀平野東部のハゼ	佐賀県みやき市
大洗海岸の松林	茨城県大洗町	赤坊の谷	長崎県東彼杵町
八溝山の杉木立	茨城県大子町	菊池川とハゼ並木	熊本県玉名市
山武杉のある景観	千葉県山武町	楠来のシタケホダ場	大分県国見町
宮島杉	富山県小矢部市	諸塚村のモザイク林相	宮崎県諸塚村
八田の松林	石川県白山市	注)網掛け・太字は、7箇所の重要地域をさす。	

II 対象・目的・方法

本研究の対象地は、奈良県吉野郡川上村である。川上村は、上述の「農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究」の森林景観部門において、2次調査対象の全27件のうち2件(吉野杉の林業景観、下多古の森)がエントリーされ、そのうち1件(吉野杉の林業景観)が重要地域に選定された。つまり、川上村は、林業という側面から文化的景観を考えた場合に、わが国で最も重要な地域の一つであると判断できる。

調査の目的は、その川上村を対象に、吉野林業の現状認識および、吉野林業を文化的景観として保全するための留意点・問題点を、地元住民の考えの中から明らかにすることにある。

方法としては、まず文献等の調査を行い、その上でフィールド調査による聞き取りを行った。具体的には、吉野林業や川上村に関する既存の調査文献を整理し、2005年7月に川上村現地における予備的情報収集を行った上で、2005年8月30日から9月2日にかけてフィールド調査に入った。調査対象は、村内の役場、教育委員会、森林組合、山守集落、吉野材販売促進協同組合で、インタビュー形式の聞き取りを行った。

III 吉野林業の特徴 6.7)

文献等の調査からまとめた吉野林業の概要・特徴を、以下に記述する。

吉野林業地域とは、広義には奈良県吉野郡全域を指す。ただし、吉野林業の成立の経緯を考慮すると、狭義には奈良県の中央部を東西に流れる吉野川の上流域にあたる今回の調査対象地の川上村を筆頭に、東吉野村、黒滝村の3村を指すことが一般的である。

吉野林業の特徴としては、①歴史の長さ、②育林方法のユニークさ、③山守制度など林業経営システムの特殊性の3点が挙げられる。

吉野地方の植林は、約500年前、室町時代の記録に遡ることが可能である。一般に吉野の樹木が大量に回るようになったのは、戦国時代に豊臣秀吉が吉野地方を領有し、大坂城や伏見城をはじめ城郭建築に木材が利用された頃である。その後、吉野地域は徳川幕府の直領となり、住民の生活は林業に支えられるようになった。以降、明治の近代化以後も、吉野地域はわが国の代表的林業地であり続けている。

吉野林業の育林方法の特徴は、密植・多間伐・長伐期にある。つまり、①1haあたり8,000-10,000本程度の極端な密植を行うこと、②弱度の間伐を数多く繰り返すこと、③80-100年程度という長伐期を採用し、立地条件の良いところでは200年を超える人工林が珍しくないことにある。この様な林業が発達した理由は、江戸期に酒樽などの生産を目的とし、年輪幅が狭く(1cmに8年輪以上)、均一な材の生産を尊重したためである。また、この様につくられた吉野の木材は住宅用材としても価値が高く、通直で節がなく、淡紅色の吉野杉独特の色味が評価され、市場で高値で取引されている。

また、林業経営システムについて、吉野林業には大きな3つの特徴がある。それらは、a.借地林業制度、b.村外森林所有者による経営、c.山守制度である。この吉野独特の林業経営システムは17世紀の終わり(元禄年間)に始まった。当時は木材生産による利益が低く、地元村民が生活を維持するために、村外の商・農業資本に依存し、村外森林所有者に山林の経営者になってもらうというシステムが生み出された。つまり、村民は自らを守るため、土地の所有権と使用収益権を分離して、借地林業制度を生み出した。

さらに、借地林業制度の発達と村外所有者への山林所有の移行に伴い、地元住民は山守制度という管理組織をつくり、自らが山守もしくは山守に雇用される山林労働者におさまった。山守制度とは、森林の委託管理制度であり、村外在住の所有者が、地元の山林近辺の集落に住む住民の中から信用のある者を選んで、保護管理を委託するというものである。山守は、所有者に代わって人夫を集め、これを指揮管理して森林管理を遂行し、管理報酬として日給・月給等でなく、立木の皆伐時に、3~5%が山守料としてうけとる。さらに山守の慣例として、立木が優先的に購入でき、木材流通にも従事して利益を得ることができる。つまり、山守の職務は、山林の保護管理から植栽、間伐等の労務者や資材の調達、労務者の指揮管理まで及び、山林所有者の伐採決定に対しても山守の発言権は大きい。

IV 結果と考察

フィールド調査による聞き取りで得られた論点は、下記の通り3つにまとめることができた。

(1) 育林体系の保全

吉野林業の育林体系については、いずれの調査対象者への聞き取りでも、今後とも密植・多間伐・長伐期という、3つの特徴を残すべきという見解で共通していた。

ただし、現在、森林の伐採後に未植栽・未成林の場所が見られるなど、育林体系維持の懸念材料が散見されるとの指摘が役場よりあげられた。この原因には林業不況と野生動物(シカなど)による食害が挙げられているため、山村振興策および野生生物の適正な管理施策が、吉野林業の文化的景観の保全のために必要になると判断できた。

また、育林体系の特徴を保全するためには林業の効率化や低コスト化が必要で、そのために林道・作業道の密度を増加させる必要があるとの指摘が森林組合からあげられた。さらに、密植・多間伐・長伐期という全国標準から見れば規格外の林業に対しても、国の補助金制度を受けやすくするなど、文化的景観保全のためサポートシステムを望む意見が役場などからあげられた。

(2) 林業経営システムの保全

林業経営システムの中でも、借地林業制度がすでに一部に見られる程度に縮小化していることは、文献等の

調査の段階から明らかであった。

また、山守制度は、今後大幅に見直される可能性があるという指摘が、役場、森林組合、山守集落、吉野材販売促進協同組合からあげられた。川上村では、近年の林業不況のもと、数 ha から数百 ha 規模の中小規模の山林所有者にとって、山守に委託する林業経営システムを維持し続けること自体が困難化しつつある。そして、中小所有者が大規模所有者に山林を売却する動きも進んでいる。また、この動きに伴い、山守への委託契約の解除などが発生し、山守の業務量の規模縮小が進んでいる。さらに、中小所有者が森林管理を森林組合に委託するケースも増加傾向にあり、一方大規模所有者は自前の管理要員を確保することも少なくない。そのため、余剰となった山守の新たな就業の場が必要で、例えば吉野材販売促進協同組合などを立ち上げ、木材に付加価値をつけて村外に販売する動きが見られるようになった。以上、林業経営システムについては、山守制度の転換などを通じて産業構造の変革を行いながら、林業景観を保全することが重要であると考えられた。

(3) 川上村全体を見据えた林業景観に対する考え方

川上村は林業地帯という役割に加えて、吉野川流域の水源地帯という役割も尊重すべきという意見が役場や山守の意見にみられた。従来、川上村は人工林で高名であるが、吉野川源流の大台ヶ原山を核とする台高山脈の原生林地帯を村内に有している⁸⁾。そのため、川上村内の森林の約3割は天然林である。吉野地域の林業景観の保全では、人工林はもとよりこれら天然林を含めた統合的な景観管理が、今後重要になると考えられた。

さらに、川上村では下多古の森や水源林などの重要な森林を村有林として購入したほか、村有林で森林認証(SGEC)を取得するなど、持続可能な森林管理に向けた積極的な姿勢が見られた。この様な、環境と調和した森林経営の推進を私有林にも拡大することが、今後の文化的景観の保全のためには肝要であると考えられた。

V 結論

以上、川上村の聞き取り調査から、吉野林業地域における文化的景観の保全を推進するためには、育林体系の保全は従来通り進める必要があるが、山守制度などの林業経営システムについては、軌道修正を行い、システムを変更させながら地域の林業景観を守っていく必要があるという認識にあることが結論づけられた。

加えて、水源林としての吉野の意義など、林業以外の森の役割にも留意した森林管理を行うことが共通認識として村内にあることが確認された。さらに村が率先して公有林の買い取りや、森林認証を取得し、500年の歴史を持つ林業地帯の持続可能性に対する信用をさらに高める考えにあることが確認できた。

VI 謝辞

本研究を行うにあたり、奈良県川上村産業振興課の泉谷隆夫氏をはじめ、同村内の関係者の方に大変お世話になりました。紙面を借りて感謝の意を表したいと思います。また、本研究は(財)日本生命財団平成16年度一般研究費「文化的景観としての森林景観の保全活用に関する調査研究(代表：黒田乃生)」の一環として行われました。

引用文献

- 1) (社)日本観光協会：観光の実態と嗜好(第17回), p332, (社)日本観光協会, 1997
- 2) (社)日本造園学会：ランドスケープ体系 第5巻 ランドスケープエコロジー, p95, 技法堂出版, 1999
- 3) 山本信次編：森林ボランティア論, 345pp, J-FIC, 2003
- 4) 農林水産業に関連する文化的景観の保全・整備・活用に関する検討委員会：農林水産業に関連する文化的景観の保護に関する調査研究(報告), 97pp, 文化庁文化財部記念物課, 2003
- 5) 文化庁文化財部記念物課：日本の文化的景観, p300-305, 同成社, 2005
- 6) 奈良県林政課ホームページ <http://www.pref.nara.jp/rinsei/sinrinringyou/yosino/>
- 7) 川上村史編纂委員会：川上村史 通史編, p429-487, 川上村教育委員会, 1989
- 8) 藤田佳久：吉野林業地帯, p390, 古今書院, 1998

国民休暇村における眺望景観の形成とその特徴

加治 隆（日本アメニティ研究所）

1. 研究の背景と目的

国民休暇村(平成 13 年(2001)に「休暇村」と改称。以下「休暇村」とする。)は、国立・国定公園の集団施設地区計画に基づいて宿泊施設を中心に園地、野営場、スキー場などを整備し、国民の風景観賞、休養、野外レクリエーションに資する公園利用の拠点である。休暇村は昭和 36 年(1961)から国および都道府県並びに(財)休暇村協会が整備し、管理運営は(財)休暇村協会が行なっている。現在、全国に 36 ヶ所あり、平成15年度の休暇村における利用者数は 447 万 7 千人に及んでいる。休暇村(集団施設地区)に関する研究としては、休暇村の計画に関する研究¹⁾、集団施設地区の立地タイプの研究²⁾、集団施設地区の景観に関する研究³⁾、休暇村におけるインタープリテーションに関する研究⁴⁾、休暇村の空間構造に関する研究⁵⁾などがあるが、休暇村の眺望景観に関する研究はなかった。本研究は、全休暇村を対象とし、その眺望景観の形成とその特徴及び視点場について考察することを目的とした。

研究の方法は、休暇村の地形図、計画図の収集と整理、現地調査による視点場からの視覚分析を行うことにより休暇村の眺望景観の形成要因を明らかにするとともに、視点場づくりの技術的手法などについて検討した。

2. 休暇村の眺望景観

(1) 分析方法

分析には主に五万分の一の地形図、二万五千分の一地形図及び休暇村計画図(五千分の一)も補完的に参照した。定量分析としては、各休暇村における視点の位置を定め、視点から視対象の可視性を判断した上で主要な視対象を抽出し、視距離、比高、視角(仰角、俯角)の計測を行い、視覚分析を行った。

①視点と主要視対象の選出

視点の位置(視点場)は、宿舎が全般的に休暇村のほぼ中心部に位置していることから宿舎の玄関地先とした。視対象は、筆者が各休暇村の視点に立ち、そこから可視できる山岳、島嶼、構造物、水面などの中から1または2の視対象を選び、これを主要視対象とした。主要視対象は、山岳など陸域におけるもの 21 ヶ所、島嶼、海面など海域におけるもの 32 ヶ所、合計 53 ヶ所を選出した。

②分析項目

a. 視距離は、視点から可視できる視対象までの水平距離を視距離とし、地形図によりその距離を計測した。

b. 視角(俯仰角)

視角(俯仰角)の計測は、①山岳・島嶼・構造物の場合は視点と山岳、島嶼の山頂部(構造物はその中央部)との標高差、②海(湖)面の場合は視点と手前の海(湖)岸線との標高差を計測し視距離で除して視角を算出した。なお、視覚分析にあたって俯角および仰角の判断標準を次の通りとした。

俯角は、主に水面(海および湖面)の眺望を主題とするため、10° 以上の場合は断崖感を感じさせるものとし、2° 以下の場合を広大な開放感を感じさせるものとした。

仰角は、特に 5° 以下の場合は容易に山岳など山容全体が見え、スカイラインが視覚的に卓越した重要性をもつという知見から 5° とした。⁶⁾

(2) 眺望景観の特徴

視対象は表-1 に示した通り 53 ヶ所である。このうち俯角の視対象は 26 ヶ所で、4 ヶ所の島嶼を除きすべて海(湖)面である。仰角の視対象は 27 ヶ所で、構造物の 2 ヶ所以外はすべて山岳である。

①俯角

俯角による視点場からの視対象の見え方は、図-1 に示した通りである。一般的に海(湖)面を視対象とする俯瞰景

表一 立地標高と視対象の視角及び景観保護状況

立地標高 区分(m)	休暇村	視点の標高 (宿舎位置) (m)	主要視対象	視 角			景観保護状況	
				(俯角° -) (仰角°)	俯角	仰角	特別保護 地区	特別地域 (第1,2種)
1,000~	兼鞍高原	1,595.0	兼鞍岳	14.9	●	●	◎	
	日光湯元	1,483.6	湖	-0.15	●			①
	鹿沢高原	1,376.2	新産沢温泉	-3.9	●			②
	茶臼山高原	1,240.0	茶臼山	16.7	●			②
1000 500	那須	1,217.3	朝日岳	14.4	●	●	◎	
	吾妻山	999.0	吾妻山	19.6	●			①
	大山鏡ヶ成	915.0	鏡ヶ山	13.2	●		◎	
	磐梯高原	826.1	磐梯山	6.8	●	●	◎	
	妙高(五疊杉)	785.8	妙高山	17.3	●		◎	
	田沢湖高原	785.0	乳頭山	9.4	●			
	岩手網張温泉	772.8	高倉山	8.5	●			
	富士	679.1	富士山	10.9	●		◎	○
	南阿蘇	643.0	高岳	8.9	●		◎	
	森山高原	535.2	上森山	7.3	●			①②
500 100	帝釈峽	489.5	御神山	2.1	●			
	讃岐五色台	374.9	①海	-1.5	●			
			②瀬戸大橋	-2.2	●			
	羽黒	312.0	p 356	3.6	●			②
	支笏湖	286.3	①湖	-3.6	●			
			②真盛岳	5.9	●			①
	雲仙	260.0	①海	-5.3	●			
		(諏訪湖)220	②雲仙岳	5.3	●			①
	佐渡	120.0	①海	-22.9	●			
			②野峰	-2.1	●			①②
100 50	紀州加太	106.0	①海	-12.1	●			
			②沖ノ島	0.1	●			②
	近江八幡 (宮ヶ浜)	85.3	①湖	-0.09	●			②
			②沖ノ島	3.1	●			①
	陸中宮古	73.6	①海	-14.0	●			
			②日出島	-0.6	●		◎	
	瀬戸内東予	70.0	①海	-13.3	●			
			②石鏡山	4.5	●			①
	竹野海岸	66.7	①海	-12.7	●			
			②箱崎	2.7	●		◎	
~50	南淡路	59.0	①海	-11.3	●			
			②鳥門大橋	-0.1	●			②
	南紀勝浦	51.8	海	-14.8	●			
	越前三国	30.0	海	-3.4	●			
	気仙沼大島	25.0	①海	-14.2	●			
			②小前見島	0.6	●			①
	志賀島	11.0	①海	-3.1	●			
			②玄海島	2.2	●			②
	能登千里浜	10.2	海	-1.5	●			
	大久野島	6.6	①海	-1.9	●			
		②小久野島	4.0	●			②	
~50	南伊豆	6.0	①海	-3.4	●			
			②弁財天岬	2.6	●			①
	伊良湖	3.0	①海	-0.4	●			
			②宮山原始林	3.3	●			②
	指宿	3.0	①海	-1.7	●			
			②知林ヶ島	1.9	●			②
館山	2.3	①海	-1.3	●				
		②大房岬	0.6	●			②	
			53	26	27			

1) 休暇村の立地と眺望景観の形成

休暇村が建設される以前の集団施設地区は、温泉集落地や国有林野などを含む土地を集団施設地区として整備した。そのため、公園専用の施設用地はなく、しかも施設整備予算は少額で、施設は質量ともに貧弱であった。しかし、昭和30年代の急激な自然公園利用の増大によって施設の抜本的な改善を図る必要に迫られた。その対応として、国(厚生省)は昭和35年(1960)に新たなタイプの集団施設地区として「国民休暇村」の建設を構想した。従来の集団施設地区に欠けていた公園専用地の確保、低廉な宿泊施設の設置、地域の自然環境を活かした野外レクリエーション施設を備えた「理想的な集団施設地区」を全国の国立・国定公園の中から選定しようとしたのである。この構想に対し、関係地方

は、視界がひらけパノラミックな景観が眺望できる。俯角が10° 以上の場合は宿舎前面の急斜面を通して海面を眺望することができ、南淡路など8カ所の休暇村がこれに該当する。俯角が最も大きい佐渡(22.9°)は半島の先端部に立地しているため断崖景観と広大な海洋を眺望できる。俯角が2° 以下の休暇村は大久野島など11カ所あり、俯瞰景は小さいが海との一体感を感じさせる眺望景観となっている。また、主要視対象が島嶼の陸中海岸、佐渡、讃岐五色台などの場合は、俯角は2° 前後で海域における点景的な眺望景観を形成している。

② 仰 角

仰角による視点場から視対象の見え方は図-2に示した通りである。俯角を主体とする眺望景観は開放的であるのに対し、仰角を主体とする景観は限定的、閉鎖的である。仰角5° 以下の視対象をもつ休暇村は瀬戸内東予など13カ所である。これら視対象に対する視線はスカイラインから空にかけて集まり、山腹への意識が弱くなることで、まとまりのある景観を捉えることができる。仰角5° ~10° の視対象をもつ休暇村は雲仙など8カ所、10° 以上は富士など6カ所である。最大の仰角は吾妻山の19.6° で、山を目前に仰ぎ見る眺望景観となっている。以上、休暇村には俯角および仰角の視対象がほぼ同数あり、これらの視対象を主体とする眺望景観は休暇村の利用者に広大で快適な空間の享受と緊張感ある山岳風景の観賞に貴重な場を提供していることが明らかになった。

3. 眺望景観の形成に関する考察

休暇村における眺望景観の形成要因を、休暇村の立地過程や視点場の造成手法から考察を行った結果は次のとおりである。

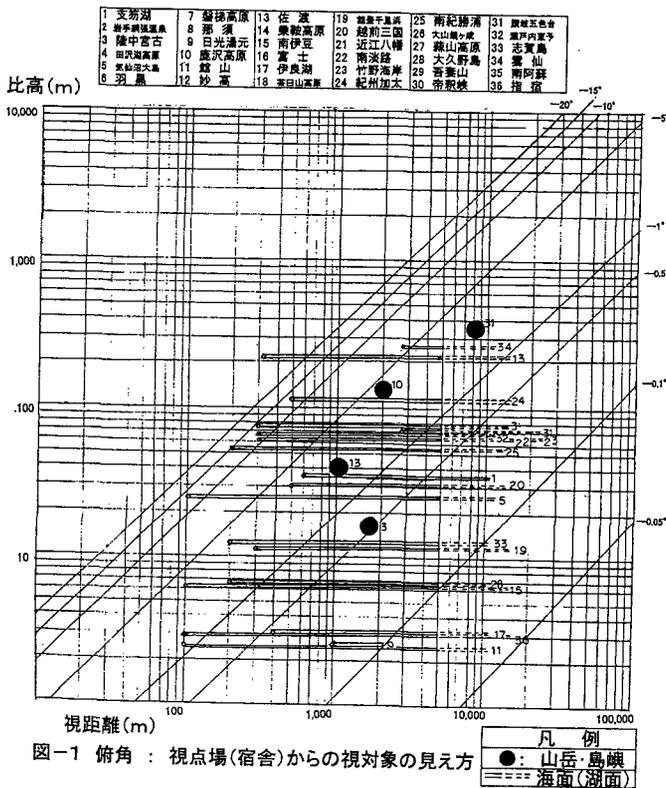


図-1 俯角 : 視点場(宿舎)からの視対象の見え方

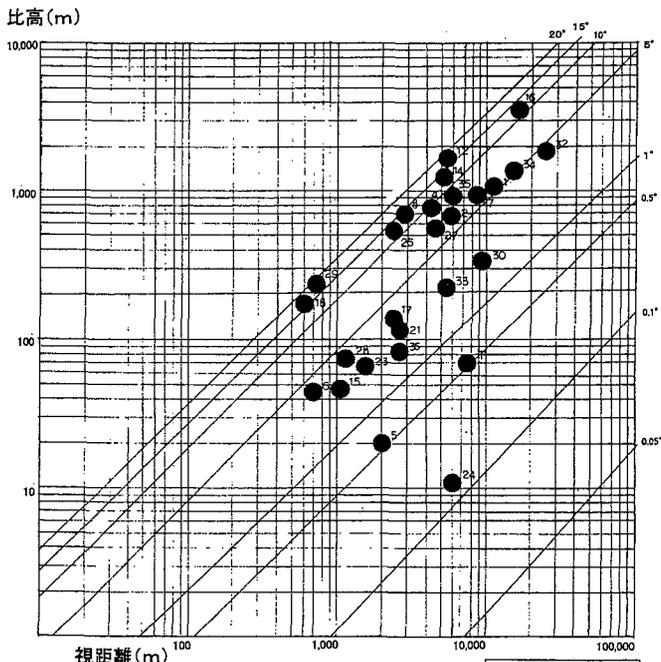


図-2 仰角 : 視点場(宿舎)からの視対象の見え方

公共団体は未開発地域の開発のため休暇村の土地提供や基盤整備に積極的に協力し、その結果、休暇村は海浜部から山岳部へと多様な自然環境地に整備されることになった。その立地状況は図-3 に示した通りである。

標高別に休暇村の設置カ所をみると、①標高 500m以上の山地に立地した休暇村は蒜山高原など 14 カ所、②標高 100m から 500mの丘陵地では紀州加太など 7 カ所、③標高 100m以下の海浜地域には陸中宮古など 15 カ所である。①に該当する休暇村は仰角の視対象を主体とする仰観景を、③に該当する休暇村は俯角の視対象を主体とする俯瞰景を形成していることが認められる。

一方、休暇村の地形は羽鳳および日光湯元は谷底部にあるが、その他の休暇村は山地、丘陵地の山頂面または緩斜面にあり、この地形的条件が休暇村のすぐれた眺望景観を形成する基盤的要素であることが認められる。

また、視対象の景観的な評価をみるために、視対象が国立・国定公園の保護規制計画上いかなる保護対象として位置づけられているかを調査した。その結果は表-1 に示した通りである。山地、島嶼など 36 の視対象のうち国立・国定公園のすぐれた風致景観として特別保護地区に指定されている視対象は、乗鞍高原の乗鞍岳、那須の朝日岳、磐梯高原の磐梯山など 9 カ所の休暇村でみられる。特別地域に指定されているものは湯元湖(日光湯元)、吾妻山(吾妻山)、上蒜山(蒜山高原)など 22 カ所である。

このように視対象の 86%が国立・国定公園の保護すべき「すぐれた風致景観地」であり、この実態は休暇村の質の高い眺望性を実証するものである。

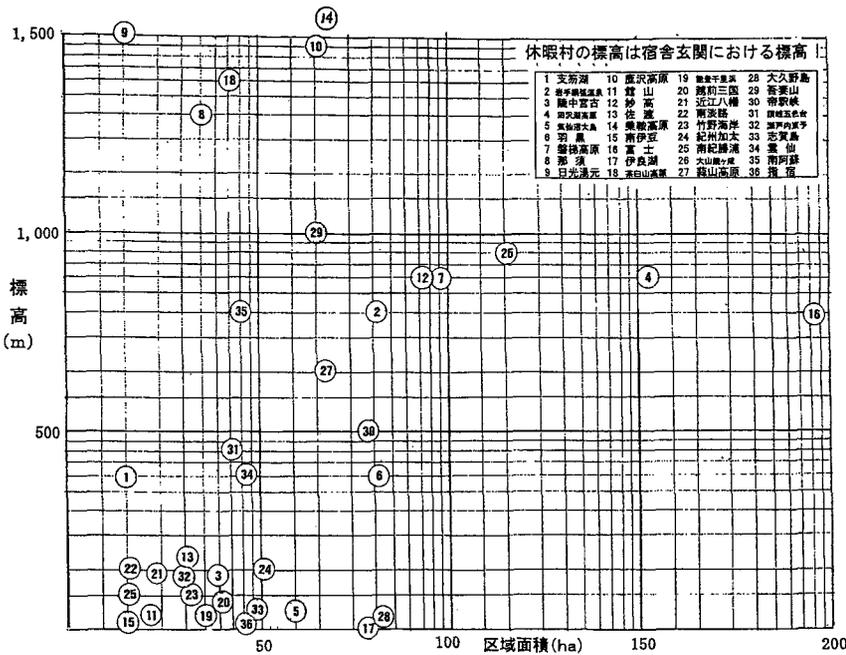


図-3 休暇村の標高及び区域面積

周辺を芝生または疎林の園地として良好な眺望空間とすること、など視点場の整備に配慮していることが明らかになった。また、宿舍は、「日の出」、「日の入り」など、動的な風景観賞の視点場として利用されている。陸中宮古、南紀勝浦など太平洋側の休暇村は「日の出」観賞を楽しめるロビーや食堂の配置、陸中宮古では元旦の日の出遥拝のために宿舍の屋上を休暇村利用者はもとより近隣の人々の視点場として開放している。一方、「日の入り」については能登千原浜、志賀島など日本海側の休暇村では、宿舍の前面を芝生化、疎林化して夕日を充分観賞できるよう環境整備が行われている。このように休暇村は地域の特色ある自然風景を観賞する視点場として整備されていると指摘することができる。

4. まとめ

本研究では、全休暇村を対象に、眺望 景観の形成とその特徴を明らかにすることを目的とした。調査の結果、①視点場(宿舍)から眺望できる主要な視対象は 53 か所あり、その俯角の視対象と仰角の視対象はほぼ同数である。したがって、休暇村の眺望景観は、広大で快適な水面景観と緊張感ある山岳景観で構成されていることが特徴であること。②すぐれた眺望景観の要因は、視対象の大部分は国立・国定公園の特別地域または特別保護地区に指定されていることにあることを明らかにした。また、視点場(宿舍)の設定にあたっては視対象とのピスタの確保に配慮し、その維持によって常時すぐれた風景観賞が行われていることを指摘した。

参考文献

- 1) 堀繁・植田明浩・篠原修(1990): 国民休暇村にみる自然公園集団施設地区の計画思想、造園雑誌、53(5)、1-186
- 2) 番匠克二・堀繁(1991): 集団施設地区にみる国立公園の利用拠点の考え方とその変遷、造園雑誌、55(5)、247-252
- 3) 樋口忠彦(1976): 国立公園集団施設地区の景観についての考察、国立公園、325、11-17
- 4) 油井正昭、古谷勝則、木曾次郎(1996): 国民休暇村におけるインタープリテーション活動に関する研究、千葉大学園芸学部学術報告書、第50号、135-148
- 5) 加治隆(2004): 休暇村の立地過程と野外レクリエーション空間構造及び利用形態の特徴、レジャー・レクリエーション研究、第52号、23-36
- 6) 樋口忠彦(1975): 景観の構造、技報堂、41-63
- 7) 沈 悦、熊谷洋一、下村彰男(1995): 中国西湖の景観構成とその形似に関する研究、ランドスケープ研究、58(5)、157-60

(2) 視点場づくりの考え方

休暇村における中心施設は宿舍である。したがって、宿舍は休暇村内の利用の動線、形態を制御するうえで最も適切な場所に設けられる。設置場所は休暇村周辺の自然風景を十分に観賞ができる位置に選定されている。宿舍の位置決定にあたっては、①宿舍のロビーや客室から山岳、海面など主要な視対象が常時眺望できるように宿舍の軸線を視対象に直角に交差すること、②宿舍と視対象との通景線を確保するため宿舍

第35回日本レジャー・レクリエーション学会大会 ポスター発表演題

■ 会場／本館 2階 202 教室

開場時間 11:00～15:00

指定発表時間 11:40～12:30

- P-1 楽しむって何？セラピューティックレクリエーション
マーレー寛子（平安女子学院大学）
茅野 宏明（武庫川女子大学）
岸田 圭代（高槻荘）
田島 栄文（甲子園短期大学）
- P-2 興望館学童キャンプに集う学生ボランティアへの研修の効果
五十嵐美奈（社会福祉法人興望館）
野原 健治（社会福祉法人興望館）
高橋 伸（国際基督教大学）
- P-3 三鷹市「緑のボランティア講座」活動報告
佐野 光昭（三鷹市緑と公園課）
濱野 周泰（東京農業大学）
西村 直人（東京農業大学）
麻生 恵（東京農業大学）
- P-4 環境学習のための富良野研修ツアー報告
濱野 周泰（東京農業大学）
二階堂由紀（東京農業大学）
牧 昌代（東京農業大学）
栗田 和弥（東京農業大学）
- P-5 尾瀬ヶ原を事例としたレクリエーション空間と利用者属性からみた利用計画のあり方について—ROS（レクリエーション利用区分プログラム）の概念を用いて—
津田 智匡（東京農業大学）
金子良知夫（東京農業大学）
下嶋 聖（東京農業大学）
麻生 恵（東京農業大学）
- P-6 富士箱根伊豆国立公園箱根地域における展望施設の実態と評価
園部真依子（千葉大学）
古谷 勝則（千葉大学）
油井 正昭（桐蔭横浜大学）
- P-7 二次草原における環境保全ボランティアの参加意識において—阿蘇野焼き支援ボランティアを対象として—
牧 安奈（東京農業大学）
麻生 恵（東京農業大学）
栗田 和弥（東京農業大学）
- P-8 市民参加・NPOによる自然環境の保全管理の課題に関する調査研究
栗田 和弥（東京農業大学）
- P-9 利根川上流域における「武尊100散歩トレイル」の市民による整備・運営計画について
岸 昌孝（非営利特定活動法人利根川上下流連携支援センター）
栗田 和弥（東京農業大学）
- P-10 山形県金山町における周辺環境や住民の属性の違いと景観認識に関する調査研究
山下賢太郎（東京農業大学）
朝日 隆太（東京農業大学）
麻生 恵（東京農業大学）
- P-11 自然公園の利用計画から見た乗鞍山麓五色ヶ原の利用システムについて
川口 香（東京農業大学）
下嶋 聖（東京農業大学）
麻生 恵（東京農業大学）
- P-12 サガルマータ（エベレスト）登山がベースキャンプに及ぼす環境影響についてのシミュレーションの試み
下嶋 聖（東京農業大学）
島田 沢彦（東京農業大学）
佐貫安希子（東京農業大学）
入江 満美（東京農業大学）
麻生 恵（東京農業大学）
- P-13 町田市きつねくぼ緑地における市民参加型管理運営活動と参加者の意識
薄井 美江（東京農業大学）
山内 良豊（きつねくぼ緑地愛護会）
麻生 恵（東京農業大学）
- P-14 小笠原国立公園における適正な利用ルールの導入に向けた現状と課題
井上 麻美（東京農業大学）
下嶋 聖（東京農業大学）
一木 重夫（小笠原ホエールウォッチング協会）
麻生 恵（東京農業大学）

ポスター発表 概要

P-1

楽しむって何？ セラピューティックレクリエーション

マーレー 寛子（平安女子大学学院大学） 茅野 宏明（武庫川女子大学）
岸田 圭代（高槻荘） 田島栄文（甲子園短期大学）

セラピューティックレクリエーションという言葉が、福祉現場に入ってきて久しい。しかし本当に意味を理解し、活用されているかという疑問が残る。今回、このポスター発表の場を借り、全米セラピューティックレクリエーション学会が出したセラピューティックレクリエーションに関する説明のパンフレットを学会の許可を得て、TR研究会のメンバーが翻訳し、日本の現場にできる限り即し、理解しやすいものに作成してみたものを発表させていただく。より多くの人たちがセラピューティックレクリエーションを理解し、現場での活用が広がっていく一つのステップとなることを目的とする。

P-2

興望館学童キャンプに集う学生ボランティアへの研修の効果

五十嵐 美奈（社会福祉法人興望館） 野原健治（社会福祉法人興望館）
高橋 伸（国際基督教大学）

興望館は地域に根ざした福祉を展開する「セツルメント」として、児童厚生施設、保育園、児童養護施設を運営している。青少年健全育成事業である夏期学童キャンプには約百人の小学生と三十人の学生ボランティアが参加し、「遊びの三間」が奪われたと言われている子ども達にとって、生活を共にしながら社会性や人間性、何よりも「楽しむ」ことの喜びを育む大切な場となっている。子ども達の生活背景が複雑になる一方、学生自身も生活・社会体験が不足しており、遊びやゲームを通して楽しむことの意味を実感できていない場合が多い。この為、キャンプ研修は講義型からワークショップやレクリエーションを取り入れたプログラムに移行し、4年前には継続的な研修・ボランティア実践の母体として青年会が形成された。このような継続性のあるボランティア活動と研修の実践は学生たちの自己実現を促し、それぞれの自尊心の向上に貢献しうることが学生たちの感想からうかがえる。

P-3

三鷹市「緑のボランティア講座」活動報告

佐野 光昭（三鷹市緑と公園課） 濱野 周泰（東京農業大学）

西村 直人（東京農業大学） 麻生 恵（東京農業大学）

自治体が緑地の維持管理に費やす労力と費用は、省力、省コストの傾向が強くなってきている。緑地の利用促進や機能の充足を促すと、その負担は増加する。このような状況の中で自治体はボランティアを導入した管理により公共財産としての緑地の価値を高めようとする動きが起きている。三鷹市も市内の緑地管理を市民との協働により実施するために、その組織づくりを行っている。三鷹市緑と公園課が主幹となり平成16年に第1回の緑のボランティア講座を開催した。プログラムは10月から12月の間、午前中講義、午後実技という内容で6回開催した。初回はコマツナの種蒔きを行い植物を取り扱う意識を鮮明化させた。徐々に1本の樹木の剪定から樹林管理としての林床の刈払い、間伐に至るまで内容を専門特化し第6回の講座で終了した。受講者には三鷹市長と講座主任との連名による修了書が授与された。

P-4

環境学習のための富良野研修ツアー報告

濱野 周泰（東京農業大学） 二階堂由紀（東京農業大学） 牧 昌代（東京農業大学）
栗田 和弥（東京農業大学）

全国の小中学校や高等学校などで総合学習あるいは、週休二日制の導入に伴い学校外での様々な体験・自然学習の活動が行われている。北海道富良野市では、全国に先駆けて林野庁の森林管理署と教育機関との間で協定が締結され、「遊々の森」を開放している。発表者らは芦別岳の登山口である「遊々の森」を含む場所での宿泊所に滞在し、富良野の里山と東京大学北海道演習林において、環境教育のプログラムを実践した。東大演習林は、森林の生態系を維持するため、林分施業法が行われ健全な森林が持続されている。現地を訪れ、現実に触れることは、文献情報を具体化させることにつながった。北海道の植生、地域特有の樹種、植物分布を把握し理解することに大きく貢献した。環境を理解することは、実物を体験することが重要であり、環境学習の場として森の仕組みを体験することは、物質循環の根底を知ることとなったのでここに報告する。

P-5

尾瀬ヶ原を事例としたレクリエーション空間と利用者属性からみた利用計画のあり方について—ROS（レクリエーション利用区分プログラム）の概念を用いて—

津田 智匡（東京農業大学） 金子 良知夫（東京農業大学）

下嶋 聖（東京農業大学） 麻生 恵（東京農業大学）

自然公園の利用者は個人の目的にあったレクリエーション空間を求め来訪する。本研究の対象地である尾瀬ヶ原は日本有数の山岳観光地であり多様な利用がなされている。山岳地域がもつ本来の自然の静寂さを求める利用者にとって、混雑感、利便性、施設整備状況などから自然体験の質の低下が生じ問題となっており、尾瀬ヶ原利用者は実際どのようなレクリエーション空間を求めているか把握する必要がある。

そこで本研究はROS（レクリエーション利用区分プログラム）の概念を用いて利用者の望むレクリエーション体験をいくつかに分類し、分類されたレクリエーション体験ごとに利用者属性を明らかにする。調査結果より利用者の望むレクリエーション空間と利用者属性との関係から、利用計画について考察する。

P-6

富士箱根伊豆国立公園箱根地域における展望施設の実態と評価

園部真依子（千葉大学） 古谷勝則（千葉大学） 油井正昭（桐蔭横浜大学）

景観利用は自然公園の利用目的の醍醐味である。現在、自然公園のあり方に対する見直しの動きが活発になっており、景観利用を積極的に促す展望施設の整備について取り扱うことは重要といえる。そこで、本研究では展望施設の場の持つ特性を維持し改善するための基礎情報を整理することを目的とした。対象地には展望施設を多く有する富士箱根伊豆国立公園の箱根地域を選定し、展望施設の立地状況、景観構造、維持管理状況の現状を明らかにして、その課題を整理した。

展望施設の景観の構造としては、俯瞰景と仰瞰景があり、俯瞰も仰瞰も楽しめるコンケイブ地形が多く見られた。維持管理状況としては、樹木や雑草の伸長によって本来の視界が確保できていない、視軸線が失われている、展望施設までのアプローチ環境が悪化している等の課題が見られた。今後の対策として、視対象等の景観構造を考

慮に入れた維持管理計画の必要性が明らかになった。

P-7

二次草原における環境保全ボランティアの参加意識において－阿蘇野焼き支援ボランティアを対象として－

牧 安奈（東京農業大学） 麻生 恵（東京農業大学） 栗田和弥（東京農業大学）

本研究が対象とする二次草原を保全するためには、人の手による維持管理が必要である。しかし近年、産業構造の変化や地域社会の変容により、二次草原を支えてきた畜産業などの人の営みが衰退し、草原面積の減少や生物多様性の低下などの問題が顕在化してきている。日本最大の草原面積をもつ阿蘇くじゅう国立公園では、地域住民や行政、専門家、ボランティアなどの多様な主体が関わって草原の保全に取り組んでいる。その中のひとつの役割を担っている、ボランティアによる草原維持管理活動は、現在の二次草原の維持管理になくてはならないほどにその必要性を高めており、この活動を持続していくためにもボランティアの人々の意識を明らかにする必要があると考える。そこで本研究では、阿蘇地方の草原維持活動に参加するボランティアを対象とし、二次草原における環境保全ボランティアの意識について明らかにすることを目的とした意識調査を行った。（393文字）

P-8

市民参加・NPOによる自然環境の保全管理の課題に関する調査研究

栗田和弥（東京農業大学）

市民参加やNPOによる自然環境の保全管理が、その活動の必要性和共に実効性が社会的に認められるようになり、今後も担い手としての役割が重要視されるといえよう。しかし、自然環境そのものに対する効果や活動の継続性の確保な未知の点も多い。そこで本論は、活動対象としての自然環境（フィールド）と、市民参加やNPO等の活動主体に着目し、それぞれの課題を明らかにすることを目的とした。まず、文献調査（日本造園学会誌・環境情報科学論文集など）に掲載された論文に基づいてレビュー

を実施し、それぞれの研究で取り上げられた対象地の自然環境と、そこでの研究結果として明らかになった市民参加やNPOの課題を抽出した。つづいて、自然環境およびそれらの課題を整理し、解決すべき点について、延いては今後課題となりうる点について体系的に示し明らかにした。

P-9

利根川上流域における「武尊100散歩トレイル」の市民による整備・運営計画について

岸 昌孝（非営利特定活動法人利根川上下流連携支援センター）

栗田 和弥（東京農業大学）

わが国の多くを占める二次的自然環境の適切な保全管理の必要性が問われている。また同時に、余暇時間の増加や余暇活動の多様性に伴って市民の自然体験への嗜好や健康志向、環境学習への関心の高まりなどによる登山やウォーキングはますます注目されると考えられる。そこで「保全管理」と「歩き」を組み合わせた新しいしくみによる自然環境の賢明な活用をする実践の一つとして、群馬県利根川上流域に位置する武尊山（ほたかやま）の中腹を一周する形で100kmの歩道を整備・運営する「武尊100散歩トレイル」計画がある。本稿はその事例を紹介し、多様なステークスホルダーと実施する主体（整備・運営に関わる市民（地域住民・活動参加者）、行政（林野庁・市町村等）、NPO（利根川上下流連携支援センター）、その他支援者（民間企業等））の連携について報告する。

P-10

山形県金山町における周辺環境や住民の属性の違いと景観認識に関する調査研究

山下 賢太郎（東京農業大学） 朝日 隆太（東京農業大学）

麻生 恵（東京農業大学）

近年、農村景観やその構成要素に対する関心の高まりとともに、それを活用したまちづくりが全国各地で見られるようになってきており、そのためには住民の景観認識を把握する必要がある。本研究では、研究室の活動として、全国でも先駆けて景観政

策を中心にまちづくりを進めている山形県金山町を対象とし、景観認識に関わる調査を実施した。金山町が制定した景観条例によると、町内を中心地である景観形成区域と、その周辺部の景観形成区域外とに分けている。調査方法として、町内をまちづくりへの取り組みや周辺環境に違いが見られる4区域（景観形成区域を含むのはその中の1区域）に分類し、住民の町内全般にわたる景観認識や景観政策の柱である金山式住宅について、ヒアリング調査を行った。その結果、全4区域において、景観形成区域外の指摘が景観形成区域を上回っており、金山町住民の景観認識は、景観形成区域外の風景や場所のほうが高いことが分かった。

P-11

自然公園の利用計画から見た乗鞍山麓五色ヶ原の利用システムについて

川口 香（東京農業大学） 下嶋 聖（東京農業大学） 麻生 恵（東京農業大学）

自然公園は自然の保護と利用の促進を目的としている。しかし、過剰利用による自然への負荷や自然体験の質の低下が問題となっており、様々な場所で適正な利用について検討がなされている。海外の自然公園等で多く実施されているガイド付きのツアーや案内を行う形式が近年、注目されている。岐阜県・高山市に位置する乗鞍山麓五色ヶ原では、地域の自然を保護し、適正な利用を図ることを目的として、2004年より入場者に対して独自のルールを決め、それに基づく利用を提供している。内容は、入場制限、ガイドの同行、入場料の徴収、ガイドブック配布等である。本研究では、五色ヶ原独自利用システムの事例を紹介するとともに、ガイド（森の案内人）を対象とし、案内を行う際の適正なグループの人数や利用システムに関する案内人の意識調査を行い、結果報告を行う。今後、他の自然公園等で、利用について計画や管理・運営を検討する際の一資料となることを目的とする。

P-12

サガルマータ（エベレスト）登山がベースキャンプに及ぼす環境影響についてのシミュレーションの試み

下嶋 聖（東京農業大学） 島田 沢彦（東京農業大学）
佐貫 安希子（東京農業大学） 入江 満美（東京農業大学）
麻生 恵（東京農業大学）

エベレスト・ベースキャンプはエベレスト登山活動の利用拠点である。近年ヒマラヤ登山の大衆化を背景に登山者が集中するようになり、環境悪化が懸念されている。エベレストにおける環境問題の解決策として地域の環境保全と経済発展の両立を視点にした「持続可能な環境保管理支援システム」を構築することが必要である。具体的には、①エベレスト登山者及び周辺地域の観光客の利用実態のGISデータ化、②環境モニタリングを行い、登山活動や観光開発によって変化したヤクの利用実態と自然環境および社会環境への環境負荷の定量化、③適切な利用計画策定のため、GISを活用した環境破壊のメカニズムを把握するプログラムの作成である。一連のシステムを構築するための試みとして、本研究ではGISを活用しベースキャンプにおける環境破壊が生じるメカニズムを把握し、過去50年間に排出された有機物の量についてのシミュレーションを行った。

P-13

町田市きつねくぼ緑地における市民参加型管理運営活動と参加者の意識

薄井 美江（東京農業大学） 山内 良豊（きつねくぼ緑地愛護会）
麻生 恵（東京農業大学）

町田市鶴川地区に位置する「きつねくぼ緑地」（1.1ha）は、町田市内で3番目の市民参加型緑地として1996年にオープンした。住宅地の中にありながら周囲には多摩丘陵の雑木林が残され、また中央部の広場では地域に密着した様々な活動が展開されている。特に、緑地の管理運営組織として「きつねくぼ緑地愛護会」が組織され、行政（町田市公園緑地課）との良好なパートナーシップの形成、地域の様々な市民グループの利用促進、地元学校の総合学習への協力、ボランティア研修生の受け入れ、多摩

丘陵固有の植物を増殖させる活動、地域住民向けのイベントの開催など、多彩な活動を愛護会が行ってきた。本報告では、こうした市民参加型緑地の運営のノウハウを紹介するとともに、愛護会会員を対象に実施した活動の継続意識に関する調査結果について報告する。

P-14

小笠原国立公園における適正な利用ルールの導入に向けた現状と課題

井上 麻美（東京農業大学） 下嶋 聖（東京農業大学）

一木 重夫（小笠原ホエールウォッチング協会） 麻生 恵（東京農業大学）

小笠原諸島は、国内のみならず世界的にみても希少かつ固有な自然環境を有していることで知られている。しかし現在、観光客によるオーバーユースなどが起因のとなり様々な面で自然環境に悪影響を及ぼしている。そのような背景から、平成14年、東京都は自然の保護と適正な利用を図る独自の要綱を策定し、自然環境保全促進地域として小笠原諸島の南島と母島石門一帯を指定した。またそれに伴い東京都と小笠原村は自然環境保全促進地域の適正な利用のルールを設定した。利用ルールの導入には、地域関係者の協力と、それに対する観光客の理解が必要である。本研究では、小笠原において地域関係者へのヒアリング調査と、観光客に対し適正な利用のルールについてアンケート調査を行い、自然地域における利用ルール導入に際する課題を明らかにし、解決策を探ることを目的としている。

日本レジャー・レクリエーション学会 (JSLRS)

会則及び諸規程他	102
役員選出細則設置の趣旨	106
投稿規程・原稿作成要領・投稿票	112

日本レジャー・レクリエーション学会会則

〈第1章 総則〉

第1条 本会を日本レジャー・レクリエーション学会(英語名:Japan Society of Leisure and Recreation Studies)という。

第2条 本会の目的は、レジャー・レクリエーションに関する調査研究を促進し、レジャー・レクリエーションの普及・発展に寄与する。

第3条 本会の事務局は、埼玉県新座市北野1-2-26 立教大学武蔵野新座キャンパスコミュニティ福祉学部松尾研究室内に置く。

〈第2章 事業〉

第4条 本会は第2条の目的を達するため、次の事業を行う。

1. 学会大会の開催
2. 研究会・講演会等の開催
3. 機関誌の発行ならびにその他の情報活動
4. 研究の助成
5. 内外の諸団体との連絡と情報の交換
6. 会員相互の親睦
7. その他本会の目的に資する事業

第5条 学会大会は、毎年1回以上開催し、研究成果を発表する。

〈第3章 会員〉

第6条 本会は正会員の他、賛助会員、講読会員、および名誉会員を置くことができる。

1. 正会員は第2条の目的に賛同し、正会員の推薦および、理事会の承認を得て、

規定の入会金および会費を納入した者とする。

2. 賛助会員は、本会の事業に財政的援助をなした者で理事会の承認を得た者とする。

3. 講読会員は、本会の機関誌を講読する機関・団体とする。

4. 名誉会員は、本会に特別に貢献のあった者で、理事会の推薦を得て総会で承認された者とする。

第7条 会員は、本会の編集刊行する機関誌(紙)等の配付を受け本会の営む事業に参加することができる。

第8条 会員にして会費の納入を怠った者および会の名誉を棄損した者は、理事会の議を経て会員としての資格を停止されることがある。

第9条 会員は原則として、いずれかの支部に所属するものとする。

〈第4章 役員〉

第10条 本会を運営するために、役員選出規則により正会員の中から次の役員を選ぶ。

理事25名以上30名以内(内会長1名、副会長若干名、および理事長1名)、監事2名

第11条 会長は、本会を代表し、会務を総括する。

2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故がある時、または会長が欠けたときは、会長が予め指名した順序により職務を代行する。

3. 理事長は、理事会を総括し、理事は会務を執行する。

4. 監事は、会計および会務の執行状況について監査する。

第12条 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。役員の選出についての規則は別に定める。

第13条 本会に名誉会長および顧問を置くことができる。

2. 顧問は、本会の会長または副会長であった者および本会に功労のあった者のうちから理事会の推薦により会長が委嘱する。

〈第5章 会議〉

第14条 本会の会議は、総会および理事会とする。

第15条 総会は、毎年1回開催し本会の運営に関する重要事項を審議決定する。

総会は、会長が招集し、当日の出席正会員をもって構成する。

議事（会則改正を除く）は、出席者の過半数をもって決定される。

第16条 理事会が必要と認めた場合、もしくは正会員の1/3以上の開催請求があった場合、臨時総会を開くことができる。

第17条 理事会は理事長が招集し、監事若干名および事務局員を選出し、会務を処理する。理事会は、運営の円滑化をはかるため、常任理事会を置くことができる。

〈第6章 支部および専門分科会〉

第18条 本会の事業を推進するために、支部ならびに専門分科会を置くことができる。支部ならびに専門分科会についての規則は別に定める。

〈第7章 会計〉

第19条 本会の経費は、会費、寄付金および

その他の収入をもって支弁する。

第20条 会員の会費は次の通りとする。

1. 入会金 2,000 円
2. 正会員 年度額 8,000 円
3. 賛助会員 " 20,000円以上
4. 講読会員 " 8,000 円

第21条 本会の会計年度は毎年4月に始まり、翌年3月に終る。

付 則

1. 本会の会則は、総会において出席正会員の3/5以上を得た議決により変更することができる。

本会則は、昭和46年3月21日より一部改訂する。

本会則は、昭和51年5月1日より一部改訂する。

本会則は、昭和55年5月11日より一部改訂する。

本会則は、昭和56年11月8日より一部改訂する。

本会則は、昭和57年6月12日より一部改訂する。

本会則は、昭和58年10月30日より一部改訂する。

本会則は、昭和59年6月9日より一部改訂する。

本会則は、昭和62年10月17日より一部改訂する。

本会則は、平成3年11月10日より一部改訂する。

本会則は、平成5年10月17日より一部改訂する。

本会則は、平成8年11月24日より一部改訂する。

本会則は、平成10年11月23日より一部改訂する。

日本レジャー・レクリエーション学会 理事会の運営に関する規定

昭和57年6月12日制定

昭和58年10月30日改訂

平成7年12月10日改訂

平成11年4月26日改訂

1. 会則第17条の規定により、理事会の運営は、会則に定められているほか、この規定に基づいて行うものとする。
2. 理事会は、原則として年に1回以上開催するものとし、理事長がその議長となる。
3. 理事会の招集に当たっては、書面によって付議事項を明示しなければならない。
4. 理事会は、理事の過半数の出席により成立し、議決は出席者の2分の1以上の賛成を必要とする。
ただし、表決に当たっては、予め書面（署名捺印）を以って当該議事に対する意向を表示した者を、出席者とみなす。
5. 常任理事会の構成および業務は次のとおりとする。
 - (1) 常任理事会構成員は若干名とする。
 - (2) 常任理事会は、理事会の決定の方針にもとづき、日常業務の執行にあたる。
 - (3) 常任理事会の議事録（概要）はできるだけすみやかに各理事に送付するものとする。
6. 理事会は、業務を遂行するために次のような専門委員会を置く
(1)総務、(2)研究企画、(3)編集、(4)広報渉外、(5)財務
また専門委員会の委員は、理事会の承認を得て必要により会員の中から委嘱することができる。ただし当該専門委員の理事会への出席はできない。
7. 理事会には、専門的に研究、調査および審議を必要とするような場合には、特別委員会には、理事以外の適任者を委嘱することができるがその人選は理事会の承認を必要とする。
8. その他理事会の運営に必要な事項は、理事会で決定することができるものとする。

日本レジャー・レクリエーション学会 専門分科会設置に関する規定

昭和57年6月12日制定

平成7年12月10日改訂

1. 会則第18条規定により、本会会員が専門分科会を設置しようとする場合は、この規定に基づいて行うものとする。
2. 専門分科会の設置は、原則として研究分野を同じくする本学会正会員20名以上の要請があった場合とする。

3. 専門分科会の設置を求めようとする正会員は下記により本学会会長に申請するものとする。
 1. 設立経過および主旨
 2. 名称
 3. 発起人代表者
 4. 発起人名簿
 5. 連絡事務所
 6. その他
4. 専門分科会は次の事項について各年度ごとに本部に報告する。
 1. 活動状況の概要
 2. その他必要と認められる事項

日本レジャー・レクリエーション学会 役員選出細則 設置の趣旨

“学会の活性化”と“学会の継続性”とのバランスから、次の項目について配慮した：

- 1) 理事役員の中軸上陸という観点から、理事総数の半数にあたる15名を正会員による直接選挙（順位標記の5名連記による無記名投票）とした
- 2) 改選前理事10名を、現行理事会での互選とした
- 3) 学会運営の強化を計るために、理事長推薦理事5名以内を設けた
- 4) 会長、副会長、監事は、選挙後初めての理事会で選出することとした
- 5) 会長、副会長は理事以外からの選出ができることとした
- 6) 理事長は、新役員に選出された理事（25名）により、選挙後初めての理事会で互選により選出することとした
- 7) 被選挙権及び理事就任については、辞退を認めた
- 8) 役員欠員に対し、補充選挙は行わないこととした
（会長については本則に従い、理事については補充選挙は行わない）
- 9) 選挙管理委員会を設置し、その委員会（5名）の推薦を理事会とした
- 10) 会則の改正（第10条）を必要することとなった
- 11) 学会の活性化の側面的効果として、選挙権（人）及び被選挙権（人）の確認事項により、正会員に手続きの明確化をはかった（会費等手続き期日の指定）

日本レジャー・レクリエーション学会 役員選出細則

（趣旨）

第1条 この細則は、会則第12条に規定する役員を選出に関し、必要な事項を定める。

（選出の時期）

第2条 すべて役員を選出は、その任期の前年のうちに行わなければならない。

（選出の種別と人数）

第3条 この細則により選出される役員の種類と人数は、会則第10条の規定により次の通りとする。

- | | | |
|-----|-------|------------|
| (1) | 会 長 | 1名 |
| (2) | 副 会 長 | 若干名 |
| (3) | 理 事 | 25名以上30名以内 |
| (4) | 監 事 | 2名 |

（資格の制限）

第4条 選挙権、被選挙権は、選挙実施前年の12月31日までに正会員としての資格を有し選挙実施年の6月30日現在、当該年度の会費を納めている正会員とする。ただし6月30日以降に正会員の資格を失った者を除く。

- 2 被選挙権の辞退は認めるが、あらかじめ選挙管理委員会に文書で選挙公示後10日以内に届け出るものとする。

(選出の形態)

第5条 会長、副会長、監事、現行理事から選出される理事（以下「改選前理事」という。）及び理事長推薦理事を除く役員は、正会員の直接選挙により選出する。

(選出の方法)

第6条 役員の選出方法は、次の通りとする。

- (1) 会長、副会長、監事は、初めての理事会において選出する。
- (2) 理事のうち、新理事15名を正会員による順位標記の5名連記で、郵送による直接無記名投票とし、改選前理事10名を現行理事会での互選とし、新理事長による推薦理事5名以内を新理事長の任命によって選出する。
- 2 会長、副会長は、理事以外からの選出ができる。ただし理事以外から選出された会長、副会長は、就任と同時に速やかに会則第10条の規定により理事となる。
- 3 改選前理事は、新理事の選挙の前に選出し公表する。改選前理事に選出されない現行理事も細則第4条の規定を満たす限り新理事としての被選挙権を有する。
- 4 理事長は、新役員に選出された理事（25名）による初めての理事会での互選による。

(投票の有効性)

第7条 投票のうち次のものは、無効とする。

- (1) 規定用紙以外のもの
- (2) 定数を越えて記入したものは、その区分全部
- (3) 氏名以外の文字または記号を記入したものは全部

(当選の決定)

第8条 選挙による新理事（15名）の決定は、有効投票の最多得票者から15名とする。ただし同点者がある場合は、順位標記による総得点の高得点者とし、なお同点の場合は順次高順位ごとの得票数の多い者とする。理事就任時に辞退者があるときは、次点者を繰り上げる。次点者に同点者があるときも同じ得点の算定による。順位ごとの得票数によっても同点のときは選挙管理委員会で推薦決定する。

- 2 順位標記による得点の算定は、高順位1位を5点とし順次下位を減数し5位を1点として積算する。

(辞退の届出)

第9条 選挙により選出された新理事が、その就任を辞退しようとする時は、通知が到着した日から5日以内に正当な理由を示して選挙管理委員長に届け出なければならない。

(補充選挙)

第10条 任期途中において役員に欠員が生じても、補充選挙は行わない。

(選挙管理委員会)

第11条 役員（会長、副会長、監事、改選前理事、理事長推薦理事を除く）の選挙を実施するため、選挙管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、5名をもって構成する。
- 3 委員の選出は、理事会の推薦による。

- 4 委員の任期は、役員選挙年度の5月1日から翌々年の4月30日までの2年間とする。
- 5 委員会に委員長を置く。委員長は、委員の中から互選する。委員長は、この細則にしたがって選挙を執行する責任と権限を持つものとする。
- 6 委員会は、投票の期日、方法等を選挙の1ヵ月以前に、公示しなければならない。
- 7 委員会は、順位区分（1位～5位）を明らかにした氏名記入用投票用紙を作成する。
- 8 委員会は、被選挙人名簿及び投票用紙を、選挙の14日以前に正会員届け出住所に送付しなければならない。
- 9 委員会は、得票数が決定したとき得票数順に上位30位までの一覧表を作成し確認印を押し、その結果を公示するとともに、理事会に報告する。

（細則の改廃）

第12条 この細則の改廃は、理事会の過半数の賛成を得て総会の議決による。

- 2 この細則の変更は、会則の変更に準ずるものとする。

付 則

- 1 この細則は、平成10年度の役員改選から適用する。
- 2 この細則は、平成8年11月24日から施行し、従来の役員選出内規及び申し合わせ事項は廃止する。

日本レジャー・レクリエーション学会 現行理事会から選出される理事の選出に関する申し合わせ

（趣旨）

第1条 本学会の役員選出細則第6条第1項第2号の規定により現行理事会から選出される理事（以下「改選前理事」という。）の選出にあたり、この申し合わせを定める。

（選出の時期）

第2条 改選前理事の選出は、役員改選前年度の最初に開催される理事会以前とする。

（選出の形態）

第3条 改選前理事の選出の形態は、現行理事による直接選挙とする。

（選出の方法）

第4条 改選前理事の選出の方法は、現行理事による順位標記の10名連記で、郵送による直接無記名投票による。

（投票の有効性）

第5条 投票のうち次のものは、無効とする。

- （1） 規定用紙以外のもの
- （2） 定数を越えて記入したものは、その区分全部
- （3） 氏名以外の文字または記号を記入したものは全部

（当選の決定）

第6条 改選前理事の当選の決定は、改選前理事選出理事会（役員改選前年度の最初に開催される理事会）において

郵便投票を開票し決定する。

- 2 改選前理事（10名）の決定は、有効投票の最多得票者から10名とする。ただし同点者がある場合は、順位標記による総得点の最高得点者とし、なお同点の場合は順次高順位ごとの得票数の多い者とする。理事就任時に辞退者があるときは、次点者を繰り上げる。次点者に同点者があるときも同じ得点の算定による。順位ごとの得票数によっても同点のときは、役員改選前年度の最初に開催される理事会において、出席者の投票により決定する。
- 3 順位標記による得点の算定は、高順位1位を10点とし順次下位を減数し10位を1点として積算する。

（選挙管理）

第7条 選挙管理事務は、事務局が行う。

付 則

（施行期日）

1. この申し合わせは、平成10年度の役員改選から適用する。
2. この申し合わせは、平成9年5月26日から施行する。
3. 第2条の規定に関わらず、平成10年度の役員改選に伴う改選前理事の選出の時期は、役員改選前年度の最初に開催される理事会以前でなくてもよいものとする。

日本レジャー・レクリエーション学会 新役員に選出された理事（25名）による理事長の選出に関する申し合わせ

（趣旨）

第1条 本学会の役員選出細則第6条第4項の規定により選出される理事長の選出にあたり、この申し合わせを定める。

（選出の時期）

第2条 理事長の選出は、現行会長により招集される役員改選後の最初に開催される理事会（以下「新理事会」という。）において互選する。

- 2 理事長が選出されるまでは、新理事会の議長は現行会長が暫定議長となる。

（選出の方法）

第3条 理事長の選出の方法は、現行会長及び会長、副会長、監事の選出に関する申し合わせ第2条により構成されている候補者選定委員会の意見を聴取し審議・決定する。

付 則

（施行期日）

1. この申し合わせは、平成10年度の役員改選から適用する。
2. この申し合わせは、平成9年5月26日から施行する。

会長、副会長、監事の選出に関する申し合わせ

(趣旨)

第1条 本学会の役員選出細則第6条第1項第1号の規定により選出される会長、副会長、監事の選出にあたり、この申し合わせを定める。

(候補者の選定)

第2条 会長、副会長、監事の候補者の選定は、役員改選後の最初に開催される理事会（以下「新理事会」という。）以前に、現行の会長、副会長、理事長、及び常任理事会で選任された常任理事若干名を含む7名により候補者選定委員会（以下「委員会」という。）を構成し、それぞれ複数の候補者を選定する。

- 2 委員会は現行会長が招集し、委員長は初回の委員会において互選とし、委員長が議長となり以後の委員会を必要に応じ招集する。

(候補者の推薦)

第3条 会長、副会長、監事の候補者の推薦は、委員会が新理事会に推薦する。

(選出の形態)

第4条 会長、副会長、監事の選出の形態は、委員会の報告に基づき新理事会により審議・決定する。

(選出の方法)

第5条 会長、副会長、監事の選出の方法は、最初の新理事会において新理事による単記の直接無記名投票による。

- 2 新理事が最初の新理事会に欠席する場合は、前項の投票は郵便による投票ができる。

(当選の決定)

第6条 会長、副会長、監事の当選の決定は、それぞれ有効投票の最多得票者からとする。ただし同点の場合は、委員会の推薦により決定する。

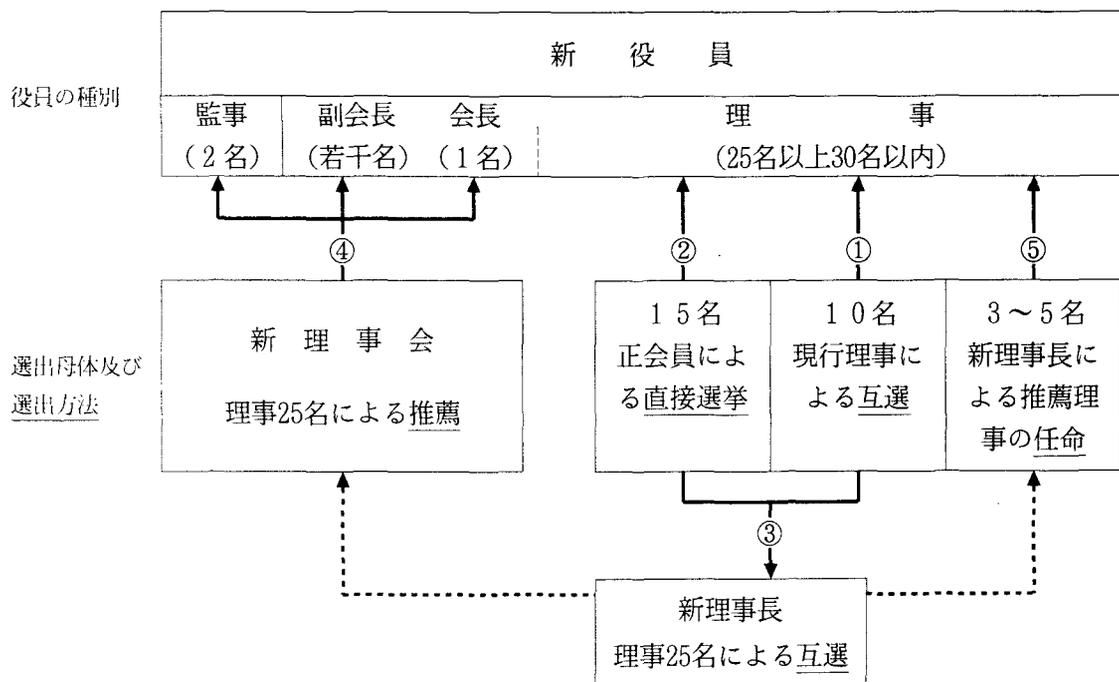
付 則

(施行期日)

1. この申し合わせは、平成10年度の役員改選から適用する。
2. この申し合わせは、平成9年5月26日から施行する。

日本レジャー・レクリエーション学会 役員選出方法及びプロセス（図説）

〔注〕 図説中の①～⑤の数字は、新役員を選出される順序を示す。



《各役員選挙投票用紙》

〔改選前理事選出投票用紙【a】〕

学会会則第10条及び第12条、役員選出細則第6条第1項第2号、現行理事から選出される理事の選出に関する申し合わせ第4条、の各規定による「改選前理事」10名の選出投票用紙【a】（順位標記の10名連記）

1. ()
2. ()
3. ()
4. ()
5. ()
6. ()
7. ()
8. ()
9. ()
10. ()

〔新理事選出投票用紙【b】〕

学会会則第10条及び第12条、役員選出細則第6条第1項第2号、の各規定による正会員による新理事15名の選出投票用紙【b】（順位標記の5名連記）

1. ()
2. ()
3. ()
4. ()
5. ()

〔会長、副会長、監事選出投票用紙【c】〕

学会会則第10条及び第12条、役員選出細則第6条第1項第1号、会長、副会長、監事の選出に関する申し合わせ第5条第1項及び第2項、の各規定による会長（1名）、副会長（若干名）、監事（2名）の選出投票用紙【c】（無記名単記）

- 会長
()
- 副会長
()
- 監事
()

「レジャー・レクリエーション研究」投稿規定

昭和46年3月21日制定

昭和57年6月12日改訂

昭和58年7月1日改訂

平成元年2月2日改訂

平成8年4月1日改訂

平成15年2月8日改訂

1. 投稿資格

本誌に寄稿できる原稿の筆頭著者は、本学会々員に限る。但し、編集委員会が認めた場合は、この限りでない。

2. 原稿種類と審査

- (1) 原稿に用いる言語は原則として、和文もしくは英文とする。但し、編集委員会が認めた場合は、この限りでない。
- (2) 原稿の種類は、レジャー・レクリエーションを対象とした研究領域における総説、原著、研究資料、実践研究、評論、その他とし、他誌に未投稿、未発表のものに限る。なお、上記のうち総説、原著、研究資料、実践研究は、編集委員会が依頼する複数の査読者による審査を経た学术论文である。
- (3) 原稿の定義は以下の通りである。
 - 1) 総説とは、レジャー・レクリエーションを対象とした研究領域に関わる特定のテーマを、文献レビューなどに基づいて大局的かつ客観的に総括したもの。
 - 2) 原著とは、客観性、論理性、普遍性を備えた学術的価値の高い内容を持つオリジナルな研究成果をまとめたもの。
 - 3) 研究資料とは、学術的な資料性が高い研究成果などで、客観性・論理性・普遍性などに検討の余地が残されているものの、速報性等があり公表する価値が認められるもの。
 - 4) 実践研究とは、実践的な事例調査をまとめた研究成果などで、客観性・論理性・普遍性などに検討の余地が残されているものの、速報性等があり公表する価値が認められるもの。
 - 5) 評論とは、ある特定の事項に関する評価、善悪、優劣などを批評し論じたもの。
 - 6) その他の原稿とは、書評や紹介記事、用語解説、シンポジウム・講演会の記録などで、編集委員会が掲載を認めたもの。
- (4) 原稿の長さは、原則として、総説、原著については刷り上がり12ページ以内、研究資料、実践研究、評論については同6ページ以内とする（1ページは2,016字に相当）。ただし、やむを得ない場合には規定ページ数の1.5倍まで認める。その他の原稿については、編集委員会で認められたページ数とする。
- (5) 原稿の採否および掲載時期については、編集委員会が最終的な決定を行う。なお、学术论文の採否については、査読者による審査結果に基づく。
- (6) 大会発表論文集への投稿規定は別に定める。

3. 原稿の提出

- (1) 原稿の提出にあたっては以下に従うこと。
 - 1) 投稿原稿は、別に定められた原稿作成要領に従い、原文の鮮明なコピー3部を提出する。原文は、郵送事故などに備えて投稿者が保管する。
 - 2) 投稿原稿は、各部ごとに、標題、抄録（総説、原著、研究資料、実践研究の場合）、本文（註・文献を含む）、図（写真を含む）、表の順にまとめ、ダブルクリップ等で留めて提出すること。
 - 3) 原稿の郵送は簡易書留や宅配便など、配達記録が証明できる方法で行う。本学会ならびに編集委員会は、郵送事故には責任を持たない。
 - 4) 提出先は、日本レジャー・レクリエーション学会事務局とする。
 - 5) 原稿および図表は原則として返却しない。
 - 6) 投稿の際には、本誌掲載の「レジャー・レクリエーション研究 投稿票」に必要事項を記入し、投稿原稿と合わせて1部提出する。なお、投稿票にコピーを用いても構わない。

4. 費用

- (1) 審査料・掲載料は原則として無料とするが、次の場合には投稿者にその実費を負担してもらうことがある。
 - 1) カラー印刷など特殊な印刷を要したり、分量が規定を超過する場合など。
 - 2) 別刷を必要とする場合。別刷りは50部までは無料とするが、それ以上必要な場合には50部単位で購入できる。

5. その他

- (1) 原稿の作成にあたっては、別に定める原稿作成要領に従う。
- (2) その他、当規定の問い合わせは、学会事務局宛に行う。

「レジャー・レクリエーション研究」原稿作成要領

(平成15年2月8日制定)

1. 原稿の作成

- (1) 原稿は、原則としてワードプロセッサなどを使用し、下記にしたがって作成すること。
 - 1) 用紙はA4判を縦長に使用し、横書きで作成すること。
 - 2) 書式は、和文の場合には1頁に800字詰め(25字×32行)、欧文の場合にはダブルスペース(30行)とする。また、それぞれ左40mm、右80mm、上下30mm程度の余白を残すこと。
 - 3) 欧文、数字、小数点、および斜線(/)は半角文字を使用すること。
 - 4) 句読点は、マル(。)およびテン(、)を使用すること。
- (2) 原稿の採用決定後に、フロッピーディスク等に保存された文章ファイルの提供を要請する。
- (3) 手書で原稿を作成する場合には、400字詰め原稿用紙(20字×20行)を用いること。

2. 原稿の体裁

- (1) 投稿原稿は、①標題、②抄録、③本文(註・文献を含む)、④図、⑤表の順番で体裁を整える。
 - 1) 標題ページには、①原稿の種類、および②タイトル(和文・英文の両方)を記入する。このページに著者名や所属などは一切記入しない。
 - 2) 抄録ページには、総説・原著論文・研究資料・実践研究では、英文投稿・和文投稿にかかわらず、英文抄録(250語程度)と和文抄録(500字以内)添える。これらは、刷り上がり時に本文と一緒に印刷される。評論およびその他の原稿については抄録は必要ない。
 - 3) 本文ページには、本文・註・文献などを記入する。なお、本文の作成にあたっては以下の点に留意すること。
 - ①本文の中央下にページ番号を記入する
 - ②本文の左側に、可能な限り、5行おきに行番号を記入する。
 - ③母国語ではない言語による投稿では、投稿前にネイティブによる文章校閲を受ける。
 - ④和文原稿では必要以上の専門外来語の使用を控える。用いる場合は、片仮名書きとする。
 - ⑤見出し記号を用いる際は、大見出しから順に、1.、2. …、(1)、(2) …、1)、2) …、①、②…とする。
 - ⑥学術用語は、学術会議制定の用語に準じ、度量衡単位はSI単位(m、cm、mm、kg、g、mgなど)とする。
 - ⑦本文中の文献表記は、引用箇所の後に、³⁾、^{2) 4) 8)}、⁵⁻⁷⁾のように、該当する文献番号を上付きにする。註をつける場合も同様にする。
 - ⑧本文欄外に図表の挿入箇所を朱筆により明示する。
 - ⑨謝辞、および付記(研究費交付等)は本文の末尾におく。
 - ⑩註は、本文の末尾と文献の間に、註1)、註2)・・・というように番号順に一括して記載する。

⑪文献は、筆頭著者の姓のアルファベット順に並べるか、ないしは引用順に、1)、2)、3) …と通し番号を付ける。

⑫文献の記載方法は以下を参考にする。

〈学術誌・雑誌の場合〉

著者名、論文名、雑誌名 巻号：ページ数（始頁—終頁）、西暦年号 の順

[例1]西野仁・知念嘉史、E S M（経験標本抽出法）を用いた日常生活におけるレジャー行動研究の試み、レジャー・レクリエーション研究38：1-15、1998

[例2]Eeva Karjalainen and Liisa Tyrvaïnen, Visualization in forest landscape preference research: a Finnish perspective, Landscape and Urban Planning 59(1): 13-28, 2002

〈単著などの場合〉

著者名、書名、発行者、発行地：ページ数（始頁—終頁）、西暦年号 の順

[例3]ヨゼフ・ピーパー（稲垣良典訳）、余暇と祝祭、講談社、東京：120pp、1988

[例4]Simon Bell, Element of visual design in the landscape, E & FN Spon, London, 11-30, 1993

〈共著書などの場合〉

著書名、論文名、(編集者名、「書名」、発行者、発行地)、ページ数（始頁—終頁）、西暦年号 の順

[例5]下村彰男：リゾート景観の保全と創造、(日本造園学会編、「ランドスケープの計画」、技報堂出版、東京)、217-227、1998

[例6]Richard Broadhurst and Paddy Harrop, Forest tourism: Putting policy into practice in the Forestry Commission,(In Xavier Font and John Tribe Eds., Forest tourism and recreation, CABI publishing, New York),183-199,1999

4) 図・表の作成にあたっては以下の点に留意すること。

①図・表は、それぞれ1点につき1枚の用紙を使用する。

②表は、表1、Table2のように通し番号を付け、題名を表の上部に記載する。

③図は、図3、Fig. 4のように通し番号を付け、題名を図の下部に記載する。

④図表の作成にあたっては、刷り上がり時の巾（2段にまたがる場合は横幅最大14cm、1段の場合は6.5cm）、および縮尺を考慮し、明瞭に作成する。

⑤写真を掲載する者は、原稿の採用決定後にE L版以上の紙焼き写真を提出する。

⑥採用決定後、オリジナルの図表を提出する際には、裏面に、図表の番号、上下の印、および筆頭著者名を鉛筆で薄く書き込んでおく。

⑦特殊なオリジナル図表は、トレーシングペーパーをかけるなどして、できるだけ汚損対策を施す。

レジャー・レクリエーション研究 投稿票

受付年月日 _____

受付番号 _____

ふりがな 連絡先氏名						
連絡先	〒 _____ TEL. _____ FAX _____ E-mail _____					
全著者名 および所属 (英文表記も)						
原稿の種類	総説、原著、研究資料、実践研究、評論、 その他（具体的に： _____)					
原稿の枚数		初稿	2稿	3稿	採用後の フロッピー添付	有・無
	標題	枚	枚	枚	カラー印刷	有・無
	抄録	枚	枚	枚		
	本文	枚	枚	枚		
図表	枚	枚	枚	別刷希望数	部	
原稿の動き		初稿	2稿	3稿	初校印刷	
著者→編集委員会					著者送付	
編集委員会→審査者					著者校正	
審査者→編集委員会					2校印刷	
判定					2校校正	
編集委員会→著者					3校印刷	

<p>和文要旨 (貼り付け可)</p>	
<p>原稿投稿時の チェック リスト</p>	<p><u>確認したら□にチェックしてください。</u></p> <p>タイトルページ <input type="checkbox"/> 原稿の種類は記入してあるか <input type="checkbox"/> タイトル (和・英) は記入してあるか <input type="checkbox"/> 著者名・所属は<u>未記入であるか</u></p> <p>本文ページ <input type="checkbox"/> 本文の体裁は原稿作成要領に即しているか <input type="checkbox"/> 註の体裁は原稿作成要領に即しているか <input type="checkbox"/> 文献の体裁は原稿作成要領に即しているか <input type="checkbox"/> ページ番号 (本文中央下) を記入したか <input type="checkbox"/> 行番号を記入したか (本文左) <input type="checkbox"/> 母国語でない場合、文章校閲を受けたか <input type="checkbox"/> 見出し記号は原稿作成要領に即しているか <input type="checkbox"/> 図表挿入箇所の表示をしたか</p> <p>図表 <input type="checkbox"/> 図表1点につき1枚の用紙が使用されているか <input type="checkbox"/> 図のタイトルは適切か <input type="checkbox"/> 表のタイトルは適切か</p>

イタリック表記の部分 は投稿者が記入すること。

「レジャー・レクリエーション研究」

投稿募集

研究論文の投稿は、常時受け付けております。
積極的にご投稿下さい。

編集委員会

「レジャー・レクリエーション研究」への投稿について

研究論文の審査、修正作業には最短でも2ヶ月程度の時間を要する点を考慮して、投稿してください。

投稿は、常時受け付けております。会員の皆様の積極的な投稿をお願いいたします。

■投稿論文送付先

〒354-8510 埼玉県入間郡三芳町藤久保1150-1

淑徳大学 国際コミュニケーション学部

西田俊夫研究室内

日本レジャー・レクリエーション学会編集委員会

学会大会号編集企画

油井 正昭 (学会会長)	片桐 義晴 (学会常任理事)
坂口 正治 (学会副会長)	嵯峨 寿 (学会常任理事)
鈴木 秀雄 (学会副会長)	下村 彰男 (学会常任理事)
松浦三代子 (学会副会長)	田中 伸彦 (学会常任理事)
大谷 善博 (学会監事)	西野 仁 (学会常任理事)
寺島 善一 (学会監事)	沼澤 秀雄 (学会常任理事)
西田 俊夫 (学会理事長)	松尾 哲矢 (学会常任理事)
麻生 恵 (学会常任理事)	山崎 律子 (学会常任理事)
小椋 一也 (学会常任理事)	横内 靖典 (学会常任理事)

第35回学会大会号 (No.55) 編集委員会

西田俊夫 (委員長)	田中 伸彦
小椋 一也	沼澤 秀雄
下村 彰男	松尾 哲矢
嵯峨 寿	

Editorial Committee for Papers of the 35th National Congress

T.Nishida(Chief Editor)	N.Tanaka
K.Ogura	H.Numazawa
A.Shimomura	T.Matsuo
H.Saga	

Address: Subscription Manager, Japan Society of Leisure and Recreation Studies (JSLRS).
c/o: Shukutoku University
1150-1 Fujikubo Miyoshicho, Irumagun, Saitama, Japan
Tel.& Fax. your country code+81+0492-74-1511

『レジャー・レクリエーション研究』第55号 (DEC.,2005)

平成17年11月25日 印刷

平成17年12月1日 発行

編集・発行人：西田 俊夫

発行所：日本レジャー・レクリエーション学会

〒354-8510 埼玉県入間郡三芳町藤久保1150-1

淑徳大学 国際コミュニケーション学部

西田俊夫研究室内

電話・FAX：0492-74-1511

SINCE 1975

mont·bell

Light & Fast™



www.montbell.com

株式会社 **モンベル**

本社 ● 〒550-0013 大阪市西区新町1-33-20 TEL/06-6531-4761(代) 東京営業所 ● 〒150-0012 東京都渋谷区広尾1-15-3 TEL/03-3445-5401(代)



スポーツをみんなのものに

株式会社

サス・スポーツプロダクト

本社 〒101-0048 東京都千代田区神田司町2-17

TEL. 03(3233)3711(代) FAX. 03(3233)3716

JOURNAL
of
Leisure and Recreation Studies
No. 55

Papers of the 35th National Congress

Special Issue :

Papers Presented at the 35th National Congress of
Japan Society of Leisure and Recreation Studies

(Dec. 9th. 10th. 11th., 2005)

(International Christian University : TOKYO, Japan)

Japan Society of Leisure and Recreation Studies (JSLRS)

Dec. 2005